

港区の平和・人権・ 男女平等参画

令和3年度（2021年度）版 事業概要

港区総務部人権・男女平等参画担当

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和
を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わること
はありません。

私たちも眞の平和を望みながら、文化や伝統を守り、
生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生
まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持すること
を求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、
心から平和の願いをこめて港区が平和都市であること
を宣言します。

昭和60年8月15日

港区

はじめに

区では基本構想の理念に人間性の尊重を掲げ、平和を基礎に人権が尊重された上で、女性と男性が平等に参画できる地域社会を築くことを目指しています。

平和に関しては、「港区平和都市宣言」に基づき、国際平和の実現に向け、あらゆる機会をとらえて平和を訴える事業を展開しています。

人権に関しては、平成28年度において、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消推進法」が施行されました。同和問題など様々な差別を解消し、性別、年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、全ての人が平等に大切にされる人権尊重社会の確立を目指し、人権尊重意識の啓発を図っています。

男女平等参画に関しては、港区男女平等参画条例に基づき、「港区男女平等参画行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、全ての人が性別等にとらわれず自分らしく豊かに生きることのできる男女平等参画社会の実現を目指して、区民、事業者等との連携・協働により施策を推進しています。令和3年度からは、「第4次港区男女平等参画行動計画-みんなで進めよう 男女平等-(令和3年度～8年度)」により進めています。

本書は二部構成とし、第一部は区の平和・人権・男女平等参画に関する事業概要、第二部は行動計画計上事業の令和2年度実施状況をまとめた年次報告書となっています。

平和と人権が尊重された男女平等参画社会の実現に向けた取組を御理解いただくとともに、男女平等参画施策の基礎資料として御活用いただければ幸いです。

令和3年8月

港区総務部人権・男女平等参画担当

目 次

第一部

港区の平和・人権・男女平等参画事業 1

第二部

令和2年度男女平等参画の推進に関する年次報告書 47

第一部

港区の平和・人権・男女平等参画 事業

第一部 目 次

I 平和

1	平和展	7
2	平和のつどい	8
3	巡回平和メッセージ展	9
4	ミニ平和展セットの貸出し	10
5	平和青年団事業	11
6	平和の灯	12
7	被爆アオギリⅡ世・クスノキⅡ世	13
8	区内にある米軍ヘリポート基地の撤去要請行動	14
9	核実験に対する抗議行動	15

II 人権

1	憲法週間記念 講演と映画のつどい	19
2	人権週間記念 講演と映画のつどい	20
3	人権身の上相談	21
4	人権擁護委員による人権啓発活動	22
5	人権啓発パネル展	24
6	広報による人権啓発	25
7	人権連続講座	26

III 男女平等参画

1	男女共同参画週間事業	29
2	男女平等参画推進会議	30
3	男女平等参画に関する苦情等申出制度	31
4	女性に対する暴力をなくす運動パネル展	32
5	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業	33
6	仕事と家庭の両立支援事業	34
7	女性活躍推進事業	36
8	男女平等参画センター（リープラ）	37

I 平 和

平 和 展

概 要

戦争・被爆体験を忘れることなく未来へと語り継ぎ、平和の大切さを改めて考える機会として、区内5会場で広島や長崎等から借用した戦争や平和に関する各種資料を展示しています。

事 業 開 始 時 期

昭和60年度（平成5年度までは、「平和のための原爆被爆展」として開催）

事 業 の 状 況

○開催期間

令和2年7月28日（火）～8月17日（月）

会 場	内 容
港区役所1階ロビー	テーマ：原爆被爆の実相を知る ・ヒロシマ・ナガサキ原爆写真パネル ・知覧特攻平和会館資料 ・長崎写真パネル ・港区戦災地図
みなとパーク芝浦 1階区民ギャラリー	テーマ：港区の平和の取組と東京大空襲 ・港区平和青年団活動写真 ・平和首長会議パネル ・東京大空襲関連写真
全会場共通	・港区平和都市宣言 ・2つの平和への想い（展示会場案内パネル） ・平和の灯について ・平和メッセージコーナー ・幻の東京オリンピックパネル ・東水園パネル

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため規模を縮小して実施しました。

平和のつどい

概 要

幅広い世代の区民が平和を考える機会をもてるよう、コンサート等各種ステージイベン
トのほか、港区平和青年団による活動報告会を同時に開催しています。

平成27年度は、「平和都市宣言30周年記念式典」として開催しました。

事 業 開 始 時 期

平成 19 年度（平成 28 年度までは、「平和を考える集い」として実施）

事 業 の 状 況

年 度	日 時	会 場	内 容	参 加 人 数
28	8月 27 日（土）	男女平等参画 センター リーブラ ホール	・広島市長、長崎市長、福岡県八女市長 からのメッセージ ・港区平和都市宣言朗読 ・港区平和青年団活動報告 ・平和祈念コンサート	70
29	8月 26 日（土）	男女平等参画 センター リーブラ ホール	・広島市長、長崎市長、福岡県八女市長 からのメッセージ ・港区平和都市宣言朗読 ・港区平和青年団活動報告 ・平和祈念コンサート	179
30	8月 25 日（土）	男女平等参画 センター リーブラ ホール	・広島市長、長崎市長、福岡県八女市長 からのメッセージ ・港区平和都市宣言朗読 ・港区平和青年団活動報告 ・平和祈念コンサート	183
元	8月 24 日（土）	男女平等参画 センター リーブラ ホール	・広島市長、長崎市長、福岡県八女市長 からのメッセージ ・港区平和都市宣言朗読 ・港区平和青年団活動報告 ・平和祈念コンサート	164
2		新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止		

巡回平和メッセージ展

概 要

次世代を担う子どもたちに平和の尊さを改めて考える機会を提供するため、区立小学校で著名人からの「平和メッセージ」や「港区平和都市宣言」のパネル展示や「平和図書コーナー」を設置しています。

事 業 開 始 時 期

平成 16 年度

事 業 の 状 況

年 度	開催期間	実施校
28	10月14日（月）～12月22日（木）	麻布小学校、白金の丘小学校、御田小学校、青山小学校、青南小学校
29	10月16日（月）～12月22日（金）	御成門小学校、芝浦小学校、高輪台小学校、本村小学校、赤坂小学校
30	10月15日（月）～12月21日（金）	芝小学校、白金小学校、南山小学校、笄小学校、港陽小学校
元	10月15日（火）～12月20日（金）	赤羽小学校、御田小学校、港南小学校、東町小学校、青南小学校
2	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。リーフレットのみ配付。	

【展示内容】

○パネル展示（著名人による平和メッセージパネル、港区平和都市宣言パネル）

○平和図書コーナーの設置

○区立小学校 6 年生全員にリーフレットを配付（著名人からのメッセージ及び平和の灯を掲載）

ミニ平和展セットの貸出し

概要

戦時中の暮らしを再現した平和啓発セットを貸し出しています。

戦時中の悲惨さを衣・食・住の3つの視点から捉え、平和の尊さを改めて考える機会を提供しています。

事業開始時期

平成17年度

事業の状況

町会や地域等、子どもたちが集う場所での戦争・戦災体験の語り継ぎや、平和の尊さを考える会などの催しで活用してもらうために貸出しを行っています。

3か月前の同日から貸出しの申込を受け付けています。

貸出期間は、展示する期間及び展示・梱包・運搬などに必要な期間を含め、原則として2週間以内です。

年度	貸出実績
28	1件
29	2件
30	1件
元	1件
2	0件

Aセット（衣）

品目	貸出品
手で触れる物品	日常着（もんぺ、防災ズキン、国民服【甲号・上着のみ】、巻ゲートル）、日常品（持ち出しかばん、ヘルメット【紙製】、布製バケツ、水筒）
ビデオ（アニメ）	おかあさんの木、なっちゃんの赤いてぶくろ
本	絵で読む広島の原爆、絵本東京大空襲、戦争とくらし百科、地雷ではなく花をください、難民と地雷

Bセット（食）

品目	貸出品
手で触れる物品	食品のレプリカ（すいとん、大根飯、芋の茎の煮物・箸付）、米つき
ビデオ（アニメ）	100ばんめのサル、一つの花
本	絵で読む広島の原爆、絵本東京大空襲、戦争とくらし百科、地雷ではなく花をください、難民と地雷

Cセット（住）

品目	貸出品
手で触れる物品	灯火管制（電球、布製カバー、スタンド）
ビデオ（アニメ）	十六地蔵物語～戦争の犠牲になったこどもたち～、シロとたけし
本	絵で読む広島の原爆、絵本東京大空襲、地雷ではなく花をください、左手がなくても僕は負けない、語り伝えるヒロシマ・ナガサキ（1～5巻）、戦争とくらしの事典

平和青年団事業

概要

次代を担う高校生世代を対象に、長崎への派遣研修を中心とした平和に関する研修を通して、平和を築く意識を醸成します。

平和学習や平和関連施設の見学などの活動で学習した成果をまとめた活動報告書の作成や、戦争や核兵器の悲惨さ、平和の大切さを広く地域に発信するため、活動報告会を開催しています。

事業開始時期

昭和 61 年度

事業の状況

年度	派遣人数	長崎派遣研修日程	研修回数	活動報告会	平和活動 (区事業への参加)
28	8	8月8日（月） ～10日（水）	5	8月27日（土） 14：00～16：00 男女平等参画センター	・平和を考える集いへの参加 ・区民まつりへの参加
29	8	8月8日（火） ～10日（木）	5	8月26日（土） 14：00～16：00 男女平等参画センター	・平和のつどいへの参加 ・区民まつりへの参加
30	5	8月8日（水） ～10日（金）	5	8月25日（土） 14：00～16：00 男女平等参画センター	・平和のつどいへの参加 ・区民まつりへの参加
元	7	8月8日（木） ～10日（土）	5	8月24日（土） 14：00～16：00 男女平等参画センター	・平和のつどいへの参加
2		新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止			

※令和元年度は区民まつりが中止となつたため、平和活動を中止しました。

○派遣人数には、団長 1 人を含みます。

○当事業の詳細内容は「港区平和青年団活動報告書」を参照

○長崎派遣研修、活動報告会及び平和活動は研修回数には含みません。

平和の灯

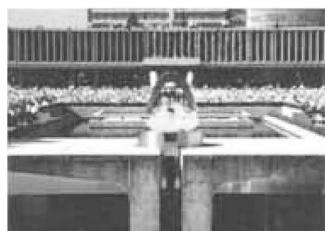
概 要

平和都市宣言 20 周年事業の一環として、区立芝公園に新たな平和の象徴である「平和の灯（ひ）」を設置しました。

「平和の灯（ひ）」は、被爆地である広島、長崎、そして広島の原爆の火を灯しつづけている福岡県八女市（分火時は星野村）の三か所の火を合わせたもので、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願った平和都市宣言の理念を表す新たな礎として、平和の尊さを広く継続的に訴えていくものです。

設 置 年 月 日

平成 17 年 8 月 15 日



広島県広島市「平和の灯」
ともしひ

原爆犠牲者を慰め、核兵器廃絶と世界恒久平和への願いが込められています。1964年以降核兵器が地球上から姿を消す日まで燃やしつづけようという反核悲願の象徴となっています。



福岡県星野村「平和の火」
(現:八女市)

昭和20年8月6日に広島に投下された原子爆弾のくすぶりつづけている炎を、星野村出身者が村に運び守りつづけ、1968年以降「平和を願う供養の火として永遠に灯しつづけよう」と村が引継ぎ、平和の塔を建立したものです。原爆犠牲者の供養と世界平和の願いが込められています。



長崎県長崎市
「ナガサキ誓いの火」

長崎を最後の被爆地にという願いを込めた「誓いの火」があり、1987年ギリシャのオリンピア市から送られた聖火で「この火が燃えている間は戦争が中止された」という古代ギリシャの由来に基づいています。

被爆アオギリⅡ世・クスノキⅡ世

概要

平和都市宣言 20 周年事業の一環として、区立芝公園に設置した新たな平和の象徴である「平和の灯」の周囲に、被爆アオギリⅡ世及び被爆クスノキⅡ世を植樹しました。

○被爆アオギリⅡ世

昭和 20 年（1945 年）8 月 6 日に広島へ投下された原子爆弾の熱線と爆風、放射線により焦土となった中を生き抜いたアオギリの種から育てられたものです。「平和を愛する心」、「命あるものを大切にする心」を育み、平和の尊さを伝え、過ちを再び繰り返さないよう、被爆の実相を後世に伝えるものです。

○被爆クスノキⅡ世

昭和 20 年（1945 年）8 月 9 日に長崎へ投下された原子爆弾の熱線と爆風により焼けただれた山野の中を生き抜いたクスノキ（現在は、長崎市の天然記念物に指定。）の種から育てられたものです。21 世紀を核兵器のない平和な自然環境を大切にする世紀にしたいという想いがこめられています。

設置年月日

平成 17 年 8 月 15 日



アオギリⅡ世



クスノキⅡ世

区内にある米軍ヘリポート基地の撤去要請行動

概 要

港区には、23区で唯一の米軍基地(赤坂プレスセンターとニューサンノー米軍センター)があります。赤坂プレスセンターには、ヘリポートがあり、区民、特に近隣住民は、米軍ヘリコプターの騒音に悩まされ事故発生の不安を抱えています。

そのため、区は区内にある米軍基地(赤坂プレスセンター)の早期撤去を求め、国、東京都及び米国に対して要請行動を行っています。

要 請 行 動 の 状 況

区内にある米軍基地（赤坂プレスセンター）の返還、事故の再発防止及び騒音等被害の軽減を求める要請行動を行いました。

【過去5年度の要請行動】

要請日	内 容
平成 29年2月8日	防衛省及び東京都を訪問し要請
平成 29年8月25日	防衛省へ要請
平成 29年10月12日	防衛省へ要請
平成 30年2月8日	防衛省及び東京都を訪問し要請
平成 31年2月6日	防衛省及び東京都を訪問し要請
令和 2年2月6日	防衛省及び東京都を訪問し要請
令和 3年2月4日	防衛省及び東京都を訪問し要請

核実験に対する抗議行動

概要

区は、広く核兵器廃絶を訴えるとともに、心から平和の願いをこめて、昭和60年8月15日に「港区平和都市宣言」をしました。

平成4年4月1日に、核廃絶や平和宣言を全世界の自治体に呼びかけ、非核宣言自治体間の協力体制を確立することを目的とする「日本非核宣言自治体協議会」に加盟しました。

また、平成22年4月1日には、核兵器廃絶のために世界の都市が連携する「平和市長會議」（現在は「平和首長會議」）に加盟しました。

区は、「港区平和都市宣言」の理念に基づき、核兵器廃絶、世界の恒久平和をより効果的に訴えています。

抗議の状況

核兵器の廃絶を訴えるため、これまで、米国、英国、フランス、ロシア、インド、パキスタン、中国、北朝鮮の各国の核実験に対して抗議しました。

【過去5年度の抗議行動（国別）】

国名	抗議送付日	実験の種類
米国	平成30年10月11日	臨界前核実験
	令和元年5月29日	臨界前核実験
	令和3年1月18日	臨界前核実験
北朝鮮	平成28年9月9日	核実験
	平成29年9月4日	水素爆弾実験

II 人 権

憲法週間記念 講演と映画のつどい

概要

5月1日～7日の憲法週間にあわせて「憲法週間記念 講演と映画のつどい」を開催し、憲法について考える機会を提供しています。

事業開始時期

昭和57年度

事業の状況

年度	日 時	会 場	内 容	参加 人數
28	5月12日(木) 13:30～17:00	高輪区民センター	「みんな、同じ地球で、同じ時代を生きている仲間なんだ！～旅に出て、人と出会って、気づいたこと～」 講師：たかの てるこ（旅人・エッセイスト） 映画：あん	317
29	5月9日(火) 13:30～17:15	高輪区民センター	「マスオの家庭教育考 サザエさん一家は幸福みつけの達人ぞろい」 講師：増岡 弘（声優） 映画：海街 diary	195
30	5月8日(火) 13:30～17:00	高輪区民センター	「共に生きる社会へ～取材現場からの報告～」 講師：藪本 雅子（フリーアナウンサー・記者） 映画：この世界の片隅に	178
元	5月9日(木) 13:30～17:00	高輪区民センター	「インターネットと人々のかかわり～突然、僕は殺人犯にされた～」 講師：スマイリーキクチ（タレント） 映画：グレイテスト・ショーマン	177
2	緊急事態宣言の発令に伴い、中止			

人権週間記念 講演と映画のつどい

概 要

12月4日～10日の人権週間にあわせて「人権週間記念 講演と映画のつどい」を開催し、差別のない社会をめざして人権尊重意識向上のための啓発を行っています。

事 業 開 始 時 期

昭和 54 年度

事 業 の 状 況

年度	日 時	会 場	内 容	参 加 人 数
28	12月6日(火) 13:30～17:00	高輪区民センター	「いま、ここにいること～私がわたしであるために～」 講師：IVAN(ファッションモデル、タレント) 映画：パレードへようこそ～明日に向かって歌え～	166
29	12月5日(火) 13:30～17:15	高輪区民センター	「笑って前向きに！～素敵な大人の背中を見せるには～」 講師：中山 まさとも（漫才師） 映画：ずっと、いっしょ。	161
30	12月11日(火) 13:30～17:20	高輪区民センター	「100人の村 あなたもここに生きています」 講師：池田 香代子（ドイツ文学翻訳家） 映画：ドリーム	188
元	12月13日(金) 13:30～17:10	高輪区民センター	「孤立と虐待のない街づくり～傷つく子どもを救うためにできること～」 講師：石川 結貴（ジャーナリスト） 映画：gifted	169
2	12月8日(火) 13:30～16:45	赤坂区民センター	「多様な人々を肯定する社会づくり」 講師：中山 貴将（NPO法人 性同一性障害支援機構 理事長） 映画：ぼくが性別『ゼロ』に戻るとき	78

人権身の上相談

概 要

法務大臣が委嘱する人権擁護委員が、区民相談の中で人権に関する相談に応じています。

人権身の上相談は、区役所区民相談室において、毎月第2・第4木曜日の午後1時から4時まで行っています（ただし、12月の第4木曜日、1月の第2木曜日は除く）。利用には前日までの予約が必要です。

また、人権擁護委員法が施行された6月1日が「人権擁護委員の日」と定められていることから、この日にあわせて「特設人権相談」を開設し、午後1時から4時まで予約なしで相談に応じています。

根 拠 法 令 等

- ・人権擁護委員法
- ・港区区民相談室設置要綱

事 業 の 状 況

年度	28	29	30	元	2
相談件数（件）	7	4	4	1	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

人権擁護委員による人権啓発活動

概 要

人権擁護委員は、地域住民の中から人権擁護に理解のある人を区長が推薦し、法務大臣が委嘱します。人権擁護委員は、人権が侵害されないよう見守り、人権に関する相談に応じることや、正しい人権思想の普及・向上に努めています。

根 拠 法 令 等

- ・人権擁護委員法

事 業 の 状 況

○人権週間における街頭啓発

人権週間（12月4日～10日）にあわせて、人権擁護委員と区職員が街頭（区内1～2箇所）で啓発物品を配布し、人権啓発活動を行っています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

○小・中学生への人権啓発

【人権の花運動】

花の種子や球根などを、子どもたちが協力しあって育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操を豊かなものにすることを目的として実施しています。

花の種子や球根は、人権擁護委員が区内の小学校に出向いて贈呈式を実施し、子どもたちに配付しています。

年度	実施校
28	南山小学校、本村小学校
29	笄小学校、東町小学校
30	赤坂小学校、青山小学校
元	青南小学校、港陽小学校
2	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

【全国中学生人権作文コンテスト】

中学生が人権問題についての作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけることを目的として実施しています。

年度	実施校
28	白金の丘中学校
29	高陵中学校
30	赤坂中学校
元	青山中学校
2	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

【人権メッセージ】

小学生が人権作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性について理解を深めること、また、各区等の代表が自らの考え方や意見を自らの言葉で発表することにより、子ども自身に人権感覚を身につけさせるとともに区民等の人権意識の高揚を図ることを目的として、実施しています。

年度	実施校
28	御成門小学校
29	芝小学校、赤羽小学校、芝浦小学校
30	御田小学校
元	高輪台小学校
2	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

【人権教室】

小・中学生を対象に、人権課題を知るとともに、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的に学習会を開催しています。人権擁護委員が講師となって、平成 22 年度から実施しています。

年度	実施日	実施校	内容
28	実施なし	—	※東京法務局等との連携により、区内私立中学校・高等学校にて実施
29	実施なし	—	—
30	実施なし	—	—
元	12月5日(木) 1月30日(木) 1月31日(金)	赤羽小学校	「さっちゃんのまほうのて」、「小さな勇気」、「ぼくらにできること」を教材に、人権について感じたこと、自分の身近に置き換えて考えてみたことを班ごとに話合い、発表しあう。
2	実施なし	—	—

【子ども人権 SOS ミニレターの配布と啓発】

電話では相談しにくい、勇気がいるなどといった、子どもたちの気持ちに配慮した手紙による人権相談です。

法務局から届いた専用レター用紙を、小・中学校に配布しています。

人権啓発パネル展

概要

人権尊重意識の向上を目的として、同和対策四区連絡会（港区、品川区、目黒区、大田区）において作成した人権啓発パネル等を中心に、様々なテーマのパネルを展示し、差別のない社会をめざした啓発を行っています。

事業開始時期

平成20年度

事業の状況

年度	開催期間	開催場所
28	1月11日（水）～25日（水）	みなとパーク芝浦1階アトリウム・区民ギャラリー・カフェフルール横
29	1月10日（水）～24日（水）	みなとパーク芝浦1階アトリウム・区民ギャラリー・カフェフルール横
30	1月9日（水）～23日（水）	みなとパーク芝浦1階アトリウム・区民ギャラリー・カフェフルール横・2階アトリウム
元	1月8日（水）～22日（水）	みなとパーク芝浦1階アトリウム・区民ギャラリー・カフェフルール横
2	1月7日（木）～19日（火）	赤坂区民センター3階区民ギャラリー・文化情報センター

【主な展示内容等】

○人権啓発パネル

- ・障害者の人権、DV（ドメスティック・バイオレンス）、児童虐待、高齢者虐待、外国人の人権、インターネット、パワハラ、セクハラ、差別落書き、身元調査、部落差別、仕事への差別、人権に関する国際条約や法律、犯罪被害者 等
(提供：同和対策四区連絡会)

- ・女性と人権、子どもと人権、高齢者と人権、部落差別と人権、アイヌの人々と人権、HIV感染者・ハンセン病患者等と人権、刑を終えて出所した人と人権、犯罪被害者及びその家族と人権、インターネットによる人権侵害、東日本大震災に起因する人権問題、北朝鮮当局によって拉致された被害者等と人権、ホームレスと人権、性的指向と人権、性自認と人権、人身取引（トラフィッキング）と人権 等
(提供：公益財団法人人権教育啓発推進センター)

○食肉市場（芝浦と場）パネル（提供：同和対策四区連絡会）

○人権擁護委員説明パネル

○犯罪被害者支援啓発展示コーナー

○ポスター掲示・パンフレット配布等

- ・子ども向け人権啓発冊子、企業向け人権啓発冊子、犯罪被害者支援関連パンフレット、アイヌの人々の人権、犯罪被害者やその家族の人権、ハラスメント、新型コロナウィルス感染症に関するポスター、人権に関する3つの法律に関するポスター 等

○「港区男女平等参画条例」改正に関するパネル

○LGBT啓発展示パネル（提供：大阪市淀川区役所）

広報による人権啓発

概 要

人権尊重について考える機会を提供するため、広報みなとに人権に関する記事を掲載しています。

また、12月4日～10日の人権週間にあわせて、人権週間特集記事を掲載しています。

事 業 の 状 況

○シリーズ記事「私たちの力で人権の世紀に」 令和2年度

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 広報みなと 5月 21 日号 | 新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題 |
| 広報みなと 6月 21 日号 | 部落差別(同和問題)について正しく理解しよう |
| 広報みなと 7月 21 日号 | 身元調査や戸籍謄本等不正取得をなくそう |
| 広報みなと 9月 21 日号 | アイヌの人々の歴史と差別 |
| 広報みなと 10月 21 日号 | インターネットと人権 |
| 広報みなと 1月 21 日号 | 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう |
| 広報みなと 2月 21 日号 | 災害に伴う人権問題 |
| 広報みなと 3月 21 日号 | 多様性を認め合う「外国人の人権」 |

○人権週間記念 講演と映画のつどい

- 広報みなと 11月 11 日号

○人権週間特集 令和2年度

- 広報みなと 12月 1 日号

【掲載内容】

12月4日～10日は人権週間です

- ・ 寄稿「新型コロナウイルスと人権」(炭谷茂さん 社会福祉法人恩賜財団済生会理事長)
- ・ 令和2年度啓発活動重点目標 「誰か」のこと じゃない。
- ・ 法務局・全国人権擁護委員連合会が掲げる17項目の強調事項へのリンク

○人権擁護委員制度 令和2年度

- 広報みなと 5月 21 日号 「6月1日は人権擁護委員の日です」

○新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発記事

- 広報みなと 8月 11 日号

- 広報みなと 10月 11 日号

- 広報みなと 2月 21 日号

人権連続講座

概要

近年の差別3法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）の施行やオリンピック憲章におけるオリンピズムの根本原則などの動向を踏まえ、様々な人権問題についての理解を深め、人権意識の醸成を図るため、区民や事業者を対象に、講演会などの開催による啓発を行っています。

事業開始時期

平成30年度

事業の状況

年度	内 容	参加 人数
2	<第1回>講演 “見えない人々”をいかに包摂するか？ ホームレスの人々、ネットカフェ難民を巡る市民参加のデザインの実践 日時：10月7日（水）14：00～16：00 講師：北畠 拓也（まちづくりコンサルタント 東京工業大学大学院博士後期課程） 会場：東京都人権プラザセミナールーム	113
	<第2回>講演 東京に生きるアイヌ アニメ「七五郎沢の狐」上映とムックリ指導 日時：10月21日（水）14：00～16：00 講師：宇佐 照代（公益財団法人アイヌ民族文化財団 アイヌ文化活動アドバイザー） 会場：東京都人権プラザセミナールーム	
	<第3回>講演 証言映像に見る部落差別（同和問題）の「リアル」 東京都人権プラザライブラリーから 日時：11月4日（水）14：00～16：00 講師：公益財団法人東京都人権啓発センター専門員 会場：東京都人権プラザセミナールーム	
	<第4回>講演 「ふつう」の見た目ってなんだろう ~アルビノ／アルビニズムから考える~ 日時：11月10日（火）18：30～20：00 講師：矢吹 康夫（立教大学社会学部助教 日本アルビニズムネットワーク・スタッフ） 会場：みなとパーク芝浦1階リープラホール	

III 男女平等参画

男女共同参画週間事業

概 要

6月23日～29日の男女共同参画週間にあわせて、家庭・学校・職場・地域のあらゆる場において、全ての人が性別にとらわれず自分らしく豊かに生きることのできる「男女共同参画社会」の実現への理解を深めるための取組をしています。

事 業 の 状 況

- 男女共同参画パネル展の開催

年度	開催期間	開催場所
28	6月16日（木）～24日（金）	高輪区民センター展示ギャラリー
29	6月15日（木）～23日（金）	高輪区民センター展示ギャラリー
30	6月14日（木）～22日（金）	高輪区民センター展示ギャラリー
元	6月13日（木）～21日（金）	高輪区民センター展示ギャラリー
2	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	

【主な展示内容】

- ワーク・ライフ・バランス
- 港区男女平等参画条例
- 男女平等参画に関する苦情等申出制度
- 男女雇用機会均等法改正ポイント
- セクハラ・DV啓発パネル
- 港区男女平等に関する在住・在勤者の意識・実態調査
- 家庭相談センター
- 女性活躍推進法

男女平等参画推進会議

概 要

男女平等参画の推進を図るため、区長の付属機関として、学識経験者、団体、公募区民計15人以内の委員で構成する会議です。

男女平等参画に関する重要事項を区長の諮問に応じ審議します。

事 業 開 始 時 期

平成16年度

根 拠 法 令 等

- ・港区男女平等参画条例
- ・港区男女平等参画条例施行規則

事 業 の 状 況

年度	28	29	30	元	2
会議開催数（回）	6	4	5	6	10

*当事業の詳細内容は、第二部「令和2年度男女平等参画の推進に関する年次報告書」を参照

男女平等参画に関する苦情等申出制度

概 要

区が実施する男女平等参画施策又は男女平等参画の推進に影響を及ぼす施策、性別による差別等の人権が侵害されたと認められる事案について、苦情・相談の申し出をすることができる制度です。

苦情等の申し出に対して、3名の苦情処理委員に苦情等の申し出内容の調査及び処理を依頼します。苦情処理委員は申出内容について、公正・中立な立場で調査をし、是正の勧告・助言・意見の表明等を行います。

事 業 開 始 時 期

平成16年度

根 拠 法 令 等

- ・港区男女平等参画条例
- ・港区男女平等参画条例施行規則

事 業 の 状 況

年 度	28	29	30	元	2
苦情申し出件数(件)	0	0	0	0	0

女性に対する暴力をなくす運動パネル展

概要

11月25日は「女性に対する暴力撤廃の国際デー」です。内閣府では、毎年11月12日～25日の2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めています。この期間にあわせて、暴力防止について啓発のための取組をしています。

事業開始時期

平成22年度

事業の状況

- 「女性に対する暴力をなくす運動パネル展」の開催

年度	開催期間	開催場所
28	11月16日（水）～25日（金）	高輪区民センター展示ギャラリー
29	11月15日（水）～24日（金）	高輪区民センター展示ギャラリー
30	11月14日（水）～22日（木）	高輪区民センター展示ギャラリー
元	11月13日（水）～22日（金）	高輪区民センター展示ギャラリー
2	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	

【主な展示内容】

- 港区男女平等参画条例
- 女性活躍推進法
- ドメスティック・バイオレンス
- セクハラQ&A
- DV防止法、DV啓発
- ストーカー規制法
- 家庭相談センター
- デートDV、DV相談ナビ
- 港区人権に関する区民意識調査
- 苦情等申出制度

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業

概 要

仕事と家庭の両立支援や男女がともに働きやすい職場の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進している中小企業を認定しています。

認定の対象となる取組は、子育て支援分野・地域活動支援分野・介護支援分野・働きやすい職場環境づくり分野の4分野です。

認定された企業は、その取組を広報みなどや男女平等参画情報誌オアシス、港区広報番組等で広く紹介しています。

また、港区での特別簡易型総合評価方式による工事及び業務委託契約の入札、プロポーザル方式による選考の際の一次審査において、加点対象となります。

事 業 開 始 時 期

平成 22 年

根 拠 法 令 等

- ・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業要綱

事 業 の 状 況

年度	新規 申請企業数	新規 認定企業数	継続 認定企業数	合計 認定企業数	認定取消 企業数
28	22	5	33	38	1
29	11	6	35	41	3
30	21	20	39	59	2
元	13	7	57	64	2
2	7	5	60	65	4

仕事と家庭の両立支援事業

概 要

性別に関わらず誰もが仕事と家庭を両立できる中小企業の職場環境づくりを支援するため、一定の条件を満たした区内中小企業の事業主に仕事と子育ての両立に加え、仕事と介護の両立、そして男性の子育て・介護への参加促進を支援する、5つの奨励金を交付しています。

○子育て支援奨励金

中小企業事業主が、従業員に育児休業を6か月以上取得させ、かつ、当該従業員が雇用保険法に定める育児休業給付金の支給を受けている場合に奨励金を交付します。
(1社1回限り、15万円)

○配偶者出産休暇制度奨励金

中小企業事業主が、従業員の配偶者の出産に際して2日以上取得できる有給の休暇制度を、新たに就業規則等に規定し、対象従業員に1日以上利用させた場合に奨励金を交付します。(1社1回限り、10万円)

○介護支援奨励金

中小企業事業主が、従業員に介護休業を1か月以上取得させ、かつ、当該従業員が雇用保険法に定める介護休業給付金の支給を受けている場合に奨励金を交付します。
(1社1回限り、15万円)

○男性の子育て支援奨励金

中小企業事業主が、男性従業員に育児休業を14日以上又は育児のための短時間勤務(育児短時間勤務)を継続1か月以上取得させた場合に奨励金を交付します。(1社1回限り、10万円)

○男性の介護支援奨励金

中小企業事業主が、要介護状態にある対象家族1人に対して、男性従業員が介護休業を継続7日以上又は介護休暇を1年間に3日以上(半日もしくは時間単位でも取得できる場合は、その合計が3日以上)又は介護のための短時間勤務(介護短時間勤務)を継続1か月以上取得させた場合に奨励金を交付します。(1社1回限り、10万円)

事 業 開 始 時 期

平成16年度

根 拠 法 令 等

- ・港区中小企業子育て支援奨励金交付要綱
- ・港区中小企業配偶者出産休暇制度奨励金交付要綱
- ・港区中小企業介護支援奨励金交付要綱
- ・港区中小企業男性の子育て支援奨励金交付要綱
- ・港区中小企業男性の介護支援奨励金交付要綱

事業の状況

年 度	28	29	30	元	2
育児休業助成金交付件数(件)※	—	—	—	—	—
子育て支援奨励金(件)	15	16	17	18	12
配偶者出産休暇制度奨励金交付件数(件)	6	6	8	12	7
介護支援奨励金(件)	1	1	3	1	1
男性の子育て支援奨励金(件)	4	4	4	8	6
男性の介護支援奨励金(件)	1	1	2	2	1

※ 育児休業助成金

中小企業事業主が、育児休業期間を対象とした賃金を、1か月以上従業員に支払った場合に助成金を交付します。平成28年4月30日をもって申請受付終了。

女性活躍推進事業

概 要

女性活躍推進法の施行を踏まえ、区内企業・事業所において、自ら積極的に取り組んでいる経営者層が男女平等に関する働きかけを行い、女性も男性も職業生活と家庭の調和を図ることのできる環境整備や意識啓発の推進につなげます。

事 業 開 始 時 期

平成 28 年度

事 業 の 状 況

年度	日 時	開催場所	内容	参加 人数
28	11月17日(木)	男女平等参画センター リーブラホール	イクボス講演会 イクボスとWorkとLifeのいい関係！ ～今までのボス、これからのボス～ 講師：川島 高之氏 (NPO 法人コヂカラニッポン代表)	65

※平成 28 年度ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式と同日開催

※平成 29 年度から男女平等参画センター事業として実施

男女平等参画センター（リーブラ）

概 要

男女平等参画センター（リーブラ）は、港区男女平等参画条例で、男女平等参画社会実現のための区民及び団体による活動の支援のほか、男女平等参画施策に関する事業を推進する拠点施設として位置付けられています。

「リーブラ」とはラテン語で「てんびん」を意味し、「男女平等」の願いを込めた愛称です。

【施設名】港区立男女平等参画センター

【愛称】リーブラ

【開設年月】昭和 55 年 4 月

【所在地】港区芝浦 1 丁目 16 番 1 号 みなとパーク芝浦

【開館時間】午前 9 時～午後 9 時 30 分

【休館日】年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、臨時休館

【管理・運営】指定管理者導入施設（※）

【指定管理者】（株）明日葉

【指定期間】平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日（5 年間）

※ 指定管理者導入施設は、民間事業者等の団体が指定管理者となって区の代行として施設の管理・運営を行うものです。

根拠法令等

- ・港区男女平等参画条例
- ・港区立男女平等参画センター条例
- ・港区立男女平等参画センター条例施行規則
- ・港区立男女平等参画センター運営要綱
- ・港区立男女平等参画センター登録要綱
- ・港区立男女平等参画センター運営協議会設置要綱
- ・港区立男女平等参画センター運営協議会委員選定要領
- ・港区立男女平等参画センター相談事業運営要綱
- ・港区立男女平等参画センター図書資料室運営要綱

事業の状況

（1）施設利用者数

年度	登録団体数		施設利用数 (件)	施設利用者数 (人)
	男女平等推進団体	男女平等学習団体		
28	29	180	7,599	94,147
29	31	160	7,469	99,320
30	30	163	7,627	100,971
元	32	140	7,433	94,337
2	32	147	4,645	39,059

（2）講座の開催

講座やワークショップ、講演会などを開催し、男女平等参画意識の啓発や学習の機会を提供しています。

[令和2年度]

開催日	講 座 名	参加 人数
6月13日（土）	シングルマザー応援講座：学んで、頼って、つながって 知っておきたい支援や制度、相談窓口	7
6月28日（日）	第1回リープラ・ユース部 「性的同意を考えるワークショップ」	
7月25日（土）	第2回リープラ・ユース部 「デートDVドラマ映像とCEDAWダンス」	
8月22日（土）	第3回リープラ・ユース部 「国際女性デー2020リープラミーティング」	
10月2日（金）	第4回リープラ・ユース部 「セクシャリティ、性教育、メンタルヘルスについて」	
10月18日（日）	第5回リープラ・ユース部 「私たちに必要なのは多様な市民の声が届く議会」	
11月29日（日）	第6回リープラ・ユース部 「リープラ・ユース部活動紹介」	
12月19日（土）	第7回リープラ・ユース部 「リープラ・ユース部活動紹介」	
2月20日（土）	第8回リープラ・ユース部 「慶應生と考えるキャンパス内の性暴力」	
3月14日（日）	第9回リープラ・ユース部 「第三者介入ワークショップ」	
3月20日（土）	第10回リープラ・ユース部 「大学での性病力の実態」	
3月21日（日）	第11回リープラ・ユース部 「自分らしさって何？日常のモヤモヤを共有しよう」	
3月23日（火）	第12回リープラ・ユース部 「リープラ・ユース部ファイナルミーティング」	
7月26日（日）	親子で学ぼう！ 憲法とジェンダー平等	16
7月29日（水）	企業向け講座：多様性を活かす元気な会社をつくろう 職場における「SOGIハラ」防止対策	19
7月31日（金）	これってDV？身边に潜むダメスティック・バイオレンス	11
8月26日（水）	「なんとなく…」が「どうしよう！」となる前に 予期しない妊娠を防ぐために	6
8月30日（日）	シングルファーザーの脱「孤育て」講座 「シングル父さん子育て奮闘記」著者からのメッセージ	24
9月12日（土）	#KuToo(クートゥー)から考えるファッショントジェンダー	29
9月19日（土） 9月24日（木）	男性向け連続オンライン講座 第1回 男性と介護「著者に聞く『がんばりすぎない』介護」 第2回 男性と育児「『育休はじめてガイド』著者と考える『男性と育休』」	延 32
9月20日（日）	助成金活用術 あなたやあなたの組織はもっと伸びる	9
10月11日（日）	親子で聞きたい性教育講座 著者に聞く「少女のための性の話」	23
10月24日（土）	みんなの声が変えるストリートハラスマント問題	9
10月28日（水） 11月14日（土） 12月9日（水）	学生向け連続講座 第1回パレットワーク副編集長に聞く、今知っておきたい「教養としてのジェンダー論」 第2回大学生と考えるデートDVと性的同意 第3回理系進学とジェンダーバイアス 思い込みから自由になろう	延 35
10月31日（土）	男らしさから自分らしさ、そして、その先へ	57
11月7日（土）	アートとジェンダー 美術館から問い合わせ続けて	43
11月23日（月）	スポーツにおけるジェンダー平等の課題とは？ 女性アスリートの現状と未来	7
11月27日（金）	メディアとジェンダー 多様性を支えるメディア・リテラシーへ	23
11月28日（土）	誰もとりこぼさない みんなのための防災	17
12月5日（土）	ドキュメンタリー『20世紀に輝いた世界の女性たち』 オードリー・ヘップバーンに学ぶ人生の愛し方	34
12月12日（土）	ジェンダーの視点で読み解くジブリ作品	36
12月12日（土） 12月19日（土）	女性の健康講座 第1回 更年期の変化を知り、からだもこころも健やかに 第2回 妊娠期・産後・育児期の母親のこころとからだを守るために	延32
12月14日（月）	港区ワーク・ライフ・バランス認定証交付式&シンポジウム 「柔軟な働き方を実現する職場づくり「新しい日常」に適応する	54

12月20日（日） 1月17日（日）	性暴力被害者を孤立させないために 私にできること 第1回 性暴力被害の実態とは？ 第2回 性暴力被害者と「ともに生きる」ということ	延40
1月16日（土）	人生 100 年時代 セカンドライフに向けてこれから生き方・働き方を考える	18
1月23日（土）	父親の本音を取材して 仕事と育児の両立をめぐる葛藤と課題	36
1月25日（月） 3月13日（土）	女性のための管理職養成講座 第1回 相手の力を引き出す！ コーチングスキルを身につける 第2回 どう働きたい？ わたしらしいリーダー像を考える	延 34
1月28日（木）	パートナーシップ制度からみるセクシュアル・マイノリティを取り巻く社会の現在地と未来	34
2月3日（水）	子育て女性向けセミナーin 芝浦 「わたし」も「子ども」も大切にしながら働きたい！ 「暮らししく両立」を考える	8
2月14日（日）	韓国フェミニズム文学に学ぶ、ジェンダー問題の「リアル」	39
2月15日（月） 2月18日（木） 2月25日（木） 3月2日（火） 3月10日（水）	女性のための再就職支援セミナー&就職面接会 With コロナ時代の働き方 女性のキャリア支援のプロが、あなたの就職を応援します！ 第1回 with コロナ時代の女性の働き方 第2回 50 代からの再就職プランニング 第3回 web 面接のコツと応募書類の書き方 第4回 女性のための賢いマネープラン 第5回 面接はコミュニケーション！	延 101
3月5日（金）	今さら聞けない結婚・離婚の法律のこと 自分らしくあるための選択肢	18
3月6日（土） 3月20日（土） 3月27日（土）	女性のための起業講座「入門編」 今学びたい起業の「き」（連続 3 回）	延 39
3月6日（土）	国際女性デー こころの鎖のはずし方 精神科医よりコロナ禍の女性たちへ	61
3月9日（火）	女性、選択できる人生を SRHR（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）とジェンダー平等	24
3月16日（火）	企業向けオンライン講座：拡大するテレワーク、「多様な働き方」時代の健康対策	15
3月17日（水） 3月18日（木）	明るく楽しく取り組む 終活スタートアップ講座 片づけから始めよう（連続 2 回）	延 12
3月28日（日）	学校における性暴力と対応	24
3月29日（月）	新しい日常のアサーティブ・コミュニケーション	17

（3）出前講座

区内の事業所や保育園・幼稚園・学校等の教育機関を対象に、男女平等参画推進に関するテーマでの研修事業を出前形式で実施しています。（初回のみ無料、2回目以降を希望する場合は実費負担）

ア 企業向け出前講座・Company College

- ① 企業に求められる SOGI 対応講座
- ② 女性の活躍とキャリア形成
- ③ 職場のハラスメント防止と対応
- ④ 介護離職を防ぐための介護と仕事の両立
- ⑤ ワーク・ライフ・バランス
- ⑥ 職場におけるコミュニケーション講座
- ⑦ 子育てしながら働き続けられる職場づくり

[令和2年度]

開催日	業種	講 座 名	参加人数
10月17日（土）	教育関連機関	職場のパワーハラスメント防止と対策	24
11月6日（金）	公園・緑地等の施工管理会社	ワーク・ライフ・バランスとキャリアデザイン コロナや何があっても私らしく！私の職業的価値観を探ろう	15
11月12日（木）	教育関連機関	アサーティブコミュニケーションでつくる風通しのよい職場	13
2月24日（水）	施設管理・警備会社	職場におけるアサーティブなコミュニケーション講座	43
3月9日（火）	各種クルーズのプロデュース会社	生産性を高める社内コミュニケーション講座	15

イ 区内保育園・幼稚園向け

- (職員・保護者・園児向け) ①「気持ちの本」を使ったワークショップ
②管理栄養士による食育講座

[令和2年度]

開催日	設置区分	講 座 名	参加人数
9月28日（月）	公立保育園	幼児期にこそ育みたい「からだ観」	24
3月19日（金）	公立保育園	子どもの人権を守るために、保育士としてできること	11

ウ 区内学校・教育機関向け

小学校向け講座 ①子どもへの暴力防止ワークショップ

②「気持ち」を大切にするワークショップ

中学校以上向け講座 ①デートDV予防講座

②SOGI理解促進講座

③自分の将来を守るために必要な性を考える

高等学校以上向け講座 キャリアデザイン講座

[令和2年度]

開催日	設置区分	講 座 名	参加人数
12月9日（水）	公立高等学校	都市の緑について課題を考えるワークショップ（SDGs）	207
12月9日（水）	公立高等学校	デートDV防止ワークショップ	207
12月10日（木）	公立高等学校	未来の自分を考えるワークショップ「サステナブルミー」	207

※同一高校で3講座実施

(4) 団体育成支援事業

男女平等参画社会の実現を図ることを目的とした事業を実施する団体に、助成金の交付及び支援を行います。団体の成熟度、経験、企画内容・規模などにあわせて、ホップ（最大10万円）、ステップ（最大7万円）、ジャンプ（最大30万円）の3つのタイプを用意しました。

[令和2年度]

タイプ	開催日	団体名	事業内容	参加人数
ホップ (2企画)	9月27日(日) 10月16日(金)	Be Myself Project	【第1回】子どもの自主性を促すしつもんメントルトレーニング 【第2回】自分らしく輝く私になる 自分らしさ発見ワークショップ	延 37
	10月14日(水) 10月21日(水)	TAX lab.	女性起業家のためのイチから分かる会計講座	延 35
ステップ (2企画)	10月3日(土) 10月31日(土)	みなと BOUSAI 女子会	【第1回】被災マンションの復興から見たマンション管理 【第2回】女性目線のマンション防災	延 42
	11月8日(日) 11月15日(日)	公認心理師と精神科医のコミュニケーションラボ	母親のためのコミュニケーション講座 ～夫と一緒に歩める関係の築き方「親業」と「夫婦業」の心理学～	延 40
ジャンプ (1企画)	9月12日(土) 9月26日(土) 10月3日(土) 10月10日(土) 10月17日(土)	Kaleidoscope	女性のための、政治と経済から知る社会のしくみ入門講座	延 106

(5) 交流促進事業（区民・団体・区・指定管理者）

ア 男女平等参画センター運営協議会

男女平等参画センターの事業、施設運営、広報等について、利用者と区及び指定管理者の三者で、意見交換、情報提供及び協議を行っています。

毎月1回（木曜日開催） 計10回

※4月・5月は、緊急事態宣言の発令による休館のため、開催中止。

イ 利用者懇談会

男女平等参画センターの施設管理、事業運営に関する報告や意見交換を行うほか、『学ぼう！男女平等』を通して、利用者に男女平等に関する情報提供や知識の習得・交流を図ることを目的に年2回開催しています。

※第1回は、緊急事態宣言の発令による休館のため、書面開催。

第2回参加者総数は101人。

[令和2年度]

	日 時	参加人数
第1回	緊急事態宣言の発令による休館のため、書面開催に変更	—
第2回	10月30日(金) 午後4時～5時30分	31
	10月30日(金) 午後6時30分～8時	21
	10月31日(土) 午前10時30分～12時	34
	10月31日(土) 午後2時～3時30分	15

ウ 男女平等参画フェスタ in リーブラ 2020 参加者数：延800人

令和3年2月21日(日)、27日(土) 午前10時～午後4時

28日(日) 午前10時～午後4時30分

男女平等参画推進の拠点施設としての認知度の向上と、リーブラの実施事業や利用団体の活動内容の紹介・活動成果の発表の機会として開催しました。

【参加者数内訳 女性：516人、男性：254人、無回答30人】

出展団体数：31 団体（展示部：18、ステージ部：6 + ビデオ上映 3、企画部：4）
 講演会：令和 3 年 2 月 28 日（日） 午後 1 時 30 分～3 時
 「どんな社会がほしいのか？ 男女共同参画はゴールかツールか？」
 講師：上野 千鶴子 氏（東京大学名誉教授 認定 NPO ウィメンズアクションネットワーク（WAN）理事長）
 参加者数：160 人（内訳 女性 116 人、男性 14 人、無回答 30 人）

（6）情報提供事業

ア 図書資料室運営

男女平等参画センター図書資料室では、男女平等参画に関する図書・行政資料・DVD・ビデオなどの資料を収集・資料の貸出しを行っています。

検索コーナーでは、検索用パソコンを 2 台設置し、インターネットで男女平等参画情報について閲覧することやセンター所蔵の DVD 等を視聴することができます。また、Free Wi-Fi を導入しており、自分のパソコンを持ち込んで、学習を行うことができます。令和 2 年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため視聴コーナーは閉鎖しました。またパソコンブースも 9 月から半数で利用を再開しました。

年度	図書資料蔵書数（冊）	図書貸出数（冊）	視聴コーナー利用者数（人）	インターネット・PC 利用者数（人）
28	14,573	26,249	18	1,245
29	15,400	27,997	12	1,301
30	16,190	32,398	9	1,873
元	16,861	30,792	16	1,809
2	17,421	30,936	—	662

イ 港区男女平等参画情報誌「OASIS」の発行（過去 4 年間）

通巻号	発行月	特 集 記 事
平成 29 年度		
第 53 号	平成 29 年 6 月	SOG I ハラのない日常を、すべての人に
第 54 号	平成 29 年 9 月	がんの治療と仕事の両立
第 55 号	平成 29 年 12 月	性暴力への偏見と誤解
第 56 号	平成 30 年 3 月	柔軟で現実的！中小企業のワーク・ライフ・バランス
平成 30 年度		
第 57 号	平成 30 年 6 月	今だから知りたい「男女平等参画センター」のこと
第 58 号	平成 30 年 9 月	災害時に女性と子どもを暴力から守るために
第 59 号	平成 30 年 12 月	「女子大学」アンコンシャス・バイアスからの解放
第 60 号	平成 31 年 3 月	読んで気づく、すすめる、男女平等参画！
令和元年度		
第 61 号	令和元年 6 月	ファミリー・バイオレンス
第 62 号	令和元年 10 月	持続可能なまちづくり
第 63 号	令和 2 年 1 月	アイスランドの男女平等
第 64 号	令和 2 年 3 月	本から学ぶ ジェンダー平等
令和 2 年度		
第 65 号	令和 2 年 7 月	リーブラ 40 周年記念
第 66 号	令和 2 年 10 月	新しい日常を男女平等参画の視点から考える
第 67 号	令和 2 年 11 月	「家事＝いえのこと」は手伝うことではなく、一緒にやること
第 68 号	令和 3 年 1 月	ありのままの自分を大事にしよう

ウ クラブL（メールマガジン）

メールマガジン登録者に向けて、講座情報、休館日、心のサポートルームの開室状況などを中心とした情報を発信しました。（毎月3回程度）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
会員数(人)	525	609	661	485	523

エ ホームページ

講座情報を随時更新し、ウェブを通じた最新情報の発信を行いました。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度※	令和2年度
セッション数(人)	53,542	58,110	62,935	25,772	40,458
ページビュー(回)	242,260	318,526	330,152	67,696	204,874

※なお、令和元年度の数値は年度途中からの集計によるものです。

オ Twitter(ツイッター)・Facebook(フェイスブック)・Instagram(インスタグラム)

ホームページにて公開した情報を中心に、画像データ等を活用して発信しました。

令和元年度より情報伝達の充実を図るため、新たにFacebook、Instagramによる発信を開始しました。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ツイート数(回)	2,800	3,811	4,734	304	262
フォロー数(人)	181	206	232	72	109
フォロワー数(人)	281	412	517	87	267

SNS	URL	令和元年度 フォロワー数	令和2年度 フォロワー数
Twitter	https://twitter.com/LIBRAMINATO	87	267
Facebook	https://www.facebook.com/libraminato/	175	292
Instagram	https://www.instagram.com/libraminato/	51	104

カ 展示・啓発

館内の掲示板や交流コーナーなどを使用して、男女平等参画に関する情報の発信や展示を通じて意識啓発を行っています。

【館内掲示】

①女性に対する暴力をなくす運動特別展示

- ・パネル展示
- ・女性に対する暴力をなくす運動関連図書、資料展示
- ・相談機関リーフレット配架

年度	開催期間	展示内容
28	11月12日(土)～25日(金)	デートDV防止パネル展
29	11月14日(日)～25日(土)	ひとりで悩んでいませんか？
30	11月12日(月)～30日(金)	女性に対する暴力をなくすためのパネル展 ～気づくことから始めよう～

元	11月25日(月)～12月1日(日)	「女性に対する暴力をなくすためのパネル展～暴力を許さない地域づくり～」
2	11月23日(月・祝)～12月4日(金)	「女性に対する暴力をなくすためのパネル展～デートDV・性的同意のことを知ろう～」

②その他

[令和2年度]

期間	展示・掲示内容
4月～3月末	ジェンダーギャップ指数の展示、女性の政治参画マップ2020の掲示、「学ぼう！男女平等」資料掲示、みなとマリアージュ制度の説明資料掲示、来館者によるメッセージ発信用紙や団体紹介・団体作品展示等
6月23日～29日	男女共同参画週間に合わせ、内閣府のポスターを増刷し館内数ヵ所に掲示
4月～3月末まで	「女性ホルモンの働きを知って豊かに生きる！」劣化ウラン廃絶港ネットワーク（2007年港区アシストプラン助成による）作成のパネル展示
4月下旬～3月末まで	講座チラシ、東京都や港区のリーフレット類をまとめて掲示

【館外掲示】 場所：東京ウィメンズプラザ

[令和2年度]

展示期間	展示内容
10月20日(火) ～ 3月31日(水)	東京ウィメンズプラザにリーブラポスターを掲示

キ シアター・リーブラ（年3回：延94人）

リーブラホールの活用と図書資料室所蔵用として購入するDVDなどの映像資料のうち上映権付きの作品について区民が鑑賞する機会を提供し、男女平等参画につながる問題やテーマへの理解を深めることを目的としています。

[令和2年度]

開催日	上映作品	来場者数
7月12日(日)	そして父になる	24
9月16日(水)	いわききちひろ～27歳の旅立ち～	29
11月1日(日)	グリーンブック	41

(7) その他事業

ア 保育室開放

保育室の利用促進を目的に、未就学児童とその保護者であれば誰でも利用できるよう開放してきましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、安全性や体制を確保できるとの判断に至るまでは保育室は開放せず、9月・第3週から隔週で開放を再開しました。また、「絵本の森」「みんなであそぼう！」は動画配信にて実施しました。

日時：9月・第3週以降、原則、平日月曜日、午後2時～午後4時

令和2年度利用者数 合計16人

●絵本の森

保育室の活用と新しい来館者の開拓と利用者同士の交流を目的に、絵本の読み聞かせや子育て相談等を保育室にて開催していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、動画配信を行いました。

内 容：絵本の読み聞かせ、手遊び歌などオンデマンド配信

日 時：原則、奇数月の最終月曜日午前10時～翌月曜日午後5時まで配信

講 師：元区内保育園園長

令和2年度 年5回 延113人

※令和2年5月は、休館中のため保育室開催を中止。

●みんなであそぼう！

保育室の活用と新しい来館者の開拓と利用者同士の交流を目的に、絵本の読み聞かせや子育て相談等を保育室にて開催していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため動画配信を行いました。

内 容：絵本の読み聞かせ、手遊び歌などオンデマンド配信

日 時：原則、偶数月の最終月曜日午前10時～翌月曜日午後5時まで配信

講 師：リープラコーディネーター・保育士

令和2年度 年5回 延67人

※令和2年4月は、休館中のため保育室開催を中止。

イ メディア掲載

開催する講座やイベントの情報をより広く、多くの方に周知することを目的に、さまざまなメディアに情報を発信することを意識しました。

令和2年度 6件（情報誌、ウェブニュース、テレビなど）

（8）相談事業

「心のサポートルーム」リープラ相談室を開設しています。

相談は、家族・仕事・生き方・働き方・人間関係・離婚・DV（ドメスティック・バイオレンス）・デートDV（交際相手からの暴力）・ハラスメントなどの内容を無料で受け付けています。

ア 一般相談：電話・面接（予約制）

相談日時：月～土曜日 午前10時～午後4時

火・金曜日（夜間）午後6時～午後9時

（日曜、年末年始、臨時休館日を除く）

（件）

年度	人間関係	自分自身の問題	健康関係	その他	合計
28	613	376	34	571	1,594
29	579	271	21	588	1,459
30	524	292	37	686	1,539
元	480	326	48	709	1,563
2	842	460	216	446	1,964

夫婦・家庭問題専門相談：面接（予約制）

令和2年2月から、家庭内の不和に伴う様々な問題に応えるため、「夫婦・家族問題専門相談」を月1回、開設しています。

年度	相談者数（人）			相談内容（件）					
	女性	男性	その他	離婚	D V	その他	合計		
2	6	0	0	4	1	1	6		

イ 法律相談：面接（予約制）
平成24年8月から弁護士による男女平等参画に関する法律相談を開設しています。
令和2年12月から月2回に拡充しました。希望により一般相談のカウンセラーが同席し、相談のサポートも行っています。
相談日：原則、第1木曜日及び月末

年度	相談者数（人）			相談内容（件）						
	女性	男性	その他	離婚	D V	親・子からの暴力	金銭	労働	その他	合計
28	22	0	0	14	0	0	0	1	7	22
29	24	3	0	14	2	0	2	1	8	27
30	26	9	0	10	1	0	14	0	10	35
元	29	3	0	13	6	0	2	2	9	32
2	28	4	1	18	0	3	2	3	7	33

第二部

令和2年度

男女平等参画の推進に関する年次報告書

目 次

I 令和2年度年次報告書の作成にあたって

1 男女平等参画行動計画と年次報告	53
(1) 計画の体系	53
(2) 年次報告の作成の趣旨	53
(3) 責任項目に位置付けた事業について	53
計画全体の体系	54

II 令和2年度男女平等参画行動計画事業実績

1 目標1	59
2 目標2	97
3 目標3	127
4 目標4	159

III 港区男女平等参画推進会議答申

第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度）令和2年度事業 実績の評価について	199
--	-----

《資料》

1 港区男女平等参画条例	221
2 港区男女平等参画条例施行規則	227

I 令和2年度年次報告書の 作成にあたって

1 男女平等参画行動計画と年次報告

(1) 計画の体系

「第3次港区男女平等参画行動計画—広げよう 男女平等—」（以下「行動計画」という。）は、港区男女平等参画条例第3条の7つの基本理念に則って、条例の目標である男女平等参画社会の実現のために4つの目標を次のように定めています。

- 目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する
- 目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する
- 目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する
- 目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

これらの目標を達成するために、18の課題を設け、それぞれに施策の方向を掲げ、施策の実現のために160の事業を定めました。その中で、男女平等参画社会の実現のために重点的に推進していく事業を【責任項目】と位置付けました。〔計画全体の体系参照〕

行動計画の期間は、平成27年度（2015年度）から令和2年度（2020年度）までの6か年です。

(2) 年次報告の作成の趣旨

港区男女平等参画条例第13条では、「区長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について、年一回報告書を作成し、これを公表するものとする。」とし、年次報告書の作成・公表について規定しています。

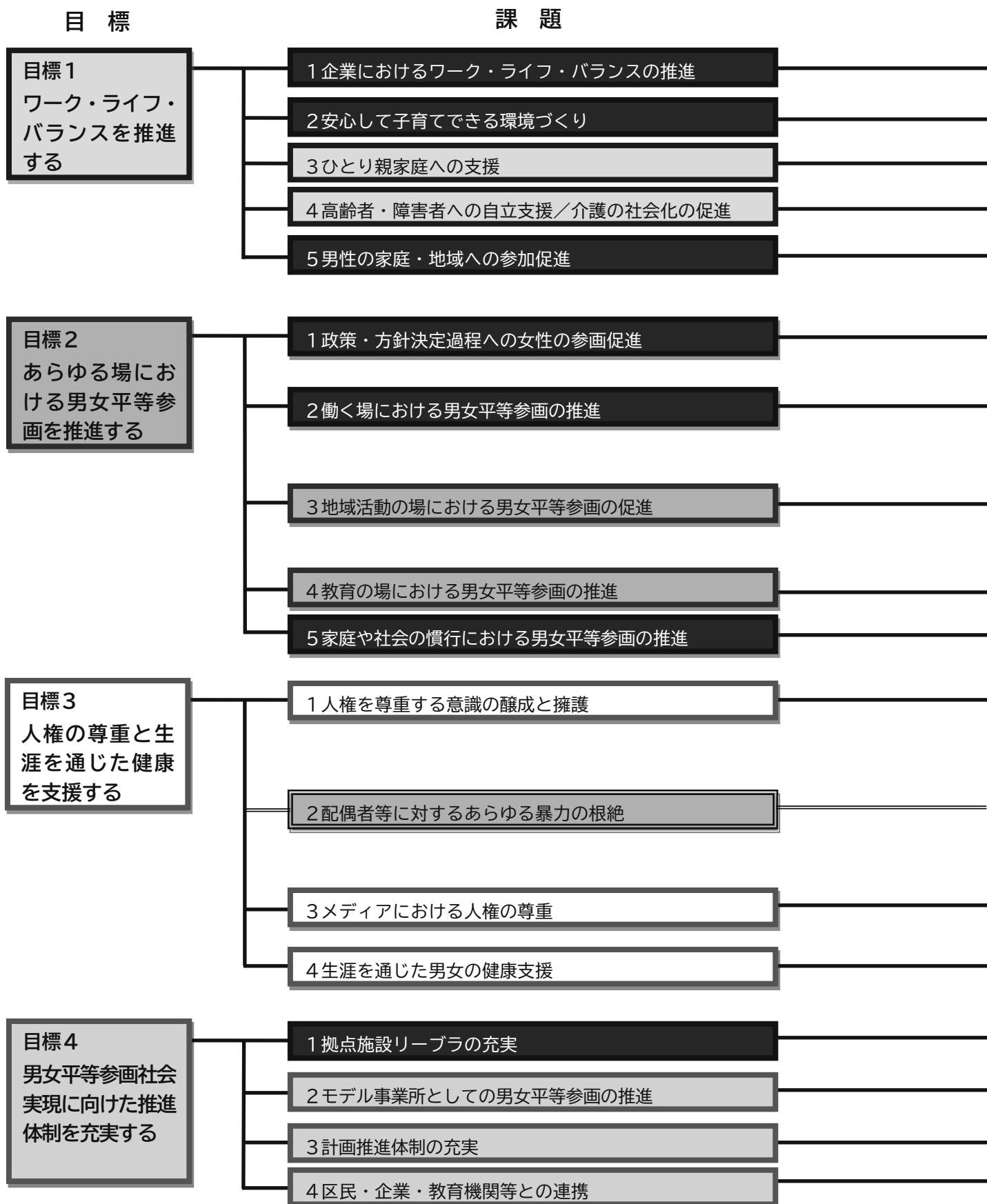
年次報告は、行動計画の計上事業の実施状況をまとめたものです。行動計画に関わる全ての事業について、各所管課が令和2年度目標及び令和2年度実施・進捗状況について記載しています。

年次報告は、行政内部の判断資料とするだけではなく、積極的に公表し、区民、事業者が男女平等参画への理解を深め、男女平等参画社会実現に向けた役割を共に担っていくための共通の情報として活用していくものです。

(3) 責任項目に位置付けた事業について

責任項目に位置付けた事業は、港区男女平等参画条例第15条に規定する港区男女平等参画推進会議（以下「推進会議」という。）による第三者評価の対象としています。推進会議による評価を効果的に行うため、年次報告書とは異なる様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」（174ページ以降参照）を活用しています。

計画全体の体系



施策の方向

- 1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進 責任項目1
2 男女の多様な働き方の支援

- 1 保育環境の充実
2 地域ぐるみの子育て・子育ち環境の支援・整備

- 1 ひとり親家庭への支援

- 1 高齢者・障害者の自立支援
2 在宅介護を担う男女に対する支援の充実

- 1 男性の長時間労働の見直しの促進
2 男性の家庭・地域への参加のための支援 責任項目2

- 1 審議会等委員の男女バランスへの配慮 責任項目3
2 女性のエンパワーメント支援
3 企業・事業所の指導的立場への女性の参画の促進

- 1 女性の就労支援 責任項目4
2 企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ
3 在勤者への働きかけ

- 1 地域の特性を活かした地域活動への男女平等参画促進
2 国際交流活動を通じた男女平等参画の推進
3 誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進
4 防災分野における男女平等参画の推進
5 環境分野における男女平等参画の推進

- 1 幼少期からの男女平等参画の推進 責任項目5
2 生涯学習における男女平等参画の推進

- 1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保

- 1 あらゆる暴力を防止するための意識啓発・情報提供
2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決
3 性的マイノリティの男女の人権の尊重と擁護

- 1 暴力防止教育と啓発 責任項目6
2 早期発見体制の充実と相談機能の強化
3 被害者を安全に保護する体制の整備
4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備
5 子どものケア体制の充実
6 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化 責任項目7

- 1 メディア等における性別による差別解消への働きかけ
2 メディア・リテラシー及び情報モラルの育成

- 1 年代に応じた男女の健康づくりの支援
2 互いの性や健康に関する理解の促進
3 女性の生涯を通じた健康支援

- 1 区民に親しまれる施設としての機能の充実 責任項目8
2 男女平等参画センター（リーブラ）の事業の充実

- 1 庁内における男女平等参画の推進
2 区職員のワーク・ライフ・バランスの実現

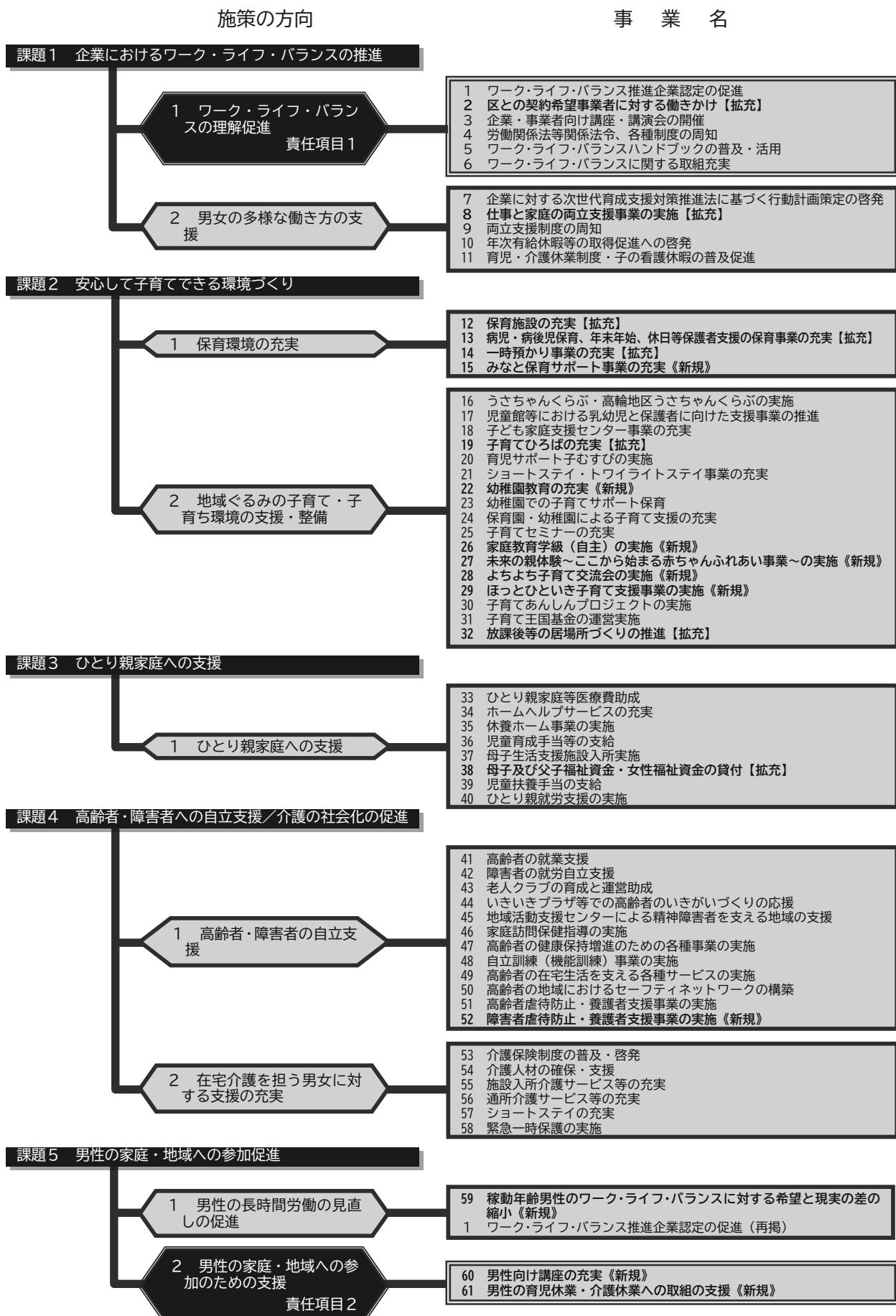
- 1 男女平等参画に関する広報・啓発の充実
2 組織の連携

- 1 区民・企業・各種団体等との連携

□ 内は、港区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」部分。
■ 内は、港区における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」部分。

II 令和2年度男女平等参画
行動計画事業実績

目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する



		事業名	事業内容
目標 1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進 【責任項目1】	1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進 【人権・男女平等参画担当】	子育て、地域活動、介護、働きやすい職場環境づくりの各分野でワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。認定企業は、区広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向け情報誌「こうりゅう」、メールマガジン等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスの取組に積極的な企業であることを広くPRします。
		2 区との契約希望事業者に対する働きかけ 【契約管財課】 【人権・男女平等参画担当】	価格以外の項目を評価する特別簡易型総合評価方式による工事の入札の際、ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業を加点対象とします。また、プロポーザル方式による選考の際、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業を評価する仕組みを検討します。
		3 企業・事業者向け講座・講演会の開催 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスを推進するため、求職者や企業、事業主向けの講座・講演会を、効果的に開催します。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
【契約管財課】	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
【人権・男女平等参画担当】	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
【産業振興課】	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり

		事業名	事業内容
目標 1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進 【責任項目1】	3 企業・事業者向け講座・講演会の開催 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスを推進するため、求職者や企業、事業主向けの講座・講演会を、効果的に開催します。
	4 労働関係法等関係法令、各種制度の周知 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法など労働者の権利に関する関係法規、各制度について、「ポケット労働法」を新成人に配布するとともに各区有施設等で配布し周知を図ります。	

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
【人権・男女平等参画担当】	
様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり	
【産業振興課】	
様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり	

【人権・男女平等参画担当】	
様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり	

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進 【責任項目1】	5 ワーク・ライフ・バランスハンドブックの普及・活用 【産業振興課】	ワーク・ライフ・バランスの導入マニュアルであるワーク・ライフ・バランスハンドブックを事業者に配布するなど普及啓発を図ります。
		6 ワーク・ライフ・バランスに関する取組充実 【産業振興課】	企業が生産性を高め、人材の確保と定着を図るため、中小企業や商店街へ講座、講演会、個別相談会等を周知し、ワーク・ライフ・バランスの導入を促進します。
	2 男女の多様な働き方の支援	7 企業に対する次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定の啓発 【人権・男女平等参画担当】	従業員100人以下の事業所に対して、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の普及啓発とあわせて両立支援に関するノウハウを積極的に提供し、計画の策定へ向けた啓発を進めます。
		8 仕事と家庭の両立支援事業の実施 【人権・男女平等参画担当】	中小企業における「仕事と子育て」の両立支援に加えて、「仕事と介護」が両立できる職場環境づくりを支援するため、子育て支援奨励金、配偶者出産休暇制度奨励金、介護支援奨励金を交付します。あわせて、男性の育児参加を進めるため、男性の子育て支援・介護支援奨励金を交付します。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
区の入札参加資格をもつ事業者及びその他の区内の事業所に対し、ハローーワーク品川の協力も得て、港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業及び両立支援事業のパンフレットを送付するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。	区内2,200社の事業者にワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業、仕事と家庭の両立支援事業のパンフレットを送付し、働きやすい職場づくりのための働きかけを行いました。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業として新規認定された5社を「オアシス67号」及び港区ホームページ等で紹介しました。
《女性の活躍推進に関する取組》 ・「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」の新規申請時に提出いただく書類のうち、「レベル診断チェックシート」について、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定を策定している事業主や育児や介護と仕事の両立にための職場環境整備について積極的に取り組んでいる事業主を評価しました。 ・「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」募集に併せて「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を送付したほか、広報紙やホームページ等で周知を行った結果、前年度(計34件)の約2割増の申請(計41件)となりました。引き続き、啓発を一層進めるとともに両立支援制度の周知を図ってまいります。	
申請件数： 子育て支援奨励金 20社 配偶者出産休暇制度奨励金 6社 介護支援奨励金 1社 男性の子育て支援奨励金 4社 男性の介護支援奨励金 3社	申請件数： 子育て支援奨励金 12社 配偶者出産休暇制度奨励金 7社 介護支援奨励金 1社 男性の子育て支援奨励金 6社 男性の介護支援奨励金 1社
《女性の活躍推進に関する取組》 ・「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」の新規申請時に提出いただく書類のうち、「レベル診断チェックシート」について、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定を策定している事業主や育児や介護と仕事の両立にための職場環境整備について積極的に取り組んでいる事業主を評価しました。 ・「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」募集に併せて「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を送付したほか、広報紙やホームページ等で周知を行った結果、前年度(計34件)の約2割増の申請(計41件)となりました。引き続き、啓発を一層進めるとともに両立支援制度の周知を図ってまいります。	

		事業名	事業内容	
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	2 男女の多様な働き方の支援	9 両立支援制度の周知 【人権・男女平等参画担当】	中小企業のワーク・ライフ・バランスの取組を進めるため、事業者へ幅広く、効果的に広報活動を行い制度の周知・活用を図ります。
			10 年次有給休暇等の取得促進への啓発 【人権・男女平等参画担当】	国基準以上の就業規則の設定、残業の減少、サービス残業の解消、年次有給休暇の効果的取得促進等の情報提供を通じて啓発していきます。
			11 育児・介護休業制度・子の看護休暇の普及促進 【人権・男女平等参画担当】	育児・介護休業制度の情報提供を図るとともに、男女がともに制度を利用できるよう、特に男性への育児休業・子の看護休暇制度の積極的活用を啓発を通して働きかけます。
	2 安心して子育てできる環境づくり	1 保育環境の充実	12 保育施設の充実 【保育担当】	乳幼児人口の増加が顕著となっており、依然として保育需要が高まっています。待機児童は減少しているものの、いまだ解消には至っていません。安心して働き、子育てできる環境を整備するために、認可保育園の新設や私立認可保育園の誘致、緊急暫定保育施設の設置等により待機児童解消を推進するため、保育施設の充実を図ります。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業パンフレット送付時に「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を同封して周知します。	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業パンフレット送付時に「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を同封して周知しました。
《女性の活躍推進に関する取組》 「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」の新規申請時に提出いただく書類のうち、「レベル診断チェックシート」について、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定を策定している事業主や育児や介護と仕事の両立にための職場環境整備について積極的に取り組んでいる事業主を評価しました。	
ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業パンフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業及び仕事と家庭の両立支援事業のパンフレットを区内事業者2,200社に送付し、男女平等参画推進への働きかけを行いました。
《女性の活躍推進に関する取組》 「ワーク・ライフ・バランスシンポジウム」を推進企業認定証交付式とともにを行い、「新しい日常」下でワーク・ライフ・バランスの推進がますます重要になっていることなどを基調講演で学ぶとともに、認定企業の具体的な取組事例を共有しました。シンポジウムの要旨は男女平等参画情報誌「オアシス」にも掲載し、広く周知を図りました。 企業向け出前講座においても「ワーク・ライフ・バランスとキャリアデザイン」をテーマに講座を開催しました。	
ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットや仕事と家庭の両立支援事業リーフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。	広報みなどに仕事と家庭の両立支援に係る記事を掲載し、継続的に周知しました。 令和2年度は、区内中小企業に対し、子育て支援奨励金12社、配偶者出産休暇制度奨励金7社、介護支援奨励金1社、男性の子育て支援奨励金6社、男性の介護支援奨励金1社を交付しました。
《女性の活躍推進に関する取組》 「男性の育児」「男性の介護」の講座を開催し、実際に休暇制度等を利用した講師から、制度や社会的支援についての様々な情報提供を行いました。また、朝日新聞Withnews#父親のモヤモヤ取材班をお招きし、仕事と育児の両立をめぐる葛藤と課題について、社会の根強い性別役割分担意識や働き方の問題など女性とも表裏一体の課題であることを明らかにしながら男性への両立支援制度の取得促進に向けたエンパワーメントを図りました。	
平成31年4月に待機児童ゼロを達成したことと踏まえ、今後開設する保育施設については、保育ニーズの高い地域を精査しながら、より適正な配置を行っていきます。 ●令和2年度に開設を予定している施設（令和2年4月1日～令和3年3月31日） [私立認可保育園] ①まなびの森保育園麻布十番 (令和2年4月1日開設) ②麻布十番ちとせ保育園 (令和2年4月1日開設) ③赤坂山王保育園 (令和2年4月1日開設) ④赤坂クレア保育園 (令和2年4月1日開設) ⑤うれしい保育園白金高輪 (令和2年4月1日開設) ⑥ほっぺるランド高輪二丁目 (令和2年4月1日開設) ⑦にじいろ保育園海岸三丁目 (令和2年4月1日開設) ⑧おはよう保育園のあおやま (開設時、「おはよう保育園表参道」から名称変更) (令和2年7月1日開設) ⑨にじいろ保育園竹芝 (令和2年10月1日開設) また、教育委員会とも連携し、認定こども園の必要性や今後の方向性について検討します。	●令和2年度に開設した保育施設 (令和2年4月1日～令和3年3月31日) [私立認可保育園] ①まなびの森保育園麻布十番 (令和2年4月1日開設) ②麻布十番ちとせ保育園 (令和2年4月1日開設) ③赤坂山王保育園 (令和2年4月1日開設) ④赤坂クレア保育園 (令和2年4月1日開設) ⑤うれしい保育園白金高輪 (令和2年4月1日開設) ⑥ほっぺるランド高輪二丁目 (令和2年4月1日開設) ⑦にじいろ保育園海岸三丁目 (令和2年4月1日開設) ⑧おはよう保育園のあおやま (開設時、「おはよう保育園表参道」から名称変更) (令和2年7月1日開設) ⑨にじいろ保育園竹芝 (令和2年10月1日開設)
《女性の活躍推進に関する取組》 令和2年4月1日に私立認可保育園7施設を開設するとともに、令和2年度途中に私立認可保育園2施設を開設しました。	

		事業名	事業内容
目標 1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	1 保育環境の充実	13 病児・病後児保育、年末年始、休日等保護者支援の保育事業の充実 【保育担当】
			保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病児・病後児保育、年末保育、休日保育を実施します。また、東京都認証保育所に区独自の補助を付加とともに、認可保育園の待機児童利用者に対して認可保育園保育料と認証保育所保育料との差額を補助します。さらに、兄や姉が、保育園、幼稚園、認定こども園等に在園している場合の区立・私立認可保育園及び緊急暫定保育施設並びに認証保育所の第二子以降の保育料を無料とします。
			14 一時預かり事業の充実 【保育担当】 【子ども家庭支援センター】
			家庭における保育が困難な乳幼児を、一時的に保育する一時預かり事業を充実させます。
			15 みなど保育サポート事業の充実 【保育担当】 【子ども家庭支援センター】
			パートタイム勤務や育児短時間勤務など、保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、みなど保育サポート事業（定期利用保育事業）の充実を図ります。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
<p>病児・病後児保育を継続して実施するとともに、引き続き、保護者が通常の病児・病後児保育室が利用できず訪問型病児・病後児保育を利用した場合に、その費用の一部に対する助成を行います。</p> <p>年末保育、休日保育についても、継続して実施します。さらに、最年長の子どもを第1子とし、認可保育園、港区保育室、認定こども園等の第二子以降の保育料の無料化を継続するとともに、認可保育園の待機児童利用者に対し、引き続き、認可保育園保育料と認証保育所保育料との差額を補助します。</p>	<p>病児・病後児保育を継続して実施するとともに、引き続き、保護者が通常の病児・病後児保育室が利用できず訪問型病児・病後児保育を利用した場合に、その費用の一部に対する助成を行いました。</p> <p>年末保育、休日保育についても継続し実施しました。</p> <p>最年長の子どもを第1子とし、認可保育園、港区保育室、認定こども園等の第二子以降の保育料の無料化を継続して実施しました。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病児・病後児保育を継続して実施するとともに、引き続き、保護者が通常の病児・病後児保育室が利用できず訪問型病児・病後児保育を利用した場合に、その費用の一部に対する助成を行いました。</p> <p>また、東京都認証保育所や東京都の指導監督基準を満たす証明書の交付された認可外保育施設にかよう場合、施設等利用給付に加え区独自の補助を付加するとともに、認可保育園の待機児童利用者に対して認可保育園保育料と認証保育所保育料との差額を補助しました。</p> <p>年末保育、休日保育についても継続して実施しました。</p> <p>最年長の子どもを第1子とし、認可保育園、港区保育室、認定こども園等の第二子以降の保育料の無料化を継続して実施しました。</p>	
<p>【保育課】 引き続き、在宅子育て家庭のニーズ把握に努め、支援事業の充実を図ります。</p>	<p>【保育課】 在宅子育て家庭のニーズ把握に努めました。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>在宅子育て家庭のニーズ把握に務めました。</p>	
<p>【子ども家庭支援センター】 新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、利用自粛等を要請しながら、引き続き利用者が安全に安心して利用できるよう、安定した事業運営に努めます。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じたうえで、あい・ぼーと、Pokke、区内7か所のあっぴい、区立保育園、愛星保育園、ベネッセ港南保育園にて、事業を実施しました。引き続き利用者が安全に安心して利用できるよう、安定した事業運営に努めました。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>あい・ぼーと、Pokke、区内7か所のあっぴい、区立保育園、愛星保育園、ベネッセ港南保育園にて、事業を実施しました。</p> <p>あい・ぼーと、Pokke、区内7か所のあっぴいの一時預かりは、理由を問わずお預かりすることができる事業ですが、パートタイム勤務や育児短時間勤務などの保護者の利用が多く、育児をしながら働く女性をサポートすることができます。</p>	
<p>【保育課】 引き続き、在宅子育て家庭のニーズ把握に努め、支援事業の充実を図ります。</p>	<p>【保育課】 在宅子育て家庭のニーズ把握に努めました。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>在宅子育て家庭のニーズ把握に務めました。</p>	
<p>【子ども家庭支援センター】 新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、利用自粛等を要請しながら、引き続き利用者が安全に安心して利用できるよう、安定した事業運営に努めます。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 前年度に引き続き、区内5か所にて事業を運営しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大後も、体調不良者の利用自粛要請や施設内の消毒等を行い感染防止を図りながら、パートタイム勤務や育児短時間勤務などで保護者が家庭で保育できない児童を保育しました。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>前年度に引き続き、区内5か所にて事業を運営しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大後も、体調不良者の利用自粛要請や施設内の消毒等を行い感染防止を図りながら、パートタイム勤務や育児短時間勤務などで保護者が家庭で保育できない児童を保育しました。</p>	

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり 2 地域ぐるみの子育て・子育ち環境の支援・整備	16 うさちゃんくらぶ・高輪地区うさちゃんくらぶの実施 【健康推進課】	第1子で生後2か月～3か月の赤ちゃんと保護者の子育ての仲間づくりを目的とした参加者同士の交流会を行います。
		17 児童館等における乳幼児と保護者に向けた支援事業の推進 【各総合支所管理課】	児童館等で乳幼児や保護者向けの支援事業を推進し、保護者同士の交流活動を促進します。また、地域の子育てサークルへの支援を行います。
		18 子ども家庭支援センター事業の充実 【子ども家庭支援センター】	子どもと子育てに関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携しながら虐待の未然防止・迅速な対応・適切な保護や支援を行います。また、子育てコーディネーター事業等を通じ子育て支援に関する在宅サービスの調整・提供・連携を行います。さらに子育てサークル支援、地域の子育てネットワーク活動の支援に取り組みます。
		19 子育てひろばの充実 【子ども家庭支援センター】	親子が身近な場所で気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場所を提供し、育児に関する講座や集いの開催、子育て相談等を行う子育てひろばを拡大します。
		20 育児サポート子むすびの実施 【子ども家庭支援センター】	保育施設等への送迎や保育など、利用会員と協力会員を結び、助け合いによる子育て支援を行います。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
引き続き産後母子ケア事業として、多くの人が参加できるよう地域別に日程を設け、うさちゃんくらぶを実施します。	コロナの影響で4-9月は休止しており、10月から実施。うさちゃんくらぶは、月2回計12回実施し、148組297人参加しました。また、多くの人が参加できるよう、「芝、麻布、赤坂」と「高輪、芝浦港南」に地区を分け地域毎に参加日を設定しました。
【芝地区総合支所管理課】 引き続き関係機関との連携を図り、神明子ども中高生プラザで乳幼児と保護者が気軽に参加し、親子で一緒に楽しむことのできる事業を充実していきます。	【芝地区総合支所管理課】 コロナ禍においても、安全対策を取りながら、保健師によるプログラム、地域の民生・児童委員による相談受付や絵本・紙芝居の読み聞かせを実施しました。 また、同じプログラム内容でも月齢別に開催時間を分け、コロナ禍でも親子が参加しやすい工夫をしています。
【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、チラシや、ホームページ、ポスター等を活用し、関係機関との連携を図り事業の充実をめざします。	【麻布地区総合支所管理課】 親子体操やタッチケアなど親子で参加するイベントや、保健師との育児相談など、親子が楽しみながら触れ合える事業を実施しました。
【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、関係機関との連携を図り事業の充実をめざします。	【赤坂地区総合支所管理課】 新型コロナウィルス感染症に伴う施設の閉館による事業の未実施がありましたが、再開後は感染症予防対策を行った上で、関係機関との連携を図り、保護者同士の交流活動を促進しました。
【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、関係機関との連携を図り、乳幼児親子のニーズにあわせた事業を工夫、周知し実施します。	【高輪地区総合支所管理課】 新型コロナウィルス感染症拡大に伴う事業中止など、例年に比べて実施回数は減少しましたが、感染症対策をとった上で実施可能な乳幼児とその保護者向け各種事業を、豊岡児童館、高輪児童館、白金台児童館において実施しました。
【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、関係機関との連携を図り、乳幼児親子が参加しやすい事業を工夫し実施します。	【芝浦港南地区総合支所管理課】 新型コロナウィルス感染症拡大に伴う事業中止など、例年に比べて実施回数は減少しましたが、感染症対策をとった上で実施可能な乳幼児とその保護者向け各種事業を実施しました。
関係機関と連携し、引き続き虐待の防止・迅速な対応・適切な保護等を行います。 子育てコーディネーター事業は、令和3年4月の（仮称）港区立子ども家庭総合支援センターへの移転後も、みなし保健所の健診や母親学級などの事業の実施時に、引き続き子育て情報の提供や子育て家庭が気軽に相談に応じることができるように検討します。	各関係機関へ巡回訪問を行い、連携して虐待の防止や迅速な対応を行いました。関係機関を通して必要な支援や保護へつなげるように努めました。 また、みなし保健所の健診時に会場で待機し、子育て情報を提供したり、子育て家庭が気軽に相談にできる体制を整えました。
新型コロナウィルスの感染拡大状況を踏まえながら、引き続き利用者が安全に安心して利用できるよう、安定した事業運営に努めます。 青山児童館の閉館に伴い、令和2年4月1日から赤坂子ども中高生プラザ青山館内に子育てひろばを設置します。 令和3年4月に（仮称）港区立子ども家庭総合支援センター内に開設する子育てひろばの開設準備を行います。	新型コロナウィルスの感染拡大防止対策を講じたうえで、あい・ぽーと、Pokke、あっぴい、子ども中高生プラザ等の区内18か所にて、前年度に引き続き事業を実施しました。 また、令和3年4月に港区立子ども家庭総合支援センター内に開設する子育てひろばの開設準備を行いました。
育児サポート子むすびの協力会員を養成するために、子育て支援員研修の受講が必要です。港区子育て支援員研修及び東京都子育て支援員研修を広報みなどやホームページなどを活用して周知します。	育児サポート子むすびの協力会員を養成するため、あい・ぽーとが実施する養成講座を年間で2期開催しました。

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	21 ショートステイ・トワイライト ステイ事業の充実 【子ども家庭支援センター】	ショートステイ事業（家庭で一時的に子育てが困難な場合の短期間の養育）やトワイライトステイ事業（仕事等で帰宅が夜間になる場合の預かり）を充実させます。
		22 幼稚園教育の充実 【指導室】 【教育政策担当】 【学務課】	幼稚園教育の充実に向けて様々な取組を実施します。保護者に対しては、子育ての喜びが味わえるように子どもとともに育ち合う確かなパートナーシップを築いていきます。地域や年齢ごとの幼稚園入園のニーズを的確に把握し、3歳児をはじめとする幼稚園の定員増を図ります。 区立幼稚園では、小学校3年生までに在学または、保育所、幼稚園、認定こども園等に在園する兄・姉がいる園児の保育料を無料とします。
		23 幼稚園での子育てサポート保育 【学務課】	教育課程に係る教育時間の終了後に、区立幼稚園5園（赤羽、高輪、本村、中之町、にじのはし）において希望する在園児を対象に午後4時30分までの預かり保育を行います。また、小学校3年生までに在学または、保育所、幼稚園、認定こども園等に在園する兄・姉がいる園児については、年間利用の子育てサポート保育料を無料とします。
		24 保育園・幼稚園による子育て支援の充実 【保育担当】 【各総合支所管理課】 【学務課】 【指導室】	保育園の地域在宅子育て支援制度「みなどっこ」は、妊娠時から地域の保育園に登録を行い、出産前からかかりつけ園として気軽に相談したり、保育園見学や保育体験を通して、孤立せずに子育てができます。また、在宅子育て家庭の親子を対象に、育児不安の解消を図るために、育児相談を受け、子育て情報を提供できる「保育園であそぼう」等の事業を推進します。幼稚園では、「園庭開放」や「未就園児の会」等の事業を推進します。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
新型コロナウィルスの感染拡大状況及び各児童の健康・家庭状況を踏まえ、麻布乳児院やPokkeと逐次連絡を取り合いながら、引き続き利用者が安全に安心して利用できるよう努めます。	保護者の出張や夜間勤務等で家庭で保育できない児童を対象として、ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業を実施しました。
<p>【教育指導課】 引き続き、各園に「みなときっずなび」「育ちと学びをつなぐ家庭で大切にしたいことハンドブック」を保護者会、学級懇談会等で活用するよう促し、保護者の啓発を行います。 保育課及び公私立保育園、幼稚園、小学校が協働し改訂した「小学校入学期前教育カリキュラム」を、各園、校で活用するよう促すとともに、研修会を開催します。 幼児教育調査指導員による教員への巡回指導、助言及び保護者に対する子育て相談を継続して行います。</p>	<p>【教育指導課】 「みなときっずなび」については、コロナ禍で活用のタイミングを逃した1園を除く区立幼稚園11園が、「育ちと学びをつなぐ家庭で大切にしたいことハンドブック」については全12園が保護者会、学級懇談会等で活用し、保護者への啓発を行いました。 「小学校入学期前教育カリキュラム」については、全区立幼稚園、小学校が「具体的な指導法を参考にする」「子どもの発達への理解を深める」「各園、校のカリキュラム作成」等に活用しました。保幼小合同研修会を各小学校区域で開催し、「小学校入学期前教育カリキュラム」の内容を保育士、幼稚園・小学校教員とで共有しました。 幼児教育調査指導員が各園を巡回し、教員への指導・助言及び保護者に対する子育て相談を行いました。</p>
【教育企画担当】	【教育企画担当】
【学務課】 引き続き、児童人口や幼稚園入園ニーズを適切に把握し、受入体制を確保します。	【学務課】 幼児人口の増減が少なく、幼稚園就園希望率が低下している状況を踏まえ、令和元年度と同数の幼稚園定員としました。 なお、幼稚園保育料は、児童教育・保育無償化の開始に伴い、令和元年10月から無料となっています。
引き続き、区立幼稚園全園で子育てサポート保育を実施します。	令和2年度は新型コロナウィルスの影響により、休校期間においてサポート保育の利用自粛をお願いする時期もありました。しかし、学校再開後は各園が感染症対策に工夫を施しながら、サポート保育を実施することができました。
【保育課】 「保育園であそぼう」では、引き続き保育士、看護師、栄養士等が児童相談に応じます。親子が園児や他の親子と遊ぶ場や児童情報を提供することで児童不安の解消を図ります。また、電話での児童相談にも応じています。	【保育課】 国の緊急事態宣言を受け、登園自粛要請を行った期間は「保育園であそぼう」を中止し、7月より再開しました。事前予約と定員を設けた上で感染拡大防止策をとりながら実施しました。参加者が安心して遊べる場を提供するとともに保育士や看護師、栄養士らが相談に応じ、児童不安の解消を図りました。

		事業名	事業内容	
目標 1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	2 地域ぐるみの子育て・子育ち環境の支援・整備	24 保育園・幼稚園による子育て支援の充実 【保育担当】 【各総合支所管理課】 【学務課】 【指導室】	保育園の地域在宅子育て支援制度「みなとっこ」は、妊娠時から地域の保育園に登録を行い、出産前からかかりつけ園として気軽に相談したり、保育園見学や保育体験を通して、孤立せずに子育てができます。また、在宅子育て家庭の親子を対象に、育児不安の解消を図るために、育児相談を受け、子育て情報を提供できる「保育園であそぼう」等の事業を推進します。幼稚園では、「園庭開放」や「未就園児の会」等の事業を推進します。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
<p>【芝地区総合支所管理課】 区立保育園3園で引き続き「保育園であそぼう」「園庭開放（神明保育園のみ）」を実施していきます。引き続きチラシや広報、ホームページ等を活用し、事業の周知を図り事業を行います。</p>	<p>【芝地区総合支所管理課】 区立保育園3園で「保育園であそぼう」4月～6月コロナ感染拡大防止のため中止。「園庭開放（神明保育園のみ）」は、4月～6月コロナ感染拡大防止のため中止。実施内容は、園庭遊びや室内遊びを行いました。</p>
<p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、「保育園であそぼう」を実施していきます。また、引き続き広報やホームページ、施設情報紙等を活用し、事業の周知を図ります。</p>	<p>【麻布地区総合支所管理課】 区立保育園では、在宅の子育て親子に役立つ情報を提供したり、参加者同士の交流を支援する事業を実施しました。</p>
<p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、赤坂管内区立保育園3園で、引き続き「保育園であそぼう」を実施し、事業の周知に努めます。</p>	<p>【赤坂地区総合支所管理課】 新型コロナウィルス感染症に伴う事業の未実施期間がありましたが、7～2月において赤坂管内区立保育園3園で、引き続き「保育園であそぼう」「を実施し、事業の周知に努めました。</p>
<p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、広報やホームページ、施設情報紙等を活用し、事業の周知を図ります。</p>	<p>【高輪地区総合支所管理課】 新型コロナウィルス感染症拡大に伴う事業中止など、例年に比べて実施回数は減少しましたが、感染症対策をとった上で実施可能な事業を、白金保育園、高輪保育園、伊皿子坂保育園で実施しました。</p>
<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続きチラシや広報、ホームページ等を活用し、事業の周知を図り事業を行います。なお、平成19年度から開始された「みんなっこ」は令和元年度の事務事業評価により令和2年度から廃止することとなっています。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 新型コロナウィルス感染症拡大に伴う事業中止など、例年に比べて実施回数は減少しましたが、感染症対策をとった上で実施可能な事業を実施しました。</p>
<p>【学務課】 区立幼稚園では、引き続き、園庭開放や未就園児の会等を実施し、参加者同士の交流を促すとともに、子育ての悩みを気軽に相談できる場を作り、保護者の育児不安や園生活への不安解消を図ります。</p>	<p>【学務課】 令和2年度は新型コロナウィルスの影響により、やむを得ず園庭開放及び未就園児の会の縮小を余儀なくされました。しかし、その中でも各園ごとに感染症対策に工夫を施し、参加者同士の交流や保護者間の居場所づくりの機会を設けることができました。</p>
<p>【教育指導課】 家庭教育とのさらなる連携のため、令和2年度版に修正した5歳児保護者向けのリーフレット「みんなきっずなび」、「3、4歳児保護者向けの『家庭で大切にしたいことハンドブック』」の保護者会や懇談会等での活用をさらに促進します。 引き続き「園庭開放」や「未就園児の会」等を実施し、参加者同士の交流を促し、子育ての悩みを気軽に相談できる場づくり、保護者の育児不安や園生活への不安の解消を図ります。</p>	<p>【教育指導課】 区立幼稚園のほぼ全園が「みんなきっずなび」、「育ちと学びをつなぐ家庭で大切にしたいことハンドブック」を保護者会、学級懇談会等で活用しました。 「園庭開放」や「未就園児の会」は、「新型コロナウィルス感染症に対応した学校運営に関するガイドライン」に沿って実施し、感染症対策を講じながら参加者同士の交流を促し、子育ての悩みを気軽に相談できる場づくりを進め、保護者の育児不安や園生活への不安の解消を図りました。</p>

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	25 子育てセミナーの充実 【子ども家庭支援センター】	保護者が必要としている育児に役立つテーマを選定し、家庭での教育や子育てについて学習する講座を開催します。
		26 家庭教育学級（自主）の実施 【生涯学習推進課】	区立幼稚園、小・中学校の各 P T A、社会教育関係団体に登録している子育てグループが、家庭教育に関するテーマについて学習する際、教育委員会が講師謝礼を負担します。
		27 未来の親体験～ここから始まる赤ちゃんふれあい事業～の実施 【芝地区総合支所区民課】 ※平成29年度で事業終了	芝地区総合支所管内で中高生と赤ちゃんとのふれあい体験型事業を実施します。 芝地区総合支所管内の学校や子育て支援施設等で、中高生と赤ちゃんが接する機会をつくり、子どもへの接し方、親になることをイメージできるような仕組みをつくるとともに、赤ちゃんと中高生の世代間交流を支えることで、地域全体の活性化をめざします。
		28 よちよち子育て交流会の実施 【赤坂地区総合支所区民課】	子育てに関する相談や情報交換と交流の場として、赤坂区民センターの乳幼児室で「よちよち子育て交流会」を開催します。保健師、栄養士等の専門職による相談を行うとともに、子育てひろば「あい・ぼーと」の「子育て家族支援者」等の地域の人材を活用して、交流の促進を図ります。
		29 ほっとひといき子育て支援事業の実施 【高輪地区総合支所区民課】	地域の身近な場所で保健師・助産師・管理栄養士などの専門家に相談できる仕組みをつくり、地域の関係機関と連携し、安心して子育てができるよう支援します。また、地域の中での仲間づくりや保護者同士の交流を促進するとともに保護者の持つ力を高めます。
		30 子育てあんしんプロジェクトの実施 【芝浦港南地区総合支所区民課】	保健師・助産師・栄養士・臨床心理士によるプロジェクトチームが地区内の児童施設等を会場に、子育てに関するノウハウを提供し、個別の相談を中心とした事業を実施して、子育ての不安や悩みを解消することで、地域の子育て環境をつくります。
		31 子育て王国基金の運営実施 【人権・男女平等参画担当】 ※平成28年度から子ども家庭課に移管	基金を活用して地域の子育て環境を充実させます。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
新型コロナウイルス感染拡大が落ち着き次第、講座を再開します。再開後は、子どもの発育・発達を理解したり、生活の中で子どもへの対応の仕方を学べるような講座を新たに実施します。	新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、4月から10月は、講座やイベント等を中止していましたが、令和2年11月から、月1回えほんの読み聞かせを行い、延べ94人が参加しました。
講師謝礼の負担により、保護者の学習機会を支援し、家庭教育の充実を図ります。	新型コロナウイルス感染症の影響により、ZoomやYoutubeを利用したオンラインでの講座が4講座実施された。
赤坂区民センター乳幼児室で月2回、青山いきいきプラザで月1回開催します。	新型コロナウイルス感染症予防対策により4月から6月までは中止し、7月から「よちよち子育て交流会」を開催しました。台風接近のため予定していた2回が中止となりましたが、34回を事前申込制で定員を設定して開催しました。講座や手遊びなどを行い、保護者の交流を図りました。（2年度実績：318人）
一年を通じ、身近な場所で相談ができる、親同士が交流できる機会を設けることで、育児能力の向上を図り安心して子育てができるよう支援します。 ※新型コロナウイルスの影響により、令和2年4月は未実施（5月以降は未定）	ほっとひといき子育てサロンは、ミニ講座や情報交換を通じて保護者の友達づくりや交流の場を提供し、保護者の持つ力を高めました。ほっとひといき子育て相談は、働く保護者が参加しやすいよう、土曜日にも実施しています。令和3年度実績 ほっとひといき子育てサロン：年3回実施、延人数（18人） ほっとひといき子育て相談：年36回実施、延人数（192人） ※新型コロナウイルスの影響により、令和3年4月～7月上旬までは未実施 ※実施にあたり予約制で実施
区内9施設と協力し、子育て支援として年間90回の開催を予定しています（新型コロナウイルス感染症の影響で開催中止の時期あり）。開催可能となったら、引き続き子育ての不安や悩みを保健師等の専門職に相談できる環境を維持し、子どもの発達相談、保護者の気持ちの相談等に対応していきます。保護者同士の交流の場を提供し地域内での子育てを支援していきます。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4～6月の開催を中止しましたが、7月から計測のみ再開、10月から育児相談も再開しました。芝浦港南地区の児童施設等で60回実施し、1,833人の利用がありました。感染症対策のため保護者同士の交流は難しい状況でしたが、地域内での子育て支援を行うことができました。
引き続き仕事と子育ての両立を支援し、子どもたちの健やかな育ちを支えるとともに、喫緊の課題を解決するために基金の活用を検討していきます。	令和2年度は、総合支所が実施する地域事業、保育定員の拡大に向け私立保育園等の設置促進を図る事業に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い生活への影響が著しく大きいひとり親世帯等に対する支援に取り組むため、9事業を基金充当事業としました。 <ul style="list-style-type: none"> ・麻布地区地方交流事業（麻布地区総合支所管理課） ・赤坂地区赤坂・青山子ども中高生共育（ともいく）事業 よちよち交流会（赤坂地区総合支所協働推進課） ・高輪地区たかなわ子どもカレッジ（高輪地区総合支所管理課） ・高輪地区高輪ほっとひといき子育て支援事業（高輪地区総合支所区民課） ・芝浦港南地区子育てあんしんプロジェクト（芝浦港南地区総合支所区民課） ・学習支援事業（生活福祉調整課） ・保育施設誘致促進事業（保育政策課） ・相談ネット事業（子ども家庭支援センター） ・エンジョイ・ディナー事業（子ども家庭課）

		事業名	事業内容	
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	2 地域ぐるみの子育て・子育ち環境の支援・整備	32 放課後等の居場所づくりの推進 【子ども家庭課】 【各総合支所管理課】 【生涯学習推進課】	児童館・児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進します。さらに、地域の実情に応じて学童クラブの開所時間延長についても検討・実施します。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
【子ども家庭課】 施設を新規開設するなどのハード面での対策ではなく、直接一般来館や放課G0→クラブの制度を見直し、ソフト面での対策を検討します。	【子ども家庭課】 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、児童館等の直接一般来館は、利用人数を制限しながら実施しました。また、放課G0→は新型コロナウイルス感染症のため、中止ましたが、代替事業として緊急児童居場所づくり事業を実施しました。 上記、事業を実施することで、コロナ禍においても感染症対策を十分に講じながら、子どもたちの放課後の居場所の提供を行いました。
《女性の活躍推進に関する取組》 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、学童クラブについては、自宅での保護が可能な児童の利用を控えてもらうことにより、利用人数を制限しながら実施しました。 また、希望の学童クラブに入会できない児童に対しては、児童館等の直接一般来館や緊急児童居場所づくり事業の利用を促し、コロナ禍においても感染症対策を十分に講じながら、子どもたちの放課後の居場所の確保に努めました。	
【芝地区総合支所管理課】 引き続き、児童の安全・安心を担保できるよう、情報共有を綿密に行います。	【芝地区総合支所管理課】 コロナ禍においても、普段から安全対策を取りながら、学童クラブと学校で児童の様子等を共有することで、ささいな情報であっても伝えることができるようになりました。
《女性の活躍推進に関する取組》 各家庭の状況に応じて、放課G0→や中高生プラザの一般来館等をご案内し、育児しながら働く女性の不安・負担軽減を図りました。	
【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、広報やホームページ、施設情報紙等を活用し、事業の周知を図り、登録者人数を増加させます。	【麻布地区総合支所管理課】 放課G0→再開に向け検討するため、新たに定員を設けるなど、3密対策を講じたうえで、緊急居場所づくり事業を継続しました。
《女性の活躍推進に関する取組》 引き続き、広報やホームページ施設情報誌等を活用し、事業の周知を図り登録者人数を増加させます。	
【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、安全・安心な施設利用における職員の研修や、地域と連携、連絡を図ります。	【赤坂地区総合支所管理課】 新型コロナウイルス感染症予防のため、遊具の消毒実施など、安全・安心な施設利用を実現できるよう努めた他、学校との連携、連絡を密に図りました。
《女性の活躍推進に関する取組》 コロナウイルス感染症拡大防止のため、学童クラブの利用自粛期間等がありました。自粛期間終了後は、感染対策を行いながら児童の居場所づくりに努めました。	
【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、児童館・児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進します。	【高輪地区総合支所管理課】 【高輪地区】 学童クラブ 3クラブ 放課G0→クラブ 3クラブ 子ども中高生プラザ 1施設 実施。
《女性の活躍推進に関する取組》 放課G0→クラブたかなわだい（定員40名）を令和2年7月開設に開設しました。	
【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、子ども家庭支援部と連携し、学童クラブの入会状況及び小学校の入学推移を踏まえ、児童が安全、安心に過ごせる居場所の確保に努めます。	【芝浦港南地区総合支所管理課】 【芝浦港南地区】 学童クラブ 2クラブ（旧・緊急暫定学童クラブ事業） 放課G0→クラブ 2クラブ 児童館 1クラブ 子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ 2クラブ
《女性の活躍推進に関する取組》 空き状況を考慮しながら学童クラブをご案内するとともに、各家庭の状況に応じて、居場所づくり事業や中高生プラザの一般来館等をご案内し、育児しながら働く女性の不安・負担軽減を図りました。	

		事業名	事業内容
2 安心して子育てできる環境づくり	2 地域ぐるみの子育て・子育ち環境の支援・整備	32 放課後等の居場所づくりの推進 【子ども家庭課】 【各総合支所管理課】 【生涯学習推進課】	児童館・児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進します。 さらに、地域の実情に応じて学童クラブの開所時間延長についても検討・実施します。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
<p>【生涯学習スポーツ振興課】 利用者等の意見を踏まえ、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりの充実を図り、学童クラブ事業に対応できる専用室の確保など条件が整った小学校には、学童クラブ事業を加えた放課G0→クラブの実施を検討します。</p>	<p>【生涯学習スポーツ振興課】 新型コロナウイルス感染症の影響により放課G0→は中止となったが、代替事業として緊急児童居場所づくり事業を実施するなど、児童館・児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進しました。 学童クラブ事業に対応できる専用室の確保など条件が整った小学校には、学童クラブ事業を加えた放課G0→クラブを実施し、令和2年7月に放課G0→クラブたかなわだいを開設しました。</p>

		事業名	事業内容
目標 1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	3 ひとり親家庭への支援	1 ひとり親家庭への支援	<p>32 放課後等の居場所づくりの推進 【子ども家庭課】 【各総合支所管理課】 【生涯学習推進課】</p> <p>児童館・児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進します。さらに、地域の実情に応じて学童クラブの開所時間延長についても検討・実施します。</p>
		33 ひとり親家庭等医療費助成 【子ども家庭課】	所得限度額未満のひとり親家庭の父または母もしくは養育者と15歳～18歳のその児童を対象に、医療費の自己負担分の一部を助成します。
		34 ホームヘルプサービスの充実 【子ども家庭課】	小学生以下のひとり親家庭の父または母への育児・家事援助サービス。月12回午前7時～午後10時までの間の1日4時間上限で実施します。
		35 休養ホーム事業の実施 【子ども家庭課】	15歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童を養育するひとり親家庭に日帰りや宿泊のレジャー施設の補助を行います。
		36 児童育成手当等の支給 【子ども家庭課】	育成手当を18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を扶養するひとり親家庭に支給します。また、障害手当を20歳未満で障害のある児童を扶養する家庭に支給します。なお、東京都の制度に基づく支給要件・支給制限があります。
		37 母子生活支援施設入所実施 【子ども家庭課】	生活困窮などその他の理由で援助が必要な母子家庭（子どもは18歳以下）に対して相談のうえ、入所の決定を行います。
		38 母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付 【子ども家庭課】	母子及び父子福祉資金は、ひとり親家庭に対して、女性福祉資金は、母子家庭、女性に対して生活・就学・修学等に必要な資金の貸付を行います。（限度額あり）
		39 児童扶養手当の支給 【子ども家庭課】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援し、児童の福祉の増進を図ります。なお、国の制度に基づき支給します。
		40 ひとり親就労支援の実施 【子ども家庭課】	ひとり親家庭で児童扶養手当受給者または児童手当受給者と同等の所得水準にある人を対象に、キャリア・カウンセリングの手法で面接を実施したり、ハローワークの制度等情報を提供することで、就労支援を行います。
	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	1 高齢者・障害者の自立支援	41 高齢者の就業支援 【保健福祉課】
			技術や働く意欲がある高齢者に男女を問わず平等にその能力を活用する機会をシルバー人材センターやアクティビシニア就業支援センターにより提供していきます。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
『女性の活躍推進に関する取組』 新型コロナウイルス感染症対策との両立を図りながら、児童館・児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進しました。	
引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。	対象者が偏らずに制度の利用ができるよう広く制度を周知し、適正かつ円滑迅速に助成をしました。 令和2年度未受給者数 1,104名
引き続き、サービス周知に努め、ひとりでも多くのひとり親が経済的・社会的自立を図れるよう支援します。	新型コロナウイルス感染拡大により、在宅勤務など働き方の変化により、問い合わせ件数が増加し利用者の増加につながりました。
引き続き、サービス周知に努め、ひとり親、低所得基準世帯の親子の休養及びレクリエーションが適切に実施され、子の健全育成が図れるように支援します。	港区内の日帰り施設に限定し、サービス周知に努めました。ひとり親、低所得基準世帯の親子のレクリエーションが適切に実施され、子の健全育成が図れるように支援しました。
引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。	対象者に広く制度を周知し、適正な審査とともに手当の円滑かつ迅速な支給に努めました。 令和2年度未受給者数 1,382名
引き続き、ドメスティック・バイオレンスからの避難者や子の養育に困難さを抱える母子世帯に対して、母子生活支援施設を利用して自立に向けた支援を行います。	ドメスティック・バイオレンスからの避難者や子の養育に困難さを抱える母子世帯に対して、母子生活支援施設を利用して自立に向けた支援を行いました。
引き続き、適正な審査と迅速な貸付を行い、経済的な困窮状態にある女性の生活の安定を図ることを支援します。	新型コロナウイルス感染拡大により、相談件数が増加。適正な審査と迅速な貸付を行うことで、経済的な困窮状態にある女性の生活の安定を図ることを支援しました。
引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。	対象者に広く制度を周知し、適正な審査とともに、手当の円滑かつ迅速な支給に努めました。 令和2年度未受給者数 905名
引き続き、関係機関と連携し、ひとり親の求職活動や就労の継続を支援します。	関係機関と連携し、ひとり親の求職活動や就労の継続を支援しました。
引き続き、活動（就業やボランティア活動等）を通して、生きがいづくりの支援や地域社会の活性化を図る公益社団法人港区シルバー人材センターを支援します。 おおむね55歳以上の人を対象とした就業支援窓口（無料職業紹介所）「アクティビズニア就業センター」の運営を支援します。	港区シルバー人材センターの請負契約における契約金額は、前年度比8.2%減で、586,162,976円でした。 就業延日人員は、前年度比8.0%減で、121,131人でした。 みなと*しごと55(アクティビズニア就業支援センター)の新規求職者数は664人、就職者数129人、就職率は21.8%でした。 港区シルバー人材センター、みなと*しごと55(アクティビズニア就業支援センター)に運営費、事業費の補助金を支出しました。

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	1 高齢者・障害者の自立支援	42 障害者の就労自立支援 【障害者福祉課】 障害者の自立を図ることを目的に、NPO法人みなと障がい者福祉事業団を中心に就労支援事業を実施します。
			43 老人クラブの育成と運営助成 【各総合支所協働推進課】 【保健福祉課】 高齢者が地域社会と一緒に活動する自主的団体である老人クラブを育成し、その運営を助成するため、会員数に応じた助成金を交付します。
			44 いきいきプラザ等での高齢者の いきがいづくりの応援 【各総合支所管理課】 敬老室や和室を60歳以上の人々に開放し、健康の保持・増進につながる各種事業を実施します。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
障害者の自立を一層促進するため、新たな販路拡大や生産性の向上を目指す事業所への支援を一層強化し、一般就労の促進と安心して働き続けるための就労定着支援、就労面と生活面の一体的なサービス提供の充実に努めます。	新型コロナウイルス感染症により、障害者の自主生産品の売り上げが激減したため、PRパンフレットを作成し、区内事業所・町会等に自主生産品のサンプルと共に送付した結果、購入に関する相談を受けることができた。
【芝地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブを対象とした助成金説明会等で、よりわかりやすい説明を心がけ、役員等になることへの負担感を軽減し、だれもが参加しやすい老人クラブになるよう支援を進めます。	【芝地区総合支所協働推進課】 新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、助成金説明会は中止としました。また、受付についても感染防止の観点から郵送でのやり取りとなりましたが、必要に応じて役員宅を訪問し、書類作成のサポートをしました。
【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブの活動支援・育成を通じて高齢者の生きがいづくりを支援します。	【麻布地区総合支所協働推進課】 会員数に応じた助成金を交付し、老人クラブの活動を支援しました。 団体数：9、女性会長：4名（令和3年3月31日現在）
【赤坂地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブ活動を通して、高齢者のいきがいづくりを支援します。	【赤坂地区総合支所協働推進課】 【赤坂地区総合支所協働推進課】 6団体、1,908千円の助成をしています ・赤坂親和会(63名):男性13名、女性:50名 ・赤坂和合会(58名):男性17名、女性:41名 ・青山常盤会(55名):男性4名、女性51名 ・青山富士見会(33名):男性10名、女性23名 ・福寿会(33名):男性16名、女性:17名 ・青山あすなろクラブ(35名):男性19名、女性16名 総計277名 会長は、男性2名、女性4名
【高輪地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブの活動が充実するように支援・育成に取り組み、高齢者の生きがいづくりを支援します。	【高輪地区総合支所協働推進課】 高齢者の自主的団体である老人クラブの育成をするとともに、コロナ禍においての相談に乗り、外出や活動が制限する中での生きがいづくりの応援に努めました。
【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 引き続き、運営助成を通じて、老人クラブの育成及び高齢者の心身の健康づくりと生きがいづくりを支援します。	【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 13団体に対し、3,528,000円を助成しました。 また、芝浦港南地区総合支所管内の老人クラブ間の交流を深める為、ボッチャ練習会及び大会、グラウンドゴルフ練習会は新型コロナウイルス感染症の影響のより実施しませんでした。
【保健福祉課】 引き続き、老人クラブ活動を通して、高齢者の生きがいづくりを支援します。	【保健福祉課】 高齢者が地域社会と一緒に、自主的な活動をする区内の老人クラブ（49クラブ）及び港区老人クラブ連合会に対して助成金を交付し、その活動を支援しました。
【芝地区総合支所管理課】 引き続き、指定管理者と相談しながら、敬老室や和室の無料開放に加え、多くの方に参加していただける様々な事業を実施していきます。	【芝地区総合支所管理課】 敬老室や和室の無料開放や様々な健康を維持・保持するための事業を行い、コロナ禍においても、多くの方に利用または事業参加していただくことが出来ました。

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	1 高齢者・障害者の自立支援	44 いきいきプラザ等での高齢者のいきがいづくりの応援 【各総合支所管理課】
			敬老室や和室を60歳以上の人々に開放し、健康の保持・増進につながる各種事業を実施します。
		45 地域活動支援センターによる精神障害者を支える地域の支援 【障害者福祉課】	精神障害者への日常生活の支援や相談、地域交流活動等を行い、社会復帰及び社会参加を促進し、自立を支援します。
	46 家庭訪問保健指導の実施 【各総合支所区民課】		心身の健康に関する不安、悩みがある人及び家族を対象に家庭訪問します。病気の予防や療養方法の指導、栄養指導を行い健康の保持・増進を図ります。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、指定管理者と相談しながら、敬老室や和室の無料開放に加え、多くの人に参加してもらえるさまざまな事業を実施していきます。	【麻布地区総合支所管理課】 指定管理者と相談し、敬老室や和室を開放し、健康の保持・増進につながる各種事業を実施しました。
【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、多様な要望を取り入れ、新規利用者の獲得と地域コミュニティの定着を図ります。	【赤坂地区総合支所管理課】 指定管理者と相談し、敬老室や和室を開放し、健康の保持・増進につながる各種事業を実施しました。
【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、指定管理者と相談しながら、敬老室や和室の無料開放に加え、多くの人に参加してもらえるさまざまな事業を実施していきます。	【高輪地区総合支所管理課】 敬老室や和室を60歳以上の高齢者に開放し、健康の保持・増進につながる各種事業を実施しました。
【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、利用者のニーズを把握し、いきいきプラザ連絡会等で他施設事業の情報共有を行い、利用の拡大につながるように事業を実施します。	【芝浦港南地区総合支所管理課】 敬老室等を60歳以上の高齢者に開放し、健康の保持・増進につながる各種事業を実施しました。
令和3年4月の開設（予定）に向けて準備していきます。建て替え後は、新たに障害者総合支援法内事業である、短期入所事業や就労継続支援B型事業を実施します。また、区単独事業である生活体験プログラム事業も実施します。	地中障害物の撤去に伴う工事の遅れにより開設は令和3年6月となりましたが、障害者総合支援法内事業である短期入所事業や就労継続支援B型事業の実施、及び、区単独事業である生活体験プログラム事業の実施の予定に変更はありません。
【芝地区総合支所区民課】 区民の健康問題に対し、継続的に健康相談が実施できるように、関係機関との連携を図り支援します。	【芝地区総合支所区民課】 区民の心身の健康について、訪問・面接・電話等により健康相談や保健指導を実施し、必要時継続的に相談支援を行いました。また、必要時、関係機関と連携を取り、適切な支援を受けることができるよう調整を行いました。 令和元年度:家庭訪問数 81 件、面接相談数 3,083 件、 電話相談数 4213 件、関係機関連絡 400 件
【麻布地区総合支所区民課】 適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施します。	【麻布地区総合支所区民課】 適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施いたしました。
【赤坂地区総合支所区民課】 各担当者会、保健福祉係長会を通じて連携を図り、継続して支援を実施します。	【赤坂地区総合支所区民課】 各担当者会、保健福祉係長会を通じて連携を取り、支援を実施しました。
【高輪地区総合支所区民課】 区民等の生活の場である家庭を訪問し、心身の健康に関する諸問題を抱えた本人及び家族に対して、病気の予防や療養生活指導等を行い、健康の保持・増進を図ります。	【高輪地区総合支所区民課】 各担当者会、保健福祉係長会を通じて連携を図り、継続して支援を実施しました。相談内容が複数の部署にまたがる場合は、関係者会議の調整を行い、必要に応じてカンファレンスやケースワークを実施し、適切な支援を行いました。
【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施します。	【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係機関と連携を図りながら、役割分担をし、保健師による家庭訪問や保健指導を行いました。

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	1 高齢者・障害者の自立支援	47 高齢者の健康保持増進のための各種事業の実施 【高齢者支援課】 介護予防総合センター（ラクッチャ）を中心とし、各地域で介護予防事業を実施し、高齢者の健康増進、介護予防等に役立てます。
		48 自立訓練（機能訓練）事業の実施 【障害者福祉課】	在宅で18歳以上の身体障害がある人に対し、障害保健福祉センターで、利用者の自立及び社会参加の促進を図る事業を実施することで健康の保持増進をします。
		49 高齢者の在宅生活を支える各種サービスの実施 【高齢者支援課】	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれている中、生活環境の変化や多様化するニーズに対応し、自宅に食事を届けるとともに安否確認を行う配食サービスや、家事援助サービス、緊急通報システム等のサービスを提供し、在宅生活の支援を充実させます。また、各地区に配置したふれあい相談員による、ひとり暮らし高齢者等の見守り、支援を進めます。
		50 高齢者の地域におけるセーフティネットワークの構築 【高齢者支援課】	地域の多様な主体と連携した地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域で活動する様々な団体・関係機関と区との連携を図り、総合的なセーフティネットワークを構築します。
		51 高齢者虐待防止・養護者支援事業の実施 【高齢者支援課】	高齢者虐待防止対策を実施していきます。 ①高齢者虐待防止に向けた関係機関、関係者のスキルアップ及びネットワーク強化 ②対象別啓発活動 ③継続的介護家族支援 ④介護家族の会を支援する人材の育成
		52 障害者虐待防止・養護者支援事業の実施 【障害者福祉課】	障害者虐待防止センターでは相談窓口を開設し、障害者虐待防止に係る相談受付や通報の受理、養護者に対する支援を行います。また、関係機関とのネットワーク強化に努め、地域の支援体制の強化を図ります。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
<p>引き続き、介護予防総合センターを中心として、高齢者の居場所といきがいづくりにつながる介護予防事業の拡充に努めるとともに、みんなといきいき体操の普及に努めます。これまでの生活機能の向上だけではなく社会参加につなげるプログラムの開発や他地区で介護予防サポーター養成講座を開催するなど、介護予防リーダー等との連携により、区内全体で介護予防を推進します。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により事業が実施できない時期もありましたが、介護予防総合センターが中心となり、各地区的いきいきプラザとも連携しながら新たな事業として「ミニ健30」を開発し、短い時間でも効果的な介護予防事業として各地区において実施しました。また、高齢者が自宅にいる時間が増えたことで体力や筋力の低下が懸念されることから、自宅でできる介護予防運動の紹介をケーブルテレビをはじめ区や介護予防総合センターのホームページで紹介したほか、DVDも併せて作成し、希望する高齢者に無料配布を行いました。</p>
<p>身体機能・生活能力の維持・向上につながるような事業内容の充実と、一定期間に効果的な支援が図られるように努めます。</p>	<p>一定期間に、身体機能・生活能力の維持・向上につながるよう、効果的な支援を実施しました。</p>
<p>引き続き高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅生活を支える多様なサービスの充実に努めます。配食サービス、紙おむつ給付、緊急通報システム、福祉キャブ、おかえりサポート事業等の在宅サービスの円滑な運営に努めます。また、ふれあい相談員の訪問による見守り活動や関係機関との連携を一層強固なものにし、高齢者の見守りを推進していきます。</p> <p>生活支援体制整備事業の充実を図り、一層の関係機関のネットワーク強化や、サービスの構築、担い手の養成などを行います。</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅生活を支える多様なサービスの充実に努めています。サービスを必要としている方に、適切なサービス受給を行えるよう、事業について検討を行っています。コロナ禍においてもふれあい相談員の見守り活動を継続するため、対面訪問を必要最低限へと制限し、電話相談に切り替えることで対応しました。令和3年1月からは、自宅にエアコンがない高齢者等世帯に対しエアコン購入費助成事業を開始し、夏季における高齢者の在宅生活を支援しています。生活支援体制整備事業においても、関係機関のネットワーク強化や、サービスの構築を行うとともに、コロナ禍でのオンラインワークショップを開催するなど、担い手の養成などを行いました。</p>
<p>引き続き、協定内容の再確認を行うなど、関係機関との連携をより密にし、閉じこもりや孤立を防ぐため、身近な地域で支え合う仕組みづくりに努めます。</p>	<p>高齢者の見守りに関する協定と併せて、東京都が進めている「都と事業者との連携による高齢者等を支える地域づくり協定」及び「ながら見守り連携事業」の協定によって、事業者との連携を深めています。令和2年度は新型コロナウイルスの影響により協定先との研修会や、ふれあい相談員による高齢者見守り活動報告会は実施出来ませんでしたが、コロナ禍における高齢者支援の取り組みについての資料を関係機関へ送付し、情報共有しました。</p>
<p>引き続き、啓発活動、相談従事者研修及び関係機関の連携によるネットワークの強化を図り、高齢者に対する虐待防止に努めます。地域ごとの「介護家族の会」の運営が継続できるよう支援します。</p>	<p>①高齢者支援者（相談従事者）向け研修会を実施し、対応能力の向上に努めました。 5回実施 91名参加 ②講座の充実を図り、「介護家族サポーター講座」及び「介護家族サポーターフォローアップ講座」を実施し、介護家族の会の支援者育成に努めました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、貸出タブレット端末やY o u T u b eの限定配信も活用しました。 講座合計3回実施 34名参加</p>
<p>障害者虐待を未然に防ぐため、各地区総合支所のケースワーカーや相談支援事業者・相談支援専門員、障害支援区分認定調査員や就労移行支援事業所等の関係機関と連携し、障害者の虐待の早期発見と対応に努めるとともに、障害者の自立と安全の確保、権利擁護をめざします。</p>	<p>障害者虐待を未然に防ぐため、障害者虐待に係る相談や通報の受理、養護者に対し支援を行いました。新型コロナウイルス感染症により、障害者虐待防止法に関する周知啓発のための講演会等は開催することができませんでしたが、担当する職員が事業所等の勉強会に参加し、障害者虐待について周知啓発を行いました。</p>

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	2 在宅介護を担う男女に対する支援の充実	<p>53 介護保険制度の普及・啓発 【介護保険担当】</p> <p>介護保険制度やサービスの利用方法、サービス事業者に関する情報を、啓発誌・窓口等で提供し、区民が介護サービスを十分かつ適切に利用できるよう取り組みます。</p>
			<p>54 介護人材の確保・支援 【介護保険担当】</p> <p>介護人材を確保するため区内の事業所で介護に従事することを要件に介護の資格取得の助成を行います。</p>
			<p>55 施設入所介護サービス等の充実 【高齢者支援課】 【障害者福祉課】</p> <p>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の整備・充実を図ります。障害者支援施設等でのサービスの充実を図ります。</p>
			<p>56 通所介護サービス等の充実 【高齢者支援課】 【障害者福祉課】</p> <p>高齢者在宅サービスセンター等の施設で高齢者に対し、また障害保健福祉センター等で障害者に対し、日常生活能力等の訓練を通所で実施します。</p>
			<p>57 ショートステイの充実 【高齢者支援課】 【障害者福祉課】</p> <p>(短期入所生活介護) 特別養護老人ホーム等に1週間程度入所して、日常生活の世話や機能訓練を行います。</p> <p>(短期入所療養介護) 介護療養型医療施設等に1週間程度入所して、必要な医療的処置及び日常生活の世話や機能訓練を行います。</p> <p>(ショートステイ（レスパイト保護）) 心身障害者の介護者が休養を取る際に、月に7日以内、年間24日以内のショートステイ事業が利用できます。</p>
		58 緊急一時保護の実施 【障害者福祉課】	在宅の常時介護を必要とする障害者がいる家庭で、日常の介護者が緊急または一時的な理由で介護できないとき等に、応急的に障害保健福祉センターで保護します。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
引き続き、制度の周知に努め、介護保険サービスを利用することにより性別にかかわらず社会参加ができるよう努めます。	制度の周知に努め、介護保険サービスを利用することにより性別にかかわらず社会参加ができるよう努めました。
引き続き、介護人材を確保・育成するための事業実施にあたっては、人権に配慮します。	介護人材を確保・育成するための事業実施にあたっては、人権に配慮し開催しました。
【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。	【高齢者支援課】 日常的に入所者の声を聴く姿勢を事業者全体で持ち、意見箱、サービス評価アンケート、家族会の実施、日常的な会話を含め、寄せられた意見への対応、検討を行い、サービスの向上に取り組んでいます。意見箱やアンケートで出た内容は公開し、情報公開にも努めました。
【障害者福祉課】 障害者入所施設との連携に努め、充実を図ることともに、区内に新たに整備する入所施設について、障害者、施設利用者や保護者等からの意見や要望を聞きながら、利用者が安全・安心に利用しやすい施設を整備します。	【障害者福祉課】 障害者入所施設のサービスについては、障害者とその家族、及び障害者団体の要望等を踏まえながら、サービスの改善に努めています。
【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。	【高齢者支援課】 日常的に入所者の声を聴く姿勢を事業者全体で持ち、意見箱、サービス評価アンケート、家族会の実施、日常的な会話を含め、寄せられた意見への対応、検討を行い、サービスの向上に取り組んでいます。意見箱やアンケートで出た内容は公開し、情報公開にも努めました。
【障害者福祉課】 今後も利用者の意見、要望等を丁寧に聞き取りながら、サービスの向上に努めていきます。	【障害者福祉課】 利用者からの要望等を踏まえ、サービスの充実に取り組んでいます。また、意見、要望等があつた場合は速やかな対応に努めています。
【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。	【高齢者支援課】 日常的に入所者の声を聴く姿勢を事業者全体で持ち、意見箱、サービス評価アンケート、家族会の実施、日常的な会話を含め、寄せられた意見への対応、検討を行い、サービスの向上に取り組んでいます。意見箱やアンケートで出た内容は公開し、情報公開にも努めました。また、南麻布シニアガーデンでの短期入所生活介護の拡充により、さらにショートステイの充実を図ることができました。
【障害者福祉課】 令和2年4月から障害者総合支援法に基づく短期入所事業として実施します。引き続き、利用者が安心して、安全に利用できるように、利用者の意見・要望等を聞き取りながら、サービスの向上に努めています。	【障害者福祉課】 令和2年4月から障害保健福祉センターで、同年8月から障害者支援ホーム南麻布で、障害者総合支援法に基づく短期入所を実施しました。
令和2年4月から実施の短期入所事業の中で、緊急時に対応していきます。	令和2年4月から障害保健福祉センター、8月から障害者支援ホーム南麻布で短期入所を実施し、緊急時の対応も実施しました。

		事業名	事業内容
目標 1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	5 男性の家庭・地域への参加促進	1 男性の長時間労働の見直しの促進	59 稼動年齢男性のワーク・ライフ・バランスに対する希望と現実の差の縮小 【人権・男女平等参画担当】 区民、特に現役世代の男性のワーク・ライフ・バランスに対する希望と現実の差を縮小するため啓発に努めます。
		1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進（再掲） 【人権・男女平等参画担当】	子育て、地域活動、介護、働きやすい職場環境づくりの各分野でワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。認定企業は、区広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向け情報誌「こうりゅう」、メールマガジン等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスの取組に積極的な企業であることを広くPRします。
	2 男性の家庭・地域への参加のための支援 【責任項目2】	60 男性向け講座の充実 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画センターで定期的に行われる地域参画や家事技術を学ぶ講座や育児中の父親向け講座、男性の生き方を考える講座などを充実させ、男性が人生を豊かにし自分らしく生きていくことを支援します。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
<p>産業振興課と連携して冊子「中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック～持続的発展のための経営戦略として～」を人権・男女平等参画担当窓口で配布しました。また、中小企業対象のワーク・ライフ・バランスセミナーに参加の事業者へワーク・ライフ・バランス認定事業の説明・周知を図りました。</p> <p>参画担当窓口で配布します。中小企業事業者対象のワーク・ライフ・バランスセミナーに参加して、ワーク・ライフ・バランス認定事業・両立支援事業の説明・周知を図ります。</p>	
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>「ワーク・ライフ・バランスシンポジウム」を推進企業認定証交付式とともにを行い、認定企業の具体的な取組事例を共有しました。シンポジウムの要旨は男女平等参画情報誌「オアシス」にも掲載し、広く周知を図りました。男性の育児・介護等の講座で、長時間労働の是正や休暇取得促進を強調するとともに、東京しごとセンターと共に再就職のための準備講座では、様々なワークを通して、家事・育児をパートナーと分担していくヒントや利用できる制度や支援の周知等を行い、男女ともに職業生活と家庭生活を両立していく重要性を共有しました。</p>	
<p>様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり</p>	
<p>様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり</p>	

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	<p>5 男性の家庭・地域への参加促進</p> <p>2 男性の家庭・地域への参加のための支援 【責任項目2】</p>	<p>61 男性の育児休業・介護休業への取組の支援 【人権・男女平等参画担当】</p>	「仕事と子育て両立支援制度」を再構築し、男性の子育て支援奨励金や介護支援奨励金を創設し、中小企業における男性従業員の育児参加を促進し、介護による離職の防止を図ります。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり	

目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する

施策の方向

事業名

課題1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

1 審議会等委員の男女バランスへの配慮
責任項目3

62 審議会等委員の女性参画の推進
63 性別にかかわりなく参加できる工夫

2 女性のエンパワーメント支援

64 関係団体との連携による女性の人材育成と活動支援
65 女性のネットワークづくりの推進

3 企業・事業所の指導的立場への女性の参画の促進

66 男女平等参画推進の取組への働きかけ

課題2 働く場における男女平等参画の推進

1 女性の就労支援
責任項目4

67 女性の就職・再就職支援
68 女性の起業支援《新規》

2 企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ

1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進（再掲）
2 区との契約希望事業者に対する働きかけ（再掲）
3 企業・事業者向け講座・講演会の開催（再掲）
4 労働関係法等関係法令、各種制度の周知（再掲）

3 在勤者への働きかけ

69 在勤者向け講座・講演会の開催
70 在勤者への雇用関係情報の提供

課題3 地域活動の場における男女平等参画の促進

1 地域の特性を活かした地域活動への男女平等参画促進

71 区民参画による地域事業等の推進
72 講演会・意見を聞く会等への様々な区民の参加促進
73 チャレンジコミュニティ大学の充実

2 国際交流活動を通じた男女平等参画の推進

74 平和関連事業の充実
75 国際理解教育の充実
76 国際化の推進

3 誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進

77 港区バリアフリー基本構想に基づくバリアフリーの計画的な推進《新規》
78 子ども、高齢者、障害者など誰もが安全に安心して使える公園の整備
79 区施設への授乳コーナー等の整備
80 バリアのないまちづくりの情報提供

4 防災分野における男女平等参画の推進

81 地域防災組織・防災訓練への女性の参画促進《新規》
82 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進《新規》

5 環境分野における男女平等参画の推進

83 男女ともに参画する環境学習の推進《新規》

課題4 教育の場における男女平等参画の推進

1 幼少期からの男女平等参画の推進
責任項目5

84 乳幼児の保護者への男女平等参画の啓発《新規》
85 多様な価値観を育む保育の充実《新規》
86 学校教育における男女平等教育の推進
87 ふれあい体験の充実
88 性教育の推進
89 生活力を身につける教育の実践
90 男女平等教育の技術向上及び男女平等意識の醸成
91 私立学校への働きかけ

2 生涯学習における男女平等参画の推進

92 図書館ネットワーク等を活用した男女平等参画関係資料の紹介
93 男女平等参画講座等の実施

課題5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進

1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保

94 性別役割分担意識解消のための啓発
95 制度・慣行の中の性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた情報提供
96 男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営
97 各種相談の連携・連絡調整
98 人権身の上相談等の実施

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	1 審議会等委員の男女バランスへの配慮 【責任項目3】	62 審議会等委員の女性参画の推進 【審議会担当課】 これまで取組を進めてきた結果、徐々に女性委員参画率は向上しているものの、いまだ女性委員が全くいない審議会等が存在するなど施策や方針決定への女性の意見の反映は十分ではありません。男女が対等な立場で責任を分かち合い意見が平等に反映されることは大変重要です。審議会等の女性委員比率を向上させるよう取組を進めます。
		63 性別にかかわりなく参加できる工夫 【審議会担当課】	審議会等に子育て世代が参加を妨げられないよう、開催にあたり保育をつけることや、昼間働いている人が参加できるよう夜間開催するなど、性別によって参加を妨げる要因を取り除く工夫をします。
	2 女性のエンパワーメント支援	64 関係団体との連携による女性の人材育成と活動支援 【人権・男女平等参画担当】	女性リーダーを育成するための講座、起業するためのノウハウを学ぶ講座等を関係団体と連携して実施します。
		65 女性のネットワークづくりの推進 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画推進の拠点施設である男女平等参画センターに関わる様々な立場の女性が新たな「連携」をつくり上げるために必要な知識・視点、情報を提供します。
	3 企業・事業所の指導的立場への女性の参画の促進	66 男女平等参画推進の取組への働きかけ 【人権・男女平等参画担当】	啓発を兼ねてアンケートなど事業主に実施します。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり	
様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり	
<p>女性のエンパワーメントにつながる事業として、「DVやデータDVに対する意識啓発」「暴力防止」「性暴力被害者支援」「政治経済とジェンダー」「憲法とジェンダー」講座を実施します。このほかに、リープラフェスタの主題講演では、男性が多い世界に率先して飛び込み、パイオニアとして活躍してきた著名人（上野千鶴子氏）を講師とします。また、若い世代のリーダーシップを育成するために、「リープラ・ユース部」や国際女性デーにあわせてイベントを実施します。</p>	<p>女性管理職養成講座（連続2回）を開催し、ワークなど多く盛り込みながらコーチングスキルやリーダーシップスキルを身に付ける情報提供等を行いました。また、女性のための起業講座（連続3回）開催し、起業のためのノウハウ等を提供しました。若い世代をエンパワーメントすることを目的に「リープラ・ユース部」を12回にわたって開催し、データDV防止や性的同意等について多様な取り組みを紹介しました。加えて、リープラフェスタでは主講演に上野千鶴子氏をお迎えし、様々な世代に向けたエンパワーメントを図っていただきました。</p> <p>その他、コロナ禍で深刻化したDVに対する意識啓発、暴力防止、性暴力被害者支援講座を開催しました。</p> <p>日本のジェンダーギャップ指数を下位に押し下げている大きな要因の一つである政治・経済について、財務省関東財務局の協力を得て日本の予算を女性たちで考える講座を企画しましたが、新型コロナウイルス感染拡大状況の影響により開催することができませんでした。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>女性管理職養成・連続講座を開催し、ワークなど多く盛り込みながらコーチングスキルやリーダーシップスキルを身に付ける情報提供を行いました。また、女性のための起業講座を3回連続で開催し、ノウハウ等を提供しました。女性が働きやすい職場の構築促進に向け、多様な働き方の整備に伴う健康対策講座を実施しました。</p> <p>企業向け出前講座においても「ワーク・ライフ・バランスとキャリアデザイン」をテーマに講座を開催しました。</p> <p>学生を対象に「理系進学とジェンダーバイアス～思い込みから自由になろう～」という講座を開催し、女性参画が少ない理系分野のキャリア形成について、理科学系研究所の女性の研究員の方々を講師に講座を開催しました。</p> <p>リープラフェスタでは主講演に上野千鶴子氏をお迎えし、様々な世代に向けたエンパワーメントを図っていただきました。</p> <p>日本のジェンダーギャップ指数を下位に押し下げている大きな要因の一つである政治・経済について、財務省関東財務局の協力を得て日本の予算を女性たちで考える講座を企画したが、新型コロナウイルス感染拡大状況の影響により開催することができませんでした。</p>	
<p>今年度も利用者懇談会を年2回開催し、リープラと各団体、そして団体間の交流を図ります。「学ぼう！男女平等」でも推進団体と学習団体の双方に学習機会を提供します。</p> <p>協力体制構築を目指し、港区内の団体との連携強化を図ります。</p>	<p>2回開催を予定していた利用者懇談会は、新型コロナウイルスの感染拡大状況を鑑み、1回目は書面開催、2回目は参加者定員を減らし回数を増やして開催しました。団体紹介の時間を設け、1団体ずつ活動内容について話していただき、利用団体の交流を深めるとともに、ネットワークづくりの推進を図りました。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>起業したい女性を対象に起業講座を開催し、具体化のためのノウハウを学ぶ講座を開催し、講座にお招きした港区内の先輩女性起業家（全国商工会議所連合会・女性起業家大賞受賞）の方々と新たなつながりを作ることができました。</p> <p>また、助成事業への参加を通してつながりが生まれ、今年度の助成事業や活動につながる事例もありました。</p>	
<p>今年度も継続して、ワーク・ライフ・バランス認定企業募集の広報を行うなど、男女平等参画推進に向けて働きかけます。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行いました。また、パンフレットを区内企業に周知する際に、リープラの企業向け出前講座のチラシを同封し、事業の連携を図りました。出前講座では、申し込み開始後すぐに定員になり、キャンセル待ちをとるなど、横断的な取組が事業の実施に結びついています。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>男女平等参画情報誌「オアシス」において「ワーク・ライフ・バランスシンポジウム」の要旨を紹介し、性別や年齢等に関わりなく活躍できる会社づくりやダイバーシティ推進についての取り組み企業の紹介を行いました。</p> <p>また、女性管理職養成講座を開催するとともに、女性活躍やワーク・ライフ・バランスに資する「多様な働き方」を労働者の健康を守りながらいかに整備していくかの講座を開催し港区内の企業の方々にご参加いただきました。</p>	

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	2 働く場における男女平等参画の推進	1 女性の就労支援 【責任項目4】	67 女性の就職・再就職支援 【人権・男女平等参画担当】 【産業振興課】 再就職をめざす女性が就職活動に必要なノウハウや、職業人として身につけるべきビジネススキル等のポイントを実践的に学べる講座を実施します。
			68 女性の起業支援 【人権・男女平等参画担当】 女性の経済力を向上する一環としてノウハウを学ぶ講座から資金助成まで総合的に支援します。
	2 企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ	1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進（再掲） 【人権・男女平等参画担当】	子育て、地域活動、介護、働きやすい職場環境づくりの各分野でワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。認定企業は、区広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向け情報誌「こうりゅう」、メールマガジン等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスの取組に積極的な企業であることを広くPRします。
		2 区との契約希望事業者に対する働きかけ（再掲） 【契約管財課】 【人権・男女平等参画担当】	価格以外の項目を評価する特別簡易型総合評価方式による工事の入札の際、ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業を加点対象とします。また、プロポーザル方式での契約の際、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業を評価する仕組みを検討します。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
【人権・男女平等参画担当】	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
【産業振興課】	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
【契約管財課】	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	2 働く場における男女平等参画の推進	2 企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ	2 区との契約希望事業者に対する働きかけ（再掲） 【契約管財課】 【人権・男女平等参画担当】 価格以外の項目を評価する特別簡易型総合評価方式による工事の入札の際、ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業を加点対象とします。また、プロポーザル方式での契約の際、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業を評価する仕組みを検討します。
		3 企業・事業者向け講座・講演会の開催（再掲） 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスを推進するため、求職者や企業、事業主向けの講座・講演会を、効果的に開催します。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
【人権・男女平等参画担当】	
様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり	
【産業振興課】	
様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり	

【人権・男女平等参画担当】	
様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり	

		事業名	事業内容	
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	2 働く場における男女平等参画の推進	2 企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ	4 労働関係法等関係法令、各種制度の周知（再掲） 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法など労働者の権利に関わる関係法規、各制度について、「ポケット労働法」を新成人に配布とともに各区有施設等で配布し周知を図ります。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
【産業振興課】	
様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり	
【人権・男女平等参画担当】	
様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり	

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	2 働く場における男女平等参画の推進	3 在勤者への働きかけ	69 在勤者向け講座・講演会の開催 【人権・男女平等参画担当】 関係機関との連携を図り、ワーク・ライフ・バランスに関する様々な視点の講座・講演会を実施します。
		70 在勤者への雇用関係情報の提供 【人権・男女平等参画担当】	就業支援情報の提供を進めるとともに、就業支援講座、起業支援講座等を実施します。
3 地域活動の場における男女平等参画の促進	1 地域の特性を活かした地域活動への男女平等参画促進	71 区民参画による地域事業等の推進 【各総合支所協働推進課】	地域事業等の施策の企画・立案・実施にあたり、男女の偏りがなく、地域の多様な主体の参画と協働による取組を推進します。また活動にあたっては、幅広い年齢や職層的人が参画できるように働きかけます。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
<p>在勤者を対象とした働く場における男女平等参画推進の講座として、「仕事と育児・介護の両立講座（男性向け）」「職場におけるハラスメント防止講座」「ワーク・ライフ・バランス講座」「女性管理職養成講座」「LGBT理解促進とみなどマリージュ制度の学習講座」等を実施します。</p> <p>また、企業向け出前講座のほか、「SOGIハラ含むハラスメント防止と職場に求められるSOGI対応講座」（事業所向け）を実施します。</p> <p>これにより、性別や性的指向にかかわらず、全ての人が働きやすい職場を作り、もって職場における男女平等参画を推進します。</p>	<p>働く場における男女平等参画推進に向け在勤者を対象に、「ワーク・ライフ・バランスシンポジウム」を推進企業認定証交付式とともに行いました。そこでは、「新しい日常」下でワーク・ライフ・バランスの推進がますます重要になっていることなどを基調講演で学ぶとともに、認定企業の具体的な取組事例を共有しました。また、「男性向け仕事と育児・介護の両立講座」「女性管理職養成講座」「みなとマリージュ制度含むパートナーシップ制度の学習講座」を開催しました。加えて、企業向け講座として「SOGIハラ防止」「多様な働き方時代の健康対策」講座を実施し、港区内企業の方々にご参加いただきました。</p> <p>企業向け出前講座においては、さまざまなテーマを設定し、5社・113人の在勤者に受講いただきました。</p>
《女性の活躍推進に関する取組》	<p>「ワーク・ライフ・バランスシンポジウム」を推進企業認定証交付式とともに行い、「新しい日常」下でワーク・ライフ・バランスの推進がますます重要になっていることなどを基調講演で学ぶとともに、認定企業の具体的な取組事例を共有しました。シンポジウムの主旨は男女平等参画情報誌「オアシス」にも掲載し、広く周知を図りました。</p> <p>企業向け出前講座においても「ワーク・ライフ・バランスとキャリアデザイン」をテーマに講座を開催しました。また、企業向けに開催した「拡大するテレワーク、『多様な働き方』時代の健康対策」講座では、元三田労働基準監督署署長をお招きし、企業に「多様な働き方」を取り入れていく必要性やワーク・ライフ・バランスに取り組む重要性をお話しいただきました。</p>
「多様な働き方講座」「女性管理職養成講座」「労働法等女性活躍推進講座」「女性の起業支援講座」「再就職支援講座」等さまざまな視点で、就業支援に関する講座を開催します。関係機関と連携し、必要な情報の提供を行います。	<p>「子育て女性向けセミナー」「女性管理職養成講座」「再就職支援セミナー」「女性のための起業講座」「人生100年時代のセカンドライフ講座」を実施し、さまざまな雇用関係情報について提供しました。</p>
《女性の活躍推進に関する取組》	<p>女性のための起業講座を開催し、企業に向けた具体的なノウハウを学ぶ機会を提供しました。また、関係機関が作成するリーフレット等の配架や情報提供を行いました。また起業を目指す方々に向け、助成金活用術の講座を開催し様々な助成金等についての情報提供を行いました。</p>
【芝地区総合支所協働推進課】 引き続き、積極的な情報発信に努め、新規参加者の呼びかけを行うとともに、リーダーやサブリーダーなど、会議内での役割について、男女比率を平準化し、活動の活性化をめざします。	<p>【芝地区総合支所協働推進課】 令和2年度についても、区民参画会議（3部会）、地域情報誌編集会議ともに、募集案内や活動内容のPR等の情報発信を積極的に行った結果、新規会員が増加しました。また、前述の会議体のうち、2つについては、女性の会員にリーダーを務めていただいており、男女問わず参加しやすい環境が整えられています。</p>
【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、区民参画組織の募集にあたっては、男女比率が平準化されるよう配慮します。 また、一時保育を利用できる環境を整え、地域活動に偏りなく参加できるように努めます。	<p>【麻布地区総合支所協働推進課】 コロナ禍で実施可能な活動に取り組むとともに、男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるように取り組みました。 また、一時保育も実施し、参加しやすい環境を整えました。</p> <p>女性委員分科会別内訳： 地域情報の発信分科会 15人中12人 麻布未来写真館分科会 18人中8人 麻布地区政策分科会 34人中16人</p>
【赤坂地区総合支所協働推進課】 引き続き、男性も女性も幅広い年齢や職層の人が事業に参加できるよう働きかけます。	<p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 全分科会で男性20名、女性36名が参画しました。 (内訳) ・ 地域情報の発信・交流分科会：男性3名、女性9名 ・ まちのお宝発掘プロジェクト：男性3名、女性9名 ・ いきがいづくり推進分科会：男性5名、女性10名 ・ 地区版計画推進分科会：男性9名、女性8名</p>

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	1 地域の特性を活かした地域活動への男女平等参画促進	71 区民参画による地域事業等の推進 【各総合支所協働推進課】 地域事業等の施策の企画・立案・実施にあたり、男女の偏りがなく、地域の多様な主体の参画と協働による取組を推進します。また活動にあたっては、幅広い年齢や職層の人方が参画できるように働きかけます。
		72 講演会・意見を聞く会等への様々な区民の参加促進 【講演会等担当課】	講座等を開催する場合に開催時間、内容など様々な人が参加しやすい工夫をします。
		73 チャレンジコミュニティ大学の充実 【高輪地区総合支所協働推進課】	高齢者等が、学習を通じて個々の能力を再開発し、自らが生きがいのある豊かな人生を創造するとともに、その知識及び経験を生かし、地域の活性化や地域コミュニティの育成に積極的に活躍するリーダーを養成します。なお、この事業は明治学院大学内で実施します。
	2 国際交流活動を通じた男女平等参画の推進	74 平和関連事業の充実 【人権・男女平等参画担当】 【図書・文化財課】	平和展、長崎への青少年の派遣など平和関連事業の連携と充実を図り、港区平和都市宣言の趣旨を推進します。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
【高輪地区総合支所協働推進課】 区民参画組織の募集を、年齢層や男女比率が平準化されるよう配慮します。引き続き一時保育も利用できる環境とし、webによる申し込みの受付を行い、より多くの応募者の確保に努めます。	【高輪地区総合支所協働推進課】 地域事業及び区民参画組織の募集にあたっては、男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるように取り組みました。webによる申し込みの受付を行い、より多くの応募者の確保に努めました。 また、一時保育については参加者の希望がなかったため実施していません。
【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 区民参画組織の募集にあたっては、男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮します。 また、実施事業に関して、誰もが参加しやすい事業や環境づくりをします。	【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 区民参画組織で企画・立案・実施するイベントについて、男女の偏りがなく、地域の多様な主体の参画と協働による取組を推進しました。イベント参加者の募集に関しても、幅広い年齢や職層の人が参画できるよう努めました。
男性向け講座での応用的な内容の実施も含め、参加者のニーズにあった講座の実施を検討していきます。 反面、基本的な内容がまだ浸透していないことも事実ではあるので、引き続き、男性の参画を促す初心者向けの内容の講座の実施も行っています。子育て中の人も安心して参加できるように、保育室を活用した託児を実施していきます。	企業向け講座については、対象者が業務として受講できるような時間帯を設定し、男性向け講座については土日や平日夜間など、参加しやすい時間設定を心がけました。シアター・リーブラは日曜日や平日など、様々な対象者が参加できるよう開催曜日を固定せず設定。性暴力被害者支援やDV対策・防止講座については対象者が参加しやすいよう平日・日中の時間帯を設定して開催しするなど、講座テーマによって開催時間等の工夫を図りました。 子育て世代を対象にした対面やハイブリッド講座では、保育枠を多めにし、保育希望者には事前に連絡事項をお伝えするなど安全な一時保育に努めました。
引き続き、性別に関わりなく地域コミュニティの育成に活躍するリーダーの養成に努めます。	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の国内での発生状況を踏まえ、チャレンジコミュニティ大学を中止しました。
【人権・男女平等参画担当】 港区平和都市宣言の趣旨に則り、各種平和関連事業を実施し、平和都市を推進します。	【人権・男女平等参画担当】 平和関連事業を実施し、平和都市を推進しました。

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	2 國際交流活動を通じた男女平等参画の推進	74 平和関連事業の充実 【人権・男女平等参画担当】 【図書・文化財課】 平和展、長崎への青少年の派遣など平和関連事業の連携と充実を図り、港区平和都市宣言の趣旨を推進します。
		75 国際理解教育の充実 【指導室】	区立の全小・中学校に外国人講師を配置して国際科の授業を行い、英語によるコミュニケーション能力の育成とともに国際理解教育の充実を図ります。
		76 国際化の推進 【国際化・文化芸術担当】	国際化推進プランに基づき、区の国際化を推進します。一般財団法人港区国際交流協会を指導し、支援します。外国人相談業務を拡充します。外国人区民、大使館など及び国際交流団体等との連携の強化を図ります。
	3 誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進	77 港区バリアフリー基本構想に基づくバリアフリーの計画的な推進 【交通対策担当】	旅客施設など公共交通機関について関係事業者のバリアフリー化の取組を推進するとともに、道路や公園施設、区有建築物について、施設管理者が「特定事業計画」を策定し、ハード・ソフトの両面からバリアフリーの整備を実施します。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
<p>【図書文化財課】 (みなと図書館) ・平和映画会の開催 ・平和特設展示 (三田図書館) ・平和映画会の開催 ・平和特設展示 (麻布図書館) ・平和映画会の開催 8月2日「飛べ！ ダコタ」 ・「平和」をテーマに資料の展示 (赤坂図書館) ・平和映画会 8月9日 「まぶいぐ み」 ・平和をテーマにした講座 8月8日 ・「平和」をテーマに資料の特設展示 7月26日～8月14日 (高輪図書館) ・平和映画会 8月1日「ひろしま」 ・平和講演会とパネル展示 「原爆 を生きのびたヒロシマの木—被爆樹 木」 ・講演会 7月31日 ・パネル展示 7月17日～8月19日 ・「平和」をテーマに資料の展示 7 月17日～9月14日 (高輪図書館分室) ・平和映画会 8月6日予定 ・平和に関する本の展示の開催 (港南図書館) ・平和映画会 ・平和特別展示</p>	<p>【図書文化財課】 各館とも新型コロナウイルス感染拡大防止のため、映画会及び講演会はすべて中止し、展示のみ実施しました。</p>
<p>実践をもとに、国際科新テキストの内容及び、学習指導要領を踏まえ、評価規準及び国際科カリキュラムに即したレッスンプランの充実を図ります。</p>	<p>国際科カリキュラムに即したレッスンプランの充実を図りました。</p>
<p>港区国際化推進アドバイザー会議を3回開催し、国際化推進プランに掲載している国際化施策について、委員から幅広い意見を伺うとともに、新プランに関する意見も伺います。</p> <p>【予定】 日本人委員6名 ・男性委員3名（うち1名は座長） ・女性委員3名 外国人委員5名 ・男性委員3名 ・女性委員2名</p>	<p>全3回、会議を開催し、新プランに関する意見をうかがいました。</p> <p>【出席状況】 第1回：書面 ・日本人委員6名 （男性委員3名（うち1名は座長）、女性委員3名）、 ・外国人委員4名 （男性委員2名、女性委員2名） 第2回：参集 ・日本人委員5名 （男性委員3名（うち1名は座長）、女性委員2名）、 ・外国人委員3名 （男性委員2名、女性委員1名） 第3回：オンライン ・日本人委員6名 （男性委員3名（うち1名は座長）、女性委員3名）、 ・外国人委員5名 （男性委員3名、女性委員2名）</p>
<p>「港区バリアフリー基本構想」及び「特定事業計画」に基づき、事業者や施設設置管理者が実施するバリアフリー化の進捗状況を引き続き確認します。また進捗状況に応じて、区民代表の意見を踏まえながら、事業者や施設設置管理者に対しバリアフリー事業の加速化に向けての要望等を実施しました。</p> <p>また、令和3年度から令和13年度を計画期間とした新たな港区バリアフリー基本構想を策定しました。</p>	<p>「港区バリアフリー基本構想」及び「特定事業計画」に基づき、事業者や施設設置管理者が実施するバリアフリー化の進捗状況を引き続き確認しました。また進捗状況に応じて、区民代表の意見を踏まえながら、事業者や施設設置管理者に対しバリアフリー事業の加速化に向けての要望等を実施しました。</p> <p>また、令和3年度から令和13年度を計画期間とした新たな港区バリアフリー基本構想を策定しました。</p>

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	3 誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進	78 子ども、高齢者、障害者など誰もが安全に安心して使える公園の整備 【土木課】 地域特性や多様な利用者ニーズを踏まえ、誰もが利用しやすい公園づくりを進め、安全で安心して生活できるまちづくりを推進します。
	79 区施設への授乳コーナー等の整備 【施設所管課】 乳幼児を連れて母親や父親が気軽に外出できるよう、区施設の一角に授乳コーナーや保育コーナーの整備、トイレ等にベビーチェア、ベビーベッドの設置を進めます。		

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
子ども、高齢者、障害者など誰もが安全に安心して使える公園の整備を目指して、令和2年度に本村公園の整備工事を行います。また、令和元年度に実施ができなかった豊岡町児童遊園の整備工事を行います。	令和2年度、区民意見を反映した設計に基づき、本村公園と豊岡町児童遊園を整備しました。
【芝地区総合支所管理課】引き続き、施設状況を踏まえながら、施設改修時等に整備の検討をします。	【芝地区総合支所管理課】施設の改修・改築はありませんでした。
【麻布地区総合支所管理課】引き続き、施設状況を踏まえながら、施設改修時等に整備の検討をします。	【麻布地区総合支所管理課】改修・改築時にあわせて整備検討します。
【赤坂地区総合支所管理課】引き続き、施設状況を踏まえながら、施設改修時等に整備の検討をします。	【赤坂地区総合支所管理課】設置されている箇所については、適切な管理に努め、設置されていない箇所については大規模改修時における整備の検討を行いました。
【高輪地区総合支所管理課】引き続き、改修・改築時にあわせて整備します。	【高輪地区総合支所管理課】改修・改築時にあわせて整備検討します。
【芝浦港南地区総合支所管理課】当面整備する予定はありません。	【芝浦港南地区総合支所管理課】当面整備する予定はありません。
【地域振興課】今後も、改修・改築時にあわせ、施設の利用に応じた場所に設置できるようにしていきます。	【地域振興課】改修・改築時にあわせ、検討しています。
【産業振興課】令和3年度に開設を予定している（仮称）産業振興センター整備にあたって、これらの設備を積極的に配置していきます。	【産業振興課】施設の改修・改築は行われませんでしたが、だれでもトイレでは授乳等の一部機能の利用が可能となっています。また、利用者の申し出があれば、休憩室等の空いている部屋を授乳場所等として利用することができます。
【高齢者支援課】引き続き、新規施設は標準装備、既存施設は改修・改築時にあわせて整備検討していきます。	【高齢者支援課】令和2年度は改修・改築はありませんでした。
【障害者福祉課】改修・改築時にあわせて整備検討していきます。	【障害者福祉課】各区施設に対し、現在の設置状況を確認するとともに、施設それぞれの特性に応じた設置の必要性について、検討を行いました。
【生活衛生課】引き続き、設置された設備（ベビーベッド、ベビーチェア）を安全に使用できるよう点検を行い維持管理の徹底を継続します。	【生活衛生課】設置された設備（ベビーベッド、ベビーチェア）を安全に使用できるよう点検を行い維持管理をの徹底を継続しました。
【子ども家庭支援センター】故障等により使用できないことがないよう、各施設の職員が随時点検します。	【子ども家庭支援センター】子ども家庭支援センターや子ども家庭支援センター所管の各施設において、授乳コーナーや保育コーナー、トイレ等にベビーチェア、ベビーベッドの設置をしています。

		事業名	事業内容	
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	3 誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進	79 区施設への授乳コーナー等の整備 【施設所管課】	乳幼児を連れて母親や父親が気軽に外出できるよう、区施設の一角に授乳コーナーや保育コーナーの整備、トイレ等にベビーチェア、ベビーベッドの設置を進めます。
	4 防災分野における男女平等参画の推進	80 バリアのないまちづくりの情報提供 【保健福祉課】	81 地域防災組織・防災訓練への女性の参画促進 【各総合支所協働推進課】	公共施設、区内商店、区内娯楽施設等のトイレの中のベビーチェアやベビーベッド、車いすなど備品、設備の有無など施設のバリアフリー情報を提供します。
				災害時に多様な視点で避難所設営等の対応ができるよう、それぞれの地域の防災組織のメンバーの女性比率の向上を促進します。また、発災時に的確に行動できるよう地域の防災訓練に女性の参画を進めます。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
【環境課】 エコプラザ来館者が快適に利用できる、保育スペースづくりを継続実施します。	【環境課】 乳幼児を連れて来館できるようベビーチェアを設置しています。
【みなしリサイクル清掃事務所】 今後、清掃事務所、資源化センターの改修時にあわせて検討していきます。	【みなしリサイクル清掃事務所】 令和2年度は施設の改修・改築はありませんでした。
【施設課】 新規施設は標準装備、既存施設は改修・改築時整備検討していきます。	【施設課】 竣工した「高輪台小学校増築」にベビーチェア1台及びベビーベッド1台、「子ども家庭総合支援センター」にベビーチェア10台及びベビーベッド1台（備品）、「あいはーと」にベビーチェア1台、ベビーベッド1台を設置 工事中の「芝五丁目複合施設」にベビーチェア29台及びベビーチェア11台設置する予定です。
【人権・男女平等参画担当】 保育室利用について、フェイスブック、インスタグラム等のSNSでの告知などにより、若い世代にも広く周知していきます。母親だけでなく、父親の来館しやすい雰囲気、講座への参加につながるような案内を行います。「みんなでそぼう！」では、映画会の実施など、新たな企画で興味を持つてもらえるように工夫します。	【人権・男女平等参画担当】 を出さないよう設備やおもちゃ等のアルコール消毒を徹底して行いました。 感染拡大防止のため保育室の一般開放は毎週月曜・2時間のみとしました。また、施設利用の告知も令和2年度はSNSでは見送り、チラシ等での案内としました。 開館時の乳幼児の急なトイレやおむつ替えの対応は、保育士不在時も、スタッフが保育室を一時開け対応しました。保育士が企画開催している「絵本の森」「みんなでそぼう！」は、オンラインでの絵本の読み聞かせや手遊び歌、おもちゃづくりに切り替えました。
【契約管財課】 引き続き、設置した設備を維持管理し、改善点等の把握・工夫に努めます。	【契約管財課】 設置器具の適切な維持管理を実施しました。
【生涯学習スポーツ振興課】 引き続き、改修・改築時にあわせて整備検討していきます。	【生涯学習スポーツ振興課】 生涯学習施設においては、だれでもトイレにベビーベッドを設置済みです。 港区スポーツセンター4階に授乳室を設置しています。芝公園多目的運動場においてだれでもトイレにベビーベッドを設置済みです。
【図書文化財課】 引き続き、改修・改築時にあわせて整備検討していきます。	【図書文化財課】 令和2年度中は該当ありません。
引き続き、港区パリアフリーマップを多くの人に活用してもらえるよう、安定的な運用と掲載内容のさらなる充実を図っていきます。	高齢者、障害者、乳幼児をお連れの方等誰もが安心して外出できるよう区内の公共施設や交通施設、公園、公衆トイレ等のパリアフリー設備情報等をまとめた「港区パリアフリーマップ」を港区ホームページに掲載し、随時更新することで周知を図りました。
【芝地区総合支所協働推進課】 さらなる女性参画推進のため、防火訓練における出展ブースの拡充や、重い資器材を扱う訓練の割合を考慮します。	【芝地区総合支所協働推進課】 コロナ禍により大規模な訓練は中止しましたが、各地域防災協議会が実施する避難所運営訓練では、女性参加者とともに避難所運営の課題について協議しました。

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	4 防災分野における男女平等参画の推進	81 地域防災組織・防災訓練への女性の参画促進 【各総合支所協働推進課】 災害時に多様な視点で避難所設営等の対応ができるよう、それぞれの地域の防災組織のメンバーの女性比率の向上を促進します。また、発災時に的確に行動できるよう地域の防災訓練に女性の参画を進めます。
	5 環境分野における男女平等参画の推進	82 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進 【防災課】	防災対策については、これまで女性の視点で提案された対策を防災計画に盛り込み、災害用女性専用トイレやウエットタオル等を備蓄してきました。今後も避難所マニュアル、防災計画等を女性、高齢者、障害者、外国人など様々な特性、年代の人々により一層配慮して見直していきます。
		83 男女ともに参画する環境学習の推進 【地球温暖化対策担当】	多様な属性や世代の区民が参加できる環境学習事業を実施します。
	4 教育の場における男女平等参画の推進	1 幼少期からの男女平等参画の推進 【責任項目5】	84 乳幼児の保護者への男女平等参画の啓発 【人権・男女平等参画担当】 幼少期からの価値観の形成が成長後の性別役割分担意識に大きく影響するといわれています。乳幼児の母親、父親向けに、性別にとらわれず子どもの個性を尊重し可能性を引き出せる子育て講座等を実施します。
		85 多様な価値観を育む保育の充実 【保育担当】 【指導室】	区立幼稚園・保育園で子ども一人ひとりの個性と能力を伸ばし男女平等を進める教育及び保育を推進します。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き意見を求め、地域の防災訓練に女性の視点を取り入れます。	【麻布地区総合支所協働推進課】 ・コロナ禍の中で、防災協議会等の女性からいただいた、避難所での生活に際して必要される物資などを各避難所へ配備するなどの対応を行いました。
【赤坂地区総合支所協働推進課】 昨年度に引き続き、災害時に女性の視点を取り入れた避難所運営体制を構築していきます。また、防災訓練においても、女性が参加しやすい体制を検討及び実施していきます。	【赤坂地区総合支所協働推進課】 区主催の合同避難所立上げ訓練の中で、災害医療支援活動の経験をもつ女性講師による感染症を踏まえた避難所運営、避難所生活についての講話を実施しました。 講話の中では、乳幼児や女性・高齢者など、配慮が必要な人々への対応についてもお話しいただきました。
【高輪地区総合支所協働推進課】 引き続き意見を求め、地域の防災訓練に女性の視点を取り入れます。	【高輪地区総合支所協働推進課】 地域の防災協議会の話し合いや活動の中で、女性の視点を取り入れた防災への取り組みを支援するとともに、女性の参画を目指す協議会にはアドバイスも行いました。
【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 引き続き、災害時に女性の視点を取り入れた避難所運営体制等が構築できるよう、地域の防災組織の活動を支援します。	【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 防災協議会等で女性ならではのご意見をいただき、避難所運営マニュアル検討の際及び、避難所開設訓練の際に意見の反映をできるように努めました。
引き続き、女性や高齢者、障害者、外国人の視点を取り入れた防災対策を進めています。	避難所の運営体制への女性参加や授乳・更衣室用のテント、女性専用トイレの配備等環境整備を進め、女性等が安心して避難所生活を送る視点を踏まえた避難所運営マニュアルを各地区防災協議会と協働で作成しました。
区及びエコプラザが主催する講座等を開催するにあたり、男性・女性の区別なく誰でも参加できる幅広い事業内容と開催日、開催時間の設定に配慮します。	区主催の省エネセミナー・エコプラザ主催事業は、多数の講座を土・日曜日に開催し、対象者は幼児から大人まで幅広く募集しました。
【保育課】	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	4 教育の場における男女平等参画の推進	1 幼少期からの男女平等参画の推進 【責任項目5】	85 多様な価値観を育む保育の充実 【保育担当】 【指導室】 区立幼稚園・保育園で子ども一人ひとりの個性と能力を伸ばし男女平等を進める教育及び保育を推進します。
		86 学校教育における男女平等教育の推進 【指導室】	区立小・中学校各校で男女平等の大切さを理解し、互いに相手を尊重し認め合い、子どもたちが個性と能力を発揮できるように、男女平等教育の趣旨を踏まえた教育を推進します。
		87 ふれあい体験の充実 【指導室】	総合的な学習の時間等を利用し、区内保育園、幼稚園と区立学校との連携により幼児と触れ合う機会をつくり、高齢者とのふれあい給食、特別支援学校との交流など、様々な人と触れ合う機会を区立幼稚園、学校の児童生徒に提供します。
		88 性教育の推進 【指導室】	すべての児童・生徒に対し、人権尊重・男女平等の精神の徹底を図り、性に関する基礎的・基本的な内容を児童・生徒の発達段階に応じて正しく理解させるとともに、直面する性に関する様々な課題に対して適切な意思決定や行動選択ができるよう性教育を充実していきます。
		89 生活力を身につける教育の実践 【指導室】	総合的な学習の時間や生活科、家庭科等の授業を通して、基本的生活習慣を身につけ、生きる力を醸成します。
		90 男女平等教育の技術向上及び男女平等意識の醸成 【指導室】	区立幼稚園、学校の教員を対象に人権尊重教育研修会を実施し、男女平等意識を醸成します。
		91 私立学校への働きかけ 【人権・男女平等参画担当】 【庶務課】	男女平等教育を推進するための参考資料となる啓発冊子やポスター等を送付するなど、啓発・周知を図っていきます。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
【教育指導課】	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
【人権・男女平等参画担当】	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
【教育長室】	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	4 教育の場における男女平等参画の推進	2 生涯学習における男女平等参画の推進	<p>92 図書館ネットワーク等を活用した男女平等参画関係資料の紹介 【人権・男女平等参画担当】</p> <p>男女平等参画センターで実施する講座・講演会に連携する図書をホームページで紹介したり、特集コーナーを設定して、男女平等参画関係資料を広く紹介していきます。</p>
		93 男女平等参画講座等の実施 【人権・男女平等参画担当】	多様な世代や属性に向けた男女平等参画講座を様々に工夫して実施し、情報提供や学習機会の提供を充実します。
	5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進	1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保	<p>94 性別役割分担意識解消のための啓発 【人権・男女平等参画担当】</p> <p>男女平等参画講座を実施するほか各種講座の実施時にチラシやリーフレット等を活用して情報を提供します。また、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向けの情報誌「こうりゅう」に、性別役割分担意識解消のための啓発記事を掲載します。</p>
		95 制度・慣行の中の性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた情報提供 【人権・男女平等参画担当】 【国保年金課】 【介護保険担当】 【人事課】	国の制度、職場や地域等の慣行の中にある、性別による固定的な役割分担意識に基づく性差別を解消するための啓発に努めます。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
男女平等参画情報誌「オアシス」を発行します。時世のニーズに合わせた特集記事の掲載を心がけます。図書資料室では新たに心のサポートルームに関連したコーナーを設け、相談室との連携を図り、相談者や資料室利用者の課題解決にあつた図書の選定を行います。レファレンスや図書コーナーの分かりやすい表示等、より貸出につながる図書資料室をめざします。	男女平等参画センターで発行する男女平等参画情報誌「オアシス」（年4回+増刊号発行）では、40周年記念特集として男女平等参画センターにゆかりの深い方から寄稿いただきました。また、コロナ禍において、「新しい日常を男女平等参画の視点から考える」「家事＝いえのこと」は手伝うではなく、一緒にやること～主夫12年生からのメッセージ～」「ありのままの自分を大事にしよう～お母さんの幸せから世の中は変わっていく～」「思い込みから抜け出してラクになろう」というテーマで特集を組みました。また、2021年度から第4次男女平等参画行動計画がスタートすることから、計画概要を紹介しました。図書資料室には講座毎に関連書籍を紹介し、講座受講者以外にも広く啓発できるようなコーナーを設けました。
各種講座に加え、男女平等参画について主体的に学ぶ機会の提供として「港区学習会」と「リープラ・ユース部」を継続して実施します。「リープラ・ユース部」は、若年層の新規利用と男女平等参画センターの周知を広く行っていく上で、核となる講座であり、他主催講座への参加へつなげていきます。	各種講座に加え、若年層を対象に「リープラ・ユース部」を12回開催しました。ユース部では、前年度3月に開催できなかった国際女性デー企画を引き継ぐとともに、慶應義塾大学・SafeCampus Keioなど学内でジェンダー平等、データDV防止や性暴力撲滅、性的同意等の啓発を行う様々な学生団体等をお呼びし、同世代間の交流や啓発を行いました。日本のジェンダーギャップ指数を下位に押し下げている大きな要因の一つである政治・経済について、財務省関東財務局の協力を得て日本の予算を女性たちで考える講座を企画したが、新型コロナウイルス感染拡大状況の影響により開催することができませんでした。また、前年度に引き続き港区学習会を企画していましたが、担当の変更等に伴い開催に至ることができませんでした。
男女平等参画情報誌「オアシス」を発行し、啓発記事を掲載します。男女平等参画に関するさまざまな情報を館内に掲示することで、来館者への情報提供と啓発を目指します。また、引き続き国際女性デーにあわせてイベントを実施します。	「シングルファーザーの脱”孤育て”講座」「男性と育児」「父親の本音を取材して～仕事と育児をめぐる葛藤と課題～」など男性と育児をテーマにした講座を開催しました。また、「オアシス」でも「家事＝いえのこと」は手伝うではなく、一緒にやること～主夫12年生からのメッセージ～とした男性の家事・育児の家庭での平等参画について企画記事を掲載しました。「男性と介護」の講座も実施しました。これらを通して、社会の根強い性別役割分担意識や働き方の問題などを明らかにしながら課題の解決に向けた啓発を行いました。
【女性の活躍推進に関する取組】 ・「男性の育児」「男性の介護」の講座を開催し、性別役割分担意識解消の啓発を行いました。また、朝日新聞withnews#父親のモヤモヤ取材班をお招きし、仕事と育児の両立をめぐる困難の背景に、社会の根強い性別役割分担意識や働き方の問題など女性とも表裏一体の課題があること等を明らかにし、その解消を強調しました。 男女平等参画情報誌「オアシス」では、「緊急事態宣言の女性就業への影響」「今だから話したい家庭内のジェンダー課題」「『家事＝家のこと』は手伝うではなく、一緒にやること～主夫12年生からのメッセージ～」等、性別役割分担意識解消の啓発のための多くの企画記事を掲載しました。 ・企業向けSOGIハラ防止対策講座や、企業向け出前講座で職場のパワーハラスマント防止と対策を実施しました。 また、館内にセクハラ・マタハラ等のハラスマント防止・対策に関連する様々なリーフレットや労働法規の冊子等を配架しました。	【女性の活躍推進に関する取組】 ・「男性の育児」「男性の介護」の講座を開催し、性別役割分担意識解消の啓発を行いました。また、朝日新聞withnews#父親のモヤモヤ取材班をお招きし、仕事と育児の両立をめぐる困難の背景に、社会の根強い性別役割分担意識や働き方の問題など女性とも表裏一体の課題があること等を明らかにし、その解消を強調しました。 男女平等参画情報誌「オアシス」では、「緊急事態宣言の女性就業への影響」「今だから話したい家庭内のジェンダー課題」「『家事＝家のこと』は手伝うではなく、一緒にやること～主夫12年生からのメッセージ～」等、性別役割分担意識解消の啓発のための多くの企画記事を掲載しました。 ・企業向けSOGIハラ防止対策講座や、企業向け出前講座で職場のパワーハラスマント防止と対策を実施しました。 また、館内にセクハラ・マタハラ等のハラスマント防止・対策に関連する様々なリーフレットや労働法規の冊子等を配架しました。
【人権・男女平等参画担当】 「男性向けの家事・育児」「男性向けの介護」「男性向けの地域参画」「男性学を学ぶ」「シングルファーザー向け講座」をテーマに、「男性の家庭参画及び地域参画を促す講座を実施します。参画意識の高い人や今後参画を考える人に対しきっかけづくりとなることを目指します。	【人権・男女平等参画担当】 「ワーク・ライフ・バランスシンポジウム」や「シングルファーザーの脱”孤育て”講座」「男性と育児」「父親の本音を取材して～仕事と育児をめぐる葛藤と課題～」「男性と介護」等の講座を実施しました。これらを通して、制度・慣行の中の固定的性別役割分担意識解消に向けた情報提供を行いました。
【女性の活躍推進に関する取組】 ・「男性の育児」「男性の介護」の講座を開催し、性別役割分担意識解消の啓発を行いました。また、朝日新聞withnews#父親のモヤモヤ取材班をお招きし、仕事と育児の両立をめぐる困難の背景に、社会の根強い性別役割分担意識や働き方の問題など女性とも表裏一体の課題があること等を明らかにし、その解消を強調しました。 男女平等参画情報誌「オアシス」では、「緊急事態宣言の女性就業への影響」「今だから話したい家庭内のジェンダー課題」「『家事＝家のこと』は手伝うではなく、一緒にやること～主夫12年生からのメッセージ～」等、性別役割分担意識解消の啓発のための多くの企画記事を掲載しました。 ・企業向けSOGIハラ防止対策講座や、企業向け出前講座で職場のパワーハラスマント防止と対策を実施しました。 また、館内にセクハラ・マタハラ等のハラスマント防止・対策に関連する様々なリーフレットや労働法規の冊子等を配架しました。	【国保年金課】 引き続き、23区一体となった情報提供・情報収集を行います。
【女性の活躍推進に関する取組】 係長会・係会で機会をとらえて注意喚起を行い、意識の醸成を図りました。	【国保年金課】 情報提供、情報収集を行いました。

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進	1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保	95 制度・慣行の中の性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた情報提供 【人権・男女平等参画担当】 【国保年金課】 【介護保険担当】 【人事課】
			96 男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営 【人権・男女平等参画担当】
			97 各種相談の連携・連絡調整 【人権・男女平等参画担当】 【各総合支所区民課】 【子ども家庭課】 【指導室】

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
<p>【介護保険課】 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護保険サービスを周知し、男女の別なく介護保険サービスを受けられるように努めます。あわせて介護を行う側に対しても性別による固定的な役割分担意識に基づく性差別解消に向け、引き続き啓発に努めます。</p>	<p>【介護保険課】 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護保険サービスを周知し、男女の別なく介護保険サービスを受けられるように努めました。あわせて介護を行う側に対しても性別による固定的な役割分担意識に基づく性差別解消に向け、啓発に努めました。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 介護事業者への実地指導の際に、厚生労働省発行の介護休業制度等のチラシ等を配布し、職業生活と家庭生活の両立の実現に向けた意識改革のための働きかけを行うとともに、東京都福祉保健局発行の介護現場におけるハラスメントについてのチラシ等を配布し、安心して働く職場環境の実現に向けた働きかけを行いました。</p>	
<p>【人事課】 引き続き、性別によらない、能力及び業績に基づく人事管理を徹底し、府内における固定的な役割分担意識を払拭します。</p>	<p>【人事課】 性別によらない、能力及び業績に基づく人事管理として、適材適所の配置管理を徹底しました。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 ・男性職員の育児休業の取得を推進するとともにワーク・ワイフ・バランスの実現に向けた柔軟な働き方の整備や、職員がそれぞれ抱える事情をお互いに理解し、支え合う意識の醸成に取り組みました。 ・eマーニング研修や職場内研修を実施し、ハラスメント防止への意識啓発を図り、ハラスメントのない職場の実現に取り組みました。また、苦情処理相談窓口について従来は係長級2名、職員団体より1名により対応していましたが、令和2年度において職員団体より1名、人事課長が指定する人事課職員複数名を追加で配置し、相談窓口の体制拡充を図り、相談しやすい環境を整備しました。</p>	
<p>引き続き、男女平等参画に関する苦情等申出制度の周知・啓発を行います。また、苦情等に対して適切に対処し、解決を図ります。</p>	<p>苦情等申出は0件でした。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 相談の内容に応じて、人権擁護委員による相談案内やリープラ相談室「心のサポートルーム」、法律相談「区民相談室」等を紹介しました。</p>	
<p>【人権・男女平等参画担当】 引き続き男女平等参画の観点からの問題点等の解決に向け、関係各課及び関係機関との連携を積極的に図り、関係機関との合同の相談員研修など支援体制の充実を図ります。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 5月、家庭相談センターとの打ち合わせを行ったほか、7月には子ども家庭課職員との合同の相談員研修（テーマ：離婚の話合いへの第三者介入 A To Z）を開催しました。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 相談研修を充実させ、相談員のスキルを高め、関係機関とも連携を図りながら相談者の課題解決へつなげる相談室運営を心がけました。</p>	
<p>【芝地区総合支所区民課】 関係各課及び関係機関と連携を図りながら、支援を実施します。</p>	<p>【芝地区総合支所区民課】 保健福祉係長会・各分野の担当者会を毎月開催しました。 支援部からの報告ならびに支援部・支所間の連絡、情報共有、調整を行い、円滑な支援の実施を行いました。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 保健福祉係長会・各分野の担当者会を、緊急事態宣言中はメールや書面で対応し、その他は毎月開催しました。 支援部からの報告ならびに支援部・支所間の連絡、情報共有、調整を行い、円滑な支援の実施を行いました。</p>	
<p>【麻布地区総合支所区民課】 相談者の意思を尊重し個人情報を遵守しながら、相談内容を吟味し、関係各課及び関係機関と連携を図り、支援を行います。</p>	<p>【麻布地区総合支所区民課】 支援部からの報告ならびに支援部・支所間の連絡、情報共有、調整を行い、円滑な支援を実施しました。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 支援部からの報告並びに、支援部・支所間の連絡、情報共有、調整を行い、円滑な支援を実施しました。</p>	

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進	1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保	97 各種相談の連携・連絡調整 【人権・男女平等参画担当】 【各総合支所区民課】 【子ども家庭課】 【指導室】
			各相談窓口で様々な相談が寄せられる中で、相談者の意思を第一に、男女平等参画の観点からの問題点等について、解決に向け連携、連絡を取り調整していきます。
		98 人権身の上相談等の実施 【人権・男女平等参画担当】	人権擁護委員が人権身の上相談の相談員として、子どもの人権問題をはじめ様々な人権問題の解決に向けて取り組みます。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
【赤坂地区総合支所区民課】 引き続き、相談の内容により、関係機関と連携を図り、適切な家庭訪問指導を実施します。	【赤坂地区総合支所区民課】 相談の内容により、関係機関と連携を図りながら、家庭訪問指導を実施しました。 《女性の活躍推進に関する取組》 保健福祉係では、子どもから高齢者までを対象とした様々な保健福祉サービスの受付や相談の業務を行っています。対象業務に関連した相談や、対象業務外の問合せに対しても、可能な限りの情報提供や担当部署・関係機関の紹介に努めています。（例：子育て支援、ひとり親支援、DV相談などに関する情報提供・関係機関紹介など）
【高輪地区総合支所区民課】 電話や窓口での相談に対して、相談者の意思を尊重し個人情報を遵守しながら、個別に相談内容を精査して、関係各課及び関係機関と連携を図り、支援を行います。	【高輪地区総合支所区民課】 心身の健康に不安や悩みのある人をはじめ、高齢者や、障害児等で精神疾患のある家族がいる場合には、高齢者相談センターや子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し、家庭訪問等を行い、健康状態や生活環境を把握し、今後の生活に必要な支援を行いました。
《女性の活躍推進に関する取組》 相談内容に応じて、支援部や高齢者相談センター、子ども家庭支援センターなど関係各課及び各機関と連携を図りながら支援を実施しました。	
【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係各課及び関係機関と連携を図り、適切な支援を実施します。	【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係各課及び関係機関と連携を図り、適切な支援を実施しました。
《女性の活躍推進に関する取組》 相談内容に応じ、支援部をはじめ高齢者相談センター、子ども家庭支援センターなど関係各課および各機関と連携を図りながら、対象者の支援を行いました。	
【子ども家庭支援センター】 引き続き、男女平等参画の観点を大切にした支援を実施します。	【子ども家庭支援センター】 DVなどの相談を受ける際、女性だけでなく男性も被害者になり得るとの認識を持ち、相談者の意思を第一に、男女平等の観点を大切にしながら対応しました。
《女性の活躍推進に関する取組》 相談者の意思を第一に関係機関の紹介や有効な情報を提供しました。	
【教育指導課】 継続して関係各課及び関係機関と連携を図りながら、男女平等参画への支援を充実させていきます。	【教育指導課】 関係各課及び関係機関と連携を図りながら、男女平等参画への支援を充実させました。具体的には、港区子ども総合家庭支援センターとも連携し、教員向け研修を実施しました。
《女性の活躍推進に関する取組》 相談者の意思を第一に、男女平等参画の観点からの問題点等について、解決に向け連携、連絡を取り調整しました。具体的には、相談の内容に応じて関係機関を紹介したり、有効な情報を提供するなど、必要な人に必要な情報を分野横断的に提供するようにしました。また、生活指導主任会やスクールカウンセラー連絡会において、関係諸機関の紹介や連携方法について周知しました。	
人権擁護委員による人権の上相談を実施します。	新型コロナウィルス感染症感染拡大防止のため、中止しました。

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

施策の方向

事業名

課題1 人権を尊重する意識の醸成と擁護

- 1 あらゆる暴力を防止するための意識啓発・情報提供
- 2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決
- 3 性的マイノリティの男女の人権の尊重と擁護

- 99 人権尊重に関する意識啓発
- 100 ストーカー行為に関する意識啓発
- 101 児童虐待に関する意識啓発
- 102 女性のための防犯講座の実施《新規》
- 103 セクシュアル・ハラスメントに関する意識啓発
- 104 女性・子ども・家庭の相談充実
- 96 男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営（再掲）
- 105 性的マイノリティに関する意識啓発《新規》

課題2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

- 1 暝力防止教育と啓発
責任項目6
- 2 早期発見体制の充実と相談機能の強化
- 3 被害者を安全に保護する体制の整備
- 4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備
- 5 子どものケア体制の充実
- 6 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化
責任項目7

- 106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発
- 107 國際化に対応した多言語リーフレットの増刷
- 108 デートDVに関する意識啓発《新規》
- 104 女性・子ども・家庭の相談充実（再掲）
- 109 DV被害者支援体制ネットワークの充実
- 110 國際化に対応した相談体制
- 111 母子等緊急一時保護所の確保、広域保護情報の充実
- 112 DV被害者の各種手続きの支援《新規》
- 113 住民票等の適切な運用と支援措置の周知《新規》
- 114 DV被害者に対する区のサービスに関する適切な情報提供と支援《新規》
- 34 ホームヘルプサービスの充実（再掲）
- 115 被害者へのカウンセリングの実施
- 116 二次被害防止体制の構築
- 37 母子生活支援施設入所実施（再掲）
- 38 母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付（再掲）
- 39 児童扶養手当の支給（再掲）
- 40 ひとり親就労支援の実施（再掲）
- 117 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策の推進
- 118 スクールカウンセラーによる教育相談の充実《新規》
- 119 相談から自立までの一貫した支援
- 120 加害者更生プログラムの情報提供
- 121 相談員の体制と研修の充実
- 122 NPOと連携した他県との婦人相談員連携会議の活用

課題3 メディアにおける人権の尊重

- 1 メディア等における性別による差別解消への働きかけ
- 2 メディア・リテラシー及び情報モラルの育成

- 123 区が発行する刊行物の表現の見直しと「ちょっと待った！そのイラスト」の活用
- 124 メディアへの働きかけ
- 125 メディア・リテラシー及び情報モラルの啓発
- 126 情報モラル教育の推進《新規》

課題4 生涯を通じた男女の健康支援

- 1 年代に応じた男女の健康づくりの支援
- 2 互いの性や健康に関する理解の促進
- 3 女性の生涯を通じた健康支援

- 127 健康教育の実施
- 128 健康手帳の交付
- 129 健康診査・各種がん検診の実施
- 130 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発・情報提供
- 131 性感染症等に関する啓発・情報提供
- 132 女性の健康に関する健康教育及び相談の実施
- 133 母子健康手帳の交付と健康相談
- 134 両親学級など母子健康教育
- 135 妊娠に関する費用の助成
- 136 妊産婦・新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）
- 137 産後母子ケア事業《新規》
- 138 養育支援訪問事業の実施

		事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	1 人権を尊重する意識の醸成と擁護	1 あらゆる暴力を防止するための意識啓発・情報提供	<p>99 人権尊重に関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】</p> <p>男女平等参画条例の基本理念の第一が人権の尊重と性別による差別の取扱いの解消です。性同一性障害者を含むすべての人が性別にどうわざず自分らしく豊かに生きができる地域社会をつくるために、広報誌等を活用して意識啓発をさらに進めます。</p>
		100 ストーカー行為に関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】	広報誌への啓発記事、男女共同参画週間や女性に対する暴力防止運動にあわせたパネル展等で啓発を図ります。また、講座の開催やパンフレット等を配布します。
		101 児童虐待に関する意識啓発 【子ども家庭支援センター】 【人権・男女平等参画担当】	児童虐待は発見した人が子ども家庭支援センター等に通告する義務があります。本来子どもを守るべき身近な大人から受ける児童虐待は表面化しにくいため、地域住民や子ども自身が権利侵害として認識し、適切な対処ができるよう、発見者の通告義務も含め啓発を進めます。
		102 女性のための防犯講座の実施 【危機管理・生活安全担当】	痴漢やひったくり、リベンジポルノ、強制わいせつななど、女性が被害者となりやすい犯罪について、その特徴と手口、被害の防止法等を実践的に学んでもらうための講座を実施します。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
<p>広報みなとの人権啓発コラム等で周知します。</p>	<p>人権週間記念講演と映画のつどいや広報みなと、ホームページを活用して啓発しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法週間記念講演と映画のつどい 緊急事態宣言の発令に伴い、中止しました。 ・人権週間記念講演と映画のつどい 令和2年12月8日（火） 赤坂区民センター 78名参加
<p>「職場以外のハラスメント講座」「性暴力被害者支援発講座」「被害者支援者養成講座」を実施します。また、「アロハ・ヒーリング・ヨガ®」を実施します。</p>	<p>「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、男女平等参画センターに来館するすべての方に、DVは実は身近なものであり、無意識に大切な人を傷つけているかもしれないことに気づいてもらうきっかけとするため、デートDVと性的同意をテーマとしパネル展示を行いました。あわせて内閣府制作「女性に対する暴力をなくす運動2020」ポスター掲示を行うとともに、パープルリボンについて解説展示を行いながらホワイトツリーにパープルリボンを結ぶキャンペーンも実施しました。</p> <p>また、「これってDV？身近にひそむドメスティック・バイオレンス」「予期しない妊娠を防ぐために」「みんなの声が変えるストリートハラスメント問題」「性暴力被害者支援」等の講座を開催しました。</p> <p>月3回送信しているメールマガジン「クラブL」は、緊急事態宣言下の休館中に、情報発信を強化し、DV相談窓口等の情報提供を行いました。</p>
<p>【子ども家庭支援センター】 新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえながら、要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携強化と、要保護児童の早期発見や適切な支援のために、実務者会議を開催するとともに、家族支援のあり方や発達障害の保護者とのかかわり方等をテーマに関係機関向け研修を実施します。 また、9月に「いじめ・児童虐待防止イベント」、10月には区民まつりで「いじめ・児童虐待防止キャンペーン」を実施し、啓発を図ります。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、要保護児童対策地域協議実務者会は中止となりました。関係機関研修は新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行い、4回は対面で実施し、最後の1回はリモートで開催しました。在宅、休校に伴い「ネット依存症」や、「DVと児童虐待」についてのテーマの研修も実施し、支援対象児童等への対応力向上を図りました。</p> <p>また、9月に予定していた「いじめ・児童虐待防止イベント」、10月の区民まつりは新型コロナウイルス感染拡大のため、中止になりましたが、11月の児童虐待防止推進月間には、「STOP児童虐待！東京タワーオレンジリボン大作戦」や公共施設のデジタルサイネージ、広報トピックスを利用し、幅広く児童虐待啓発活動を行いました。</p>
<p>【人権・男女平等参画担当】 「DVに対する意識啓発講座」を実施し、予防・早期対応や相談窓口について普及、啓発を行います。 「アロハ・ヒーリング・ヨガ®」の開催、保育士による、平日の保育室開放による日常的な子育て相談や、「みんなであそぼう」「絵本の森」事業での子育て相談を行います。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 コロナ禍でDV被害が深刻化した実態から、「これってDV？身近にひそむドメスティック・バイオレンス」「「なんとなく…」が「どうしよう！」となる前に～予期しない妊娠を防ぐために～」等の講座を実施しました。</p> <p>男女平等参画情報誌「オアシス」では、「ありのままの自分を大事にしようーお母さんの幸せから世の中は変わっていくー」とする特集を組み、コロナ禍で女性に対するしわ寄せが大きい中、ワークを盛り込んだ母親の心のケアや自己肯定感のアップにつながる誌面づくりを行いました。</p>
<p>港区生活安全行動計画に基づき、区民防犯研修会のプログラムに、女性が被害者となりやすい犯罪の特徴と手口、被害の防止法等を盛り込みます。</p>	<p>自分の安全を守るために必要なことを、パネルシアターと体験で学ぶ、「親子で学ぼう、防犯教室」を実施し、危険を知らせるために防犯ブザーを使ったり、危険から離れるために助けを求める方法を教えました。</p> <p>また、女性のための防犯セミナーの開催を2回予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止といたしました。</p>

		事業名	事業内容
	2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決	103 セクシュアル・ハラスメントに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【人事課】 【指導室】	区広報紙への啓発記事、男女共同参画週間や女性に対する暴力防止運動にあわせたパネル展、講座開催等で啓発を図ります。また、区職員については啓発パンフレットを全職員に配布して、相談窓口を周知し、万が一発生した場合は迅速に解決をします。教育現場（校内）においては服務研修等により、予防啓発に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、教育委員会事務局内に設けている「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」が調査など苦情の処理にあたり、問題解決を図ります。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
<p>【人権・男女平等参画担当】 「職場以外のハラスメント講座」「性暴力被害者支援発講座」「被害者支援者養成講座」を実施します。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 「企業向けSOGIハラ防止対策」「みんなの声が変えるストリートハラスメント問題」「性暴力被害者支援」等の講座を開催しました。 また、男女平等参画情報誌「オアシス」で、「ジェンダーに関するアンコンシャス・バイアス」「性の多様性から見るアンコンシャス・バイアス」について特集を組み、ハラスメント防止の啓発を行いました。</p>

			事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	1 人権を尊重する意識の醸成と擁護	2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決	103 セクシュアル・ハラスメントに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【人事課】 【指導室】	区広報紙への啓発記事、男女共同参画週間や女性に対する暴力防止運動にあわせたパネル展、講座開催等で啓発を図ります。また、区職員については啓発パンフレットを全職員に配布して、相談窓口を周知し、万が一発生した場合は迅速に解決をします。教育現場（校内）においては服務研修等により、予防啓発に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、教育委員会事務局内に設けている「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」が調査など苦情の処理にあたり、問題解決を図ります。
			104 女性・子ども・家庭の相談充実 【子ども家庭課】 【子ども家庭支援センター】 【人権・男女平等参画担当】 【指導室】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において女性福祉相談・家庭相談を充実させます。また子ども家庭支援センターにおける子どもと子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター相談室など各種相談体制を充実させます。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
<p>【人事課】 引き続き、区がハラスメント防止要綱に掲げる、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントの防止を中心に、あらゆるハラスメントの防止に向けて、ハラスメント防止週間を6月に設定し、全職員を対象とした注意喚起を行うとともに、管理監督者による職場内研修を実施して職員の意識を啓発します。</p>	<p>【人事課】 ハラスメント防止週間を6月に設定し、掲示板による全職員への注意喚起を行いました。また、eラーニングによる職場内研修を実施して、職員の意識啓発に取り組みました。 さらに、ハラスメントの早期発見、対応に向け、令和3年度から苦情処理担当窓口を増員し、体制強化を図ることを決定しました。</p>
<p>【教育指導課】 継続して、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」等による啓発を進めることにより、職場だけでなく地域や学校でも起こるセクシュアル・ハラスメントの認識と理解を深めます。</p>	<p>【教育指導課】 区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」等による啓発や職員研修を実施し、職場だけでなく地域や学校でも起こるセクシュアル・ハラスメントの認識と理解を深めました。</p>
<p>【子ども家庭課】 【子ども家庭支援センター】 引き続き、子ども家庭支援センター、教育センター、男女平等参画センター（リープラ）など各種相談体制と連携しして、親子の安全を図り、よりよい生活ができるよう支援を充実させます。 保護者向けパンフレット作成、配布やホームページや広報みなどへの掲載により、子どもたちが相談できる方法や場所について、周知します。また、子ども家庭支援センターの保健師や臨床心理士等が学校や関係機関、家庭訪問し、子どもたちの相談を受けます。 相談内容の実態に合わせたテーマで弁護士、小児精神科医、大学教授による演習や研修を実施し、相談員の知識を深め対応力の強化を図ります。</p>	<p>【子ども家庭課】 【子ども家庭支援センター】 子ども家庭支援センター、教育センター、男女平等参画センター（リープラ）など各種相談体制と連携することで、親子の安全を図り支援につながる機会が増えました。 ホームページや広報みなどへの掲載し、相談先を周知しました。保護者向けに9月から「港区おとなの子育て相談ねっと」を開始し、24時間子育て相談を受け付けました。子ども向けにはリーフレットやマスクケースを配布し、相談方法や相談機関を紹介しました。また、子ども家庭支援センターの保健師や臨床心理士等が学校や関係機関、家庭訪問し、相談を受け付けました。 相談内容の実態に合わせたテーマで弁護士、小児精神科医、大学教授による演習や研修を実施し、相談員の知識を深め対応力の強化を図りました。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 相談内容に応じて、子どもと子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター相談室、家庭相談などに繋げました。 (※組織改正に伴い、目標及び実績は複数課をまとめて記載しています。)</p>	

			事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	1 人権を尊重する意識の醸成と擁護	2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決	104 女性・子ども・家庭の相談充実 【子ども家庭課】 【子ども家庭支援センター】 【人権・男女平等参画担当】 【指導室】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において女性福祉相談・家庭相談を充実させます。また子ども家庭支援センターにおける子どもと子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター相談室など各種相談体制を充実させます。
			96 男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営（再掲） 【人権・男女平等参画担当】	区民、事業者からの男女平等参画に関する苦情等に対して、解決に向け苦情処理委員とともに取り組みます。
	3 性的マイノリティの男女の人権の尊重と擁護		105 性的マイノリティに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】	身体の性（生物学的性）と心の性（性の自己意識）が一致しない、恋愛等対象の性が異性ではないなど性のあり方は多様です。性同一性障害、性的指向が同性または両性等の性的マイノリティといわれる人々への理解を深め偏見と嫌がらせをなくすため、広報誌や講座等で啓発を進めます。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
【人権・男女平等参画担当】 リープラ図書室に、「心のサポートルームの相談員おすすめ本」などの図書コーナーを設け相談室を周知するとともに、相談者に対し、レジリエンス、生き方、ハラスメント等の講座を紹介し、相談効果を高めることを目指します。	【人権・男女平等参画担当】 男女平等参画センター相談室では一般相談（電話・面談）を中心にあらゆる分野の相談に応じており、令和2年度は緊急事態宣言下において面談相談の中断や夜間の相談時間の短縮があったにも関わらず、年間相談件数は1,964件と前年度1,563件の126%に上りました（うち女性の利用は85.5%）。一般相談の中で相談内容の上位を占める家庭問題等を専門とする「専門相談」を、2月と3月に月1回開室し、2月女性4人、3月女性2人の利用がありました。 また、弁護士による法律相談を10月から月2回開室することで多くの利用希望に応えたほか、未就学児童がいる相談者には預かり保育を実施（8件・4人の利用）し、利便性の向上を図りました。
《女性の活躍推進に関する取組》 男女平等参画センター相談室では一般相談（電話・面談）を中心にあらゆる分野の相談に応じており、令和2年度の年間相談件数は1,964件と前年度1,563件大きく超えました。このうち女性の利用は85.5%に上りました。一般相談において、相談内容の上位を占める家庭問題等を専門とする「専門相談」を2月・3月に月1回実施し、2月女性4人、3月女性2人の利用となりました。また、弁護士による法律相談を10月から月2回開室することで多くの利用希望に応えたほか、未就学児童がいる相談者には預かり保育を実施（8件・女性4人の利用）し、利便性の向上を図りました。	
【教育指導課】 継続して相談内容に応じた適切な連携を関係機関と図ります。	【教育指導課】 港区子ども総合家庭支援センターと連携した教員向け研修を実施するなど、相談内容に応じた連携先について各幼稚園、小中学校に周知するとともに、相談内容に応じた適切な連携を図りました。
《女性の活躍推進に関する取組》 教育センターにおける教育相談では、相談内容に応じて、子ども家庭支援センターや医師等を紹介した。また、子ども家庭支援センターからの情報提供を受け、教育相談が対応するなど、関係機関との連携に努めた。	
引き続き、男女平等参画に関する苦情等申出制度の周知・啓発を行います。また、苦情等に対して適切に対処し、解決を図ります。	苦情等申出は0件でした。
《女性の活躍推進に関する取組》 相談の内容に応じて、人権擁護委員による相談案内やリープラ相談室「心のサポートルーム」、法律相談「区民相談室」等を紹介しました。	
LGBTの理解促進講座、企業の総務や人事等、LGBT施策担当者のための講座、出前講座、教育現場での取組紹介講座等を実施し、性的マイノリティに対する人権尊重啓発に努めます。 みなとマリアージュ制度の周知を図るために、関連講座に制度の説明を盛り込みます。またマリアージュ制度の研修等により職員個々の学びを深め、丁寧な区民への対応を心がけます。	「企業向けSOGIハラ防止対策」「パートナーシップ制度からみるセクシュアル・マイノリティを取り巻く社会の現在地と未来」講座を実施しました。 また、みなとマリアージュ制度についての周知をチラシやメルマガSNSで積極的に行うとともに、「SOGIガイド」を配架・配布しました。 また、「オアシス」では「性の多様性から見るアンコンシャス・バイアス」について寄稿記事を掲載し、理解促進や意識啓発に努めました。

		事業名	事業内容
2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	1 暴力防止教育と啓発 【責任項目6】	106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【各総合支所区民課】 【子ども家庭課】	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間のパネル展、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」等を通じての啓発や情報提供を促進します。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
【人権・男女平等参画担当】	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
【芝地区総合支所区民課】	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり

		事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	1 暴力防止教育と啓発 【責任項目6】	106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【各総合支所区民課】 【子ども家庭課】 男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間のパネル展、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」等を通じての啓発や情報提供を促進します。
			107 国際化に対応した多言語リーフレットの増刷 【子ども家庭課】 外国人のために家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）のリーフレットを適宜増刷します。
			108 デートDVに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【子ども家庭課】 ストーカー行為や婚姻後のDVにつながるデートDVについて、若い世代を中心に広く広報誌や講座等で啓発を進めます。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
【麻布地区総合支所区民課】	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
【赤坂地区総合支所区民課】	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
【高輪地区総合支所区民課】	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
【芝浦港南地区総合支所区民課】	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
【子ども家庭支援センター】	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
【人権・男女平等参画担当】	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
【子ども家庭支援センター】	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり

		事業名	事業内容	
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	2 早期発見体制の充実と相談機能の強化	104 女性・子ども・家庭の相談充実(再掲) 【子ども家庭課】 【子ども家庭支援センター】 【人権・男女平等参画担当】 【指導室】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において女性福祉相談・家庭相談を充実させます。また子ども家庭支援センターにおける子どもと子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター相談室など各種相談体制を充実させます。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
<p>【子ども家庭課】 【子ども家庭支援センター】 引き続き、子ども家庭支援センター、教育センター、男女平等参画センター（リーブラ）など各種相談体制と連携しして、親子の安全を図り、よりよい生活ができるよう支援を充実させます。</p> <p>保護者向けパンフレット作成、配布やホームページや広報みなどへの掲載により、子どもたちが相談できる方法や場所について、周知します。また、子ども家庭支援センターの保健師や臨床心理士等が学校や関係機関、家庭訪問し、子どもたちの相談を受けます。</p> <p>相談内容の実態に合わせたテーマで弁護士、小児精神科医、大学教授による演習や研修を実施し、相談員の知識を深め対応力の強化を図ります。</p>	<p>【子ども家庭課】 【子ども家庭支援センター】 子ども家庭支援センター、教育センター、男女平等参画センター（リーブラ）など各種相談体制と連携し、親子の安全を図りました。よりよい生活ができるよう支援を充実させます。</p> <p>ホームページや広報みなどへの掲載し、相談先を周知しました。保護者向けに9月から「港区おとな子育て相談ねっと」を開始し、24時間子育て相談を受け付けました。子ども向けにはリーフレットやマスクケースを配布し、相談方法や相談機関を紹介しました。また、子ども家庭支援センターの保健師や臨床心理士等が学校や関係機関、家庭訪問し、相談を受け付けました。</p> <p>相談内容の実態に合わせたテーマで弁護士、小児精神科医、大学教授による演習や研修を実施し、相談員の知識を深め対応力の強化を図りました。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 相談内容に応じて、子どもと子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター相談室、家庭相談などに繋げました。 （※組織改正に伴い、目標及び実績は複数課をまとめて記載しています。）</p>	
<p>【人権・男女平等参画担当】 リーブラ図書室に、「心のサポートルームの相談員おすすめ本」などの図書コーナーを設け相談室を周知とともに、相談者に対し、レジリエンス、生き方、ハラスマント等の講座を紹介し、相談効果を高めることを目指します。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 男女平等参画センター相談室では一般相談（電話・面談）を中心にあらゆる分野の相談に応じており、令和2年度は緊急事態宣言下において面談相談の中止や夜間の相談時間の短縮があったにも関わらず、年間相談件数は1,964件と前年度1,563件の126%に上りました（うち女性の利用は85.5%）。一般相談の中で相談内容の上位を占める家庭問題等を専門とする「専門相談」を、2月と3月に月1回開室し、2月女性4人、3月女性2人の利用がありました。 また、弁護士による法律相談を10月から月2回開室することで多くの利用希望に応えたほか、未就学児童がいる相談者には預かり保育を実施（8件・4人の利用）し、利便性の向上を図りました。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 男女平等参画センター相談室では一般相談（電話・面談）を中心にあらゆる分野の相談に応じており、令和2年度の年間相談件数は1,964件と前年度1,563件大きく超えました。このうち女性の利用は85.5%に上りました。一般相談において、相談内容の上位を占める家庭問題等を専門とする「専門相談」を2月・3月に月1回実施し、2月女性4人、3月女性2人の利用となりました。また、弁護士による法律相談を10月から月2回開室することで多くの利用希望に応えたほか、未就学児童がいる相談者には預かり保育を実施（8件・女性4人の利用）し、利便性の向上を図りました。</p>	
<p>【教育指導課】 継続して相談内容に応じた適切な連携を関係機関と図ります。</p>	<p>【教育指導課】 港区子ども総合家庭支援センターと連携した教員向け研修を実施するなど、相談内容に応じた連携先について各幼稚園、小中学校に周知するとともに、相談内容に応じた適切な連携を図りました。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 教育センターにおける教育相談では、相談内容に応じて、子ども家庭支援センターや医師等を紹介した。また、子ども家庭支援センターからの情報提供を受け、教育相談が対応するなど、関係機関との連携に努めた。</p>	

		事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	2 早期発見体制の充実と相談機能の強化	<p>109 DV被害者支援体制ネットワークの充実 【子ども家庭課】</p> <p>DV被害者支援地域協議会において、関係機関との情報共有、ケース検討等を行います。</p>
			<p>110 国際化に対応した相談体制 【子ども家庭課】</p> <p>相談窓口の多言語化を進めるなど国際化に対応した相談体制を構築します。</p>
	3 被害者を安全に保護する体制の整備		<p>111 母子等緊急一時保護所の確保、広域保護情報の充実 【子ども家庭課】</p> <p>DV等における緊急一時保護施設を広域を含め確保します。</p>
	4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備	112 DV被害者の各種手続きの支援 【子ども家庭課】	<p>DV被害者から住民票支援措置や国民健康保険加入の相談があった場合、関係部署と連携し、相談証明書の交付や支援措置申請書への押印を行います。</p> <p>また、外国人等の就学手続きでは必要に応じて担当部署へ同行し、手続きの支援を行います。</p>
		113 住民票等の適切な運用と支援措置の周知 【芝地区総合支所区民課】 【保健福祉課】 【介護保険担当】 【国保年金課】 【健康推進課】 【税務課】 【学務課】 【選挙管理委員会事務局】	<p>住民基本台帳法に基づくDV・ストーカー等に関する支援措置事務について、住民票を利用して業務を行う各部署で情報共有して適切な取扱いを進めるとともに、DV及びストーカー行為について情報を取扱う職員全員の知識・理解の充実を進めます。</p>

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
DV被害者支援地域協議会を開催し、連携機関と情報共有を図り、ドメスティック・バイオレンス被害者対応を迅速かつ的確に行うとともに相談・支援体制の充実を図ります。	DV被害者支援地域協議会を開催しませんでしたが、連携機関と情報共有を図り、ドメスティック・バイオレンス被害者対応を迅速かつ的確に行うとともに相談・支援体制の充実を図りました。
引き続き、相談窓口においては、「外国籍被害者相談のためのシート」を利用し、丁寧な対応と支援を行なうとともに、英語対応のできる相談員を中心に、外国人の相談を行うなど、相談窓口の国際化に対応します。	「外国籍被害者相談のためのシート」を利用し、丁寧な対応と支援を行なうとともに、英語対応のできる相談員を中心に、外国人の相談を行うなど、相談窓口の国際化に対応しました。
引き続き、必要に応じて、母子生活支援施設の23区内をはじめ、広域入所受入れ施設の情報を更新し、母子の安全を図り、自立を支援します。	母子生活支援施設の23区内をはじめ、広域入所受入れ施設の情報を更新し、母子の安全を図り、自立を支援します。
引き続き、関係部署と円滑な連携と確実な情報共有をし、ドメスティック・バイオレンス被害者の各種手続きの支援を行い、さらなる安全を確保したうえでの生活の安定が図れるよう支援します。	関係部署と円滑な連携と確実な情報共有をし、ドメスティック・バイオレンス被害者の各種手続きの支援を行い、さらなる安全を確保したうえでの生活の安定が図れるよう支援しました。他部署から担当者を招き制度についての説明を受けました。
【芝地区総合支所区民課】 被害者の生活の安全を守るため、住民記録を利用して業務を行う各部署と必要な情報共有を図るとともに、各相談機関と密接な連携を行い、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。	【芝地区総合支所区民課】 住民基本台帳法に基づくDV・ストーカー等に関する支援措置事務について、住民記録を利用して業務を行う各部署と必要な情報共有を図るとともに、担当者会を設置し、年5回開催するなど、当該事務を取扱う職員全員の知識・理解の充実を図りました。 令和2年度 芝地区総合支所取扱件数 821件
【保健福祉課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。	【保健福祉課】 被害者の生活の安全を図りながら住所情報の適切な保護に努めました。
【介護保険課】 引き続き、情報の共有とドメスティック・バイオレンス、ストーカー等に係る被害者について、介護保険システムにて適正に管理し、安全を図ります。	【介護保険課】 区民課が作成する「DV等支援措置名簿」を基に、随時介護保険システムに情報を反映しています。住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めました。 情報漏えい等の事故はありませんでした。
【国保年金課】 今後も被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。	【国保年金課】 各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報等適切な保護に努めました。
【健康推進課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。	【健康推進課】 住民基本台帳法に基づくDV・ストーカー等に関する支援措置事務について、住民票を利用して業務を行う各部署で情報共有して適切な取扱いを進めるとともに、DV及びストーカー行為について情報を取扱う職員全員の知識・理解の充実を進めました。

		事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶 4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備	113 住民票等の適切な運用と支援措置の周知 【芝地区総合支所区民課】 【保健福祉課】 【介護保険担当】 【国保年金課】 【健康推進課】 【税務課】 【学務課】 【選挙管理委員会事務局】	住民基本台帳法に基づくDV・ストーカー等に関する支援措置事務について、住民票を利用して業務を行う各部署で情報共有して適切な取扱いを進めるとともに、DV及びストーカー行為について情報を取扱う職員全員の知識・理解の充実を進めます。
		114 DV被害者に対する区のサービスに関する適切な情報提供と支援 【住宅担当】 【国保年金課】 【学務課】	DV被害者に対して、医療保険手続きや子どもの就学など適切な支援を行います。また、区営住宅の申込み資格がDV被害者は単身で申し込めるなど適切な情報提供を行います。
		34 ホームヘルプサービスの充実 (再掲) 【子ども家庭課】	小学生以下のひとり親家庭の父または母への育児・家事援助サービス。月12回午前7時～午後10時までの間の1日4時間上限で実施します。
		115 被害者へのカウンセリングの実施 【子ども家庭課】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において、産業カウンセラーやキャリアカウンセラーの資格を持つ相談員による、DV被害者への相談を実施します。DV被害者の安全の確保（母子生活支援施設入所等）をした上で、継続的なカウンセリングを実施し、DV被害者の自立を支援します。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
【税務課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。	【税務課】 住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めました。情報漏えい等の事故はありませんでした。
【学務課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。	【学務課】 被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めました。
【選挙管理委員会事務局】 閲覧用選挙人名簿調製の際には、対象者を除いた名簿を調整するとともに閲覧する範囲や目的を確認し、被害者の情報保護に努めます。	【選挙管理委員会事務局】 定時登録（3月、6月、9月、12月）における選挙人名簿を調製した際に、閲覧用の選挙人名簿は対象者を除いて調製しました。
【住宅課】 ドメスティック・バイオレンス被害者からの相談に対応するとともに、引き続き住宅ガイド及び申込みのしおりでの周知を行います。 令和元年度から、生活・福祉就労支援センターに対して、募集のしおりの設置を依頼し、これまで以上の情報共有を図ります。	【住宅課】 ドメスティック・バイオレンス被害者については、区営住宅への単身向け住宅への入居可能である旨、住宅ガイドや申込みのしおり等で周知しています。 また、家族向け住戸においても、ドメスティック・バイオレンス被害者については公的証明書の提出があれば、配偶者との別居での申込みを認めています。
【国保年金課】 被害者の生活の安全を図りながら、被害者に対して適切な情報提供と支援を行います。	【国保年金課】 適切な情報提供と支援を行いました。
【学務課】 引き続き、被害者の事情を聴取し、就学や就学援助等に関する情報を提供し、適切な学校への就学の案内等の支援を行います。	【学務課】 被害者の生活の安全を図りながら、被害者に対して適切な情報提供と支援を行いました。
引き続き、サービス周知に努め、ひとりでも多くのひとり親が経済的・社会的自立を図れるよう支援します。	新型コロナウイルス感染拡大により、在宅勤務など働き方の変化により、問い合わせ件数が増加し利用者の増加につながりました。
相談対応の知識や情報を共有し、専門研修等への参加を促すことで、相談対応力のレベルアップを図ります。	相談対応の知識や情報を共有し、専門研修等への参加をし、相談対応力のレベルアップを図りました、適切な支援先につなぐ情報収集も行い、案内を行いました。

		事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶 4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備	116 二次被害防止体制の構築 【子ども家庭課】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において、相談員は被害者が心身ともに傷ついていることに十分留意して、関係機関との連携を図りつつ、相談を行います。また、個人情報の取扱いには十分注意し、被害者及びその関係者の安全の確保を認識した上で、支援を実施します。
		37 母子生活支援施設入所実施（再掲） 【子ども家庭課】	生活困窮などその他の理由で援助が必要な母子家庭（子どもは18歳以下）に対して相談のうえ、空き状況を判断して入所の決定を行います。
		38 母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付（再掲） 【子ども家庭課】	母子及び父子福祉資金は、ひとり親家庭に対して、女性福祉資金は、母子家庭、女性等に対して生活・就学・修学等に対して必要な資金の貸付を行います。（限度額あり）
		39 児童扶養手当の支給（再掲） 【子ども家庭課】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援し、児童の福祉の増進を図ります。なお、国の制度に基づき支給します。
		40 ひとり親就労支援の実施（再掲） 【子ども家庭課】	ひとり親家庭で児童扶養手当受給者または児童手当受給者と同等の所得水準にある人を対象に、キャリア・カウンセリングの手法で面接を実施したり、ハローワークの制度等情報を提供することで、就労支援を行います。
	5 子どものケア体制の充実	117 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策の推進 【子ども家庭支援センター】	子どもに関わる様々な機関が連携して、要保護児童等の早期発見、早期対応、及び適切な保護等の支援をより一層強化し、児童虐待対策を推進します。また、「港区児童虐待対応マニュアル」の改訂や研修の充実等により、関係機関の支援力の強化を図ります。
		118 スクールカウンセラーによる教育相談の充実 【指導室】	各小・中学校に配属されているスクールカウンセラーがいじめ・不登校・学業不振・児童虐待等の悩みや相談を聞くことによって心のケアを進めます。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
引き続き、家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において、相談員は被害者が心身ともに傷ついていることに十分留意して、関係機関との連携を図りつつ、相談を行います。また、個人情報の取扱いには十分注意し、被害者及びその関係者の安全の確保を認識した上で、支援を実施します。	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において、相談員は被害者が心身ともに傷ついていることに十分留意して、関係機関との連携を図りつつ、相談を行いました。また、個人情報の取扱いには十分注意し、被害者及びその関係者の安全の確保を認識した上で、支援を実施しました。
生活困窮などその他の理由で援助が必要な母子家庭（子どもは18歳以下）に対して相談のうえ、空き状況を判断して入所の決定を行います。ドメスティック・バイオレンスからの避難者や子の養育に困難さを抱える母子世帯に対して、母子生活支援施設を利用して自立に向けた支援を行います。	生活困窮などその他の理由で援助が必要な母子家庭（子どもは18歳以下）に対して相談のうえ、空き状況を判断して入所の決定を行います。ドメスティック・バイオレンスからの避難者や子の養育に困難さを抱える母子世帯に対して、母子生活支援施設を利用して自立に向けた支援を行いました。
引き続き、適正な審査と迅速な貸付を行い、経済的な困窮状態にある女性の生活の安定を図ることを支援します。	新型コロナウイルス感染拡大により、相談件数が増加。適正な審査と迅速な貸付を行うことで、経済的な困窮状態にある女性の生活の安定を図ることを支援しました。女性福祉資金については、東京都の同様の貸付を案内しました。
引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。	対象者に広く制度を周知し、適正な審査とともに、手当の円滑かつ迅速な支給に努めました。 令和2年度未受給者数 905名
引き続き、関係機関と連携し、ひとり親の求職活動や就労の継続を支援します。	関係機関と連携し、ひとり親の求職活動や就労の継続を支援します。
保護者向けパンフレット作成、配布やホームページや広報みなどのへの掲載により、子どもたちが相談できる方法や場所について、周知します。また、子ども家庭支援センターの保健師や臨床心理士等が学校や関係機関、家庭訪問し、子どもたちの相談を受けます。相談内容の実態に合わせたテーマで弁護士、小児精神科医、大学教授による演習や研修を実施し、相談員の知識を深め対応力の強化を図ります。	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、保護者向け相談窓口のチラシを児童手当現況届提出のお知らせに同封し、相談窓口の周知をしました。子ども向けリーフレットや区民向けの児童虐待防止のパンフレットに加え、10月には子ども相談ネットのマスクケースを区立小中学校全生徒に配布し、子どもの相談窓口の周知も図りました。
継続して、小4、小5、中1、中2を対象とした面接やスクールカウンセラーによる校内巡回を日常的に実施し、問題の早期発見・解決に努めるなど心のケアの充実を図ります。	臨時休業期間においてもスクールカウンセラーによる教育相談を実施し、支援が必要な児童・生徒に対応をすすめました。また、小4、小5、中1、中2を対象とした面接やスクールカウンセラーによる校内巡回を日常的に実施し、問題の早期発見・解決に努めるなど心のケアの充実を図りました。

			事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	6 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化	119 相談から自立までの一貫した支援 【子ども家庭課】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において専門の相談員によるDV被害者への相談及び自立までの一貫した支援を実施します。
			120 加害者更生プログラムの情報提供 【子ども家庭課】	加害者更生プログラムを実施している団体から情報を収集し広報誌等で情報提供します。
			121 相談員の体制と研修の充実 【子ども家庭課】	相談員は、内閣府及び東京都をはじめとする自治体実施の研修会へ積極的に参加します。職場内では、専門相談員による勉強会を3か月に1回、臨床心理士のスーパーバイズを毎月1回実施し、専門知識のスキルアップを行います。また、キャリアカウンセラー等の資格を持った相談員の割合を増やし、相談体制の充実を行います。
			122 NPOと連携した他県との婦人相談員連携会議の活用 【子ども家庭課】	都道府県及び民間の関係団体等との連携を図ります。
	3 メディアにおける人権の尊重	1 メディア等における性別による差別解消への働きかけ	123 区が発行する刊行物の表現の見直しと「ちょっと待った！そのイラスト」の活用 【各課】	性別等に基づく固定観念にとらわれない視点で行政刊行物の作成にあたります。
	124 メディアへの働きかけ 【人権・男女平等参画担当】	区内に民間キー局、広告業界などメディアが集結する情報発信集積地の区として、人権尊重、男女平等参画の視点による情報の発信についての取組を検討します。		
	2 メディア・リテラシー及び情報モラルの育成	125 メディア・リテラシー及び情報モラルの啓発 【人権・男女平等参画担当】	情報をそのまま受け取るのではなく、つくれる過程、仕組み、背景を自ら積極的に知り、情報を発信できる力を身につけるよう講座開催等を通じて支援します。	

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
性別などに基づく固定観念にとらわれない視点で行政刊行物の作成にあたります。	パンフレット等の作成時に、性別などに基づく固定観念にとらわれない視点で作成にあたりました。
男女平等参画の視点による情報の発信の促進をめざします。 男女平等参画センターからSNS等の発信を強化するなど、積極的に情報発信を図り、メディアに取り上げてもらえるように働きかけます。	拡散に適した講座については新聞社にご案内と紹介依頼を送りました。取材申し込みは入ったものの、予定変更等でキャンセルとなったものがあり、掲載には至りませんでした。 ワークライフバランス推進企業認定証交付式＆シンポジウム（2020/12/14）は、港区広報トピックスで紹介され、港区民はじめ企業、在勤者、関係各所など多方面に周知を図ることができました。
メディア・リテラシー講座を実施し、インターネット・SNSや新聞、テレビなどが発信する膨大な情報の中から必要で本当のものはどれか見極めることを学ぶ機会を提供します。新規事業である「文化とジェンダー」シリーズでは、「アニメとジェンダー」の講座を開催し、“性の思い込み・偏見”等が描かれているアニメ等についても、なぜそのような描写が蔓延しているのかを考える機会を提供します。	主催講座「メディアとジェンダー～多様性を支えるメディア・リテラシーへ～」を開催し、情報の背景にあるメディア界のジェンダー・ギャップ等の構造問題からメディア・リテラシーを身に付けるための必要な知識等について、情報提供・啓発を行いました。

			事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	3 メディアにおける人権の尊重	2 メディア・リテラシー及び情報モラルの育成	126 情報モラル教育の推進 【指導室】	子どもたちの間で急速に普及しているソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の適切な利用方法など人権尊重に基づく情報モラル教育を実施します。
	4 生涯を通じた男女の健康支援	1 年代に応じた男女の健康づくりの支援	127 健康教育の実施 【健康推進課】	健康づくりから生活習慣病予防まで、知識の普及啓発と実践のため、専門医・栄養士・保健師等による講座を開催します。
			128 健康手帳の交付 【健康推進課】	若い世代から健康管理に必要な事項を記録し、健康保持・増進に役立てるため、20歳以上を対象に交付します。
			129 健康診査・各種がん検診の実施 【健康推進課】	健康診査等を実施し、生活習慣病の予防・改善を推進します。 胃がん・肺がん・大腸がん・喉頭がん検診のほか、女性には子宮頸がん・乳がん検診、男性には前立腺がん検診を行い、がんの早期発見に努めます。
		2 互いの性や健康に関する理解の促進	130 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発・情報提供 【人権・男女平等参画担当】	女性の生涯にわたる健康と権利について広報誌や講座等で啓発・情報提供を進めます。
			131 性感染症等に関する啓発・情報提供 【保健予防課】	早期発見と予防のために、エイズ・性感染症検査の機会と場所を提供していくとともに、若い世代を中心とした幅広い年齢層への知識の普及啓発を行います。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
<p>休業期間を受けて、全校にスマートフォンを配置し、SNSを通して情報をやり取りする体制を構築しています。児童生徒がSNSに触れる機会が増えている中で、家庭と連携しながら、人権尊重に基づく情報モラル教育を行っていきます。</p>	<p>家庭と連携した、人権尊重に基づく情報モラル教育を行いました。</p>
<p>区民が自らの健康づくりに対する動機付けや実践ができるように、内容の充実に努めるとともに、健康づくりや生活習慣病予防について情報提供を行います。</p>	<p>実施回数及び参加者数 ・健康講座：計5回実施、延74名参加 ・生活習慣病予防講座：計7回実施、延127名参加 ・はじめての離乳食教室：計20回実施、延225名参加 ・乳幼児食事相談会：計10回実施、延68名参加</p>
<p>成人の日の会場で配布したり、支所などの窓口で配布し、多くの区民に手帳を役立ててもらうことで、自らの健康管理への関心を高めます。</p>	<p>健康管理に必要な事項を記録し、健康の保持増進に役立てるため、各総合支所やみなと保健所の窓口にて希望する20歳以上の区民に交付しました。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行による成人の日記念のつどい開催中止に伴い、新成人への健康手帳の配布は中止しました。</p>
<p>・回答されたアンケート調査を集計・分析し、精密検査受診率向上につながる取組を検討していきます。 ・検討した内容を具体化し、順次実施していきます。</p>	<p>精密検査受診率の向上は、受診者本人の他、一次医療機関と精密検査医療機関の連携が重要であることから、医療機関向け説明会や実施医療機関に配布する手引きにおいて、説明や記述を厚くして結果説明の際に受診者への精密検査受診勧奨の重要性を訴えました。</p>
<p>リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発・情報提供として性別を問わずに互いの性や健康に関する理解の促進を目指し、更年期について学ぶ人気の女性の心と体のエンパワメントを目的とする、アロハ・ヒーリング・ヨガ®を今年度も実施します。思春期にさしかかる若年女性を主な対象者とした、「親子一緒に学べる」機会として、「親子で考える性」を実施します。親と子、双方の年代から自身の身体について理解を深める場を提供します。</p>	<p>「親子で聞きたい性教育講座 著者に聞く『少女のための性の話』」を開催し、著者である三砂ちづる氏を講師に開催しました。また、ライフステージや年齢に応じた心身の健康対策を図ることを目的に、「女性の健康講座」（連続2回）を開催した。「Part1. 更年期の変化を知り、からだもこころも健やかに」では、隣接の愛育病院助産師にエクササイズを取り入れた講義をしていただきました。また、コロナ禍で産後うつが増加する状況を考慮し「Part2. 妊娠期・産後・育児期の母親のこころとからだを守るために」を開催。同病院で産前産後のメンタルヘルスケアを専門とする助産師を講師にお迎えしました。パートナーを支えるために男性の参加もありました。アロハ・ヒーリング・ヨガ®はコロナ感染拡大防止のため中止しました。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症の対応により現在のところ区で行う事業については中止または延期をしている状況です。新型コロナウイルス感染症の終息が見られた場合は、通常通り、性感染症予防についての事業を行います。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に努め、事業を再開いたしました。</p>

			事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	4 生涯を通じた男女の健康支援	3 女性の生涯を通じた健康支援	132 女性の健康に関する健康教育及び相談の実施 【健康推進課】	女性の健康講演会など女性の健康に関する健康教育を進めます。またすべての区民を対象に行っている相談において内容が多岐に渡る場合に相談者が同じ話を何度もしなくてよいよう、また、迅速な対応ができるように、相談窓口の連携をします。
			133 母子健康手帳の交付と健康相談 【各総合支所区民課】	妊娠届を提出した妊婦に対し、母子健康手帳を交付するとともに、妊婦健診の受診を促し、母子ともに健やかな出産を助けます。その際、アンケート調査を実施し今後の母子相談につなげます。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
女性の生涯にわたる健康問題に関する知識の普及啓発を図るため、女性の健康づくりに関する健康教育や情報提供等を実施します。また、母子メンタルヘルス相談とグループお母さんの時間を継続実施し、母親の健康づくりを支援します。	令和3年3月の女性の健康週間に合わせ、みなと保健所にて女性の健康に関する健康講座及びロビー展示を行いました。健康講座は1回実施し、11名が参加しました。また、健康講座の内容を港区公式YouTubeで配信しています。
【芝地区総合支所区民課】 相談内容により、適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施するとともに、母子保健サービスや福祉サービスを紹介し妊娠、出産、子育ての不安を軽減します。	【芝地区総合支所区民課】 母子手帳の交付時に必要なサービスの紹介やアンケートによる相談を実施しました。アンケート等から支援が必要だと把握した妊婦に対し、保健所・子ども家庭支援センター等との関係機関と連携し、継続的な関わりを行い妊娠・出産・育児への支援を行いました。 母子手帳交付件数 638 件
【麻布地区総合支所区民課】 継続的に、アンケートや相談を実施し、適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施するとともに、母子保健サービスや福祉サービスを紹介し、妊娠、出産、子育ての不安を軽減します。	【麻布地区総合支所区民課】 母子手帳の交付時に必要なサービスの紹介やアンケートによる相談を実施しました。支援の必要性を把握した妊婦に対し、保健所・子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し、妊婦・出産・育児への支援を行いました。
【赤坂地区総合支所区民課】 引き続き、母子手帳交付時にアンケート調査を実施することにより、適切な保健指導を実施し、妊娠・出産・子育ての不安を軽減することにより、虐待を防止します。	【赤坂地区総合支所区民課】 母子手帳交付時にアンケート調査を実施することにより、適切な保健指導を実施し、妊娠・出産・子育ての不安を軽減することにより、虐待防止に努めました。（2年度実績：328件）
【高輪地区総合支所区民課】 母子健康手帳を交付時、妊婦健診の受診勧奨やサービス紹介、またアンケート調査を実施し、母子保健相談を行うことにより、母子保健の向上を図ります。	【高輪地区総合支所区民課】 妊娠届を提出した妊婦に対し、妊婦健診の受診勧奨や妊娠時から出産後に利用できる母子保健事業の紹介、アンケートをもとに、適切な保健指導等を実施しました。また、必要時は関係機関と連携・協力しながら個別事情にも対応しました。 令和2年度実績 母子健康手帳発行件数（723件）
【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係期間と連携を図り、周産期から育児期間を通じ母親・父親として心も体も健全に過ごしていくよう適切な保健指導を実施していきます。必要に応じ保健所事業や子育てあんしんプロジェクトにつなげていきます。	【芝浦港南地区総合支所区民課】 母子健康手帳の交付を通じ、早期から危機状況の対象者をフォローし、関係機関と連携を図り、対象に応じた適切な保健指導を行いました。また、必要に応じ、保健所事業や子育てあんしんプロジェクトにつなげました。

			事業名	事業内容
目標 3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	4 生涯を通じた男女の健康支援	3 女性の生涯を通じた健康支援	134 両親学級など母子健康教育 【健康推進課】	母親学級や両親学級を開催し、妊婦とそのパートナーを対象に、二人がともに学び支え合い、前向きに子育てができるように、妊娠・出産・育児の知識や情報の提供をします。また、子どもを持つ喜び、育児に対する責任を実感し、育児に積極的に対応する方法を学びます。月齢や対象別に地域の仲間づくりの支援や情報交換を行う機会を積極的につくり、親の孤立化防止や不安の解消に努めます。また講座を開催し情報提供に努めます。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
<p>引き続き、教室や講座を開催し、母子だけでなく父親も心身ともに健やかに過ごせることを目標に情報提供を行います。</p>	<p>実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母親学級 : 計18回実施、延べ483名参加※令和2年4月から9月実施分については、新型コロナ感染症感染拡大のため中止。 ・両親学級 : 計24回実施、延べ517名参加※令和2年4月から9月実施分については、新型コロナ感染症感染拡大のため中止。※令和2年度から両親学級は前半・後半の少人数の2部制に変更し、実施回数が倍増。 ・ふたごの会 : 計3回実施 延べ53名参加(親子参加) ※令和2年5月、7月、9月実施分については、新型コロナ感染症感染拡大のため中止。 ・なかよし会（ダウン症の児と保護者の会） : 計3回42名(親子参加) ※令和2年4月、6月、7月実施分については、新型コロナ感染症感染拡大のため中止。 ・ぶちとまとの会（2,000g未満で生まれた児と保護者の会）※令和2年度実施分については、新型コロナ感染症感染拡大のため中止。 ・子育て講演会※令和2年度実施分については、新型コロナ感染症感染拡大のため中止。 ・MCG（お母さんの時間） : 計12回実施、延べ84人参加。

			事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	4 生涯を通じた男女の健康支援 3 女性の生涯を通じた健康支援	135 妊娠に関する費用の助成 【健康推進課】	妊娠婦健康診査の費用の助成や特定不妊治療を行う夫婦の治療費の一部の助成を行います。	
		136 妊産婦・新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問） 【健康推進課】	母子保健法に基づく、妊娠婦訪問、新生児等訪問指導と児童福祉法に基づく乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）を統合して実施します。港区に在住している生後4か月までの新生児・乳児のいるすべての家庭を訪問し、児の計測、母乳相談、育児相談、母親自身のメンタル面を含めた体調の相談、母子保健サービスの紹介等を行い、育児不安の軽減を図るとともに母親が前向きに育児に取り組めるよう支援します。	
		137 産後母子ケア事業 【健康推進課】	産後4か月未満の母子を対象としたデイケアの開催、母子保健コーディネーターによる妊娠婦の相談支援、新米ママ健康相談（訪問）、関係機関とのネットワーク会議開催等を通じ、子育て世代の孤立化を防止し妊娠・出産・育児期における切れ目がない支援体制を構築し、安心して育児ができる環境を整備します。	
		138 養育支援訪問事業の実施 【子ども家庭支援センター】	養育支援が特に必要であると判断した家庭に、ホームヘルパー、子育て・家族支援者、保健師、助産師等が訪問し、養育に関する援助を行います。	

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
引き続き、妊娠に関する経済的負担を図り、妊婦、胎児の健康、また、少子化対策の推進に寄与します。	妊娠届出書を提出した区民に対し、妊婦健康診査受診票14枚、妊婦超音波検査受診票2枚、妊婦子宮頸がん検診受診票1枚を配布し、妊婦健康診査の費用の一部助成をしました。
妊娠届出時、母親学級及び両親学級などで出生通知書の提出と新生児訪問を周知し、出生通知書の返信率と訪問実施率の向上を図ります。また、必要な人に継続的な支援ができるよう支所保健師や保健所事業、関係機関等へつなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ・出生通知書返信率：79.6% ※令和元年12月から令和2年11月の出生数（速報値）に対する割合 ・出生通知書受理数に対する訪問実施率：69.1% ※令和2年4月から9月実施分については、新型コロナ感染症感染拡大のため中止。 ・感染症の心配により訪問を希望しない方に対し、「助産師による電話相談窓口」にて電話相談を案内しました。 ・訪問した結果、支援が必要な方に対し、再訪問を行うほか、保健所事業の案内や各総合支所保健師等に引き継ぐなど、継続した支援が提供しています。
引き続き、デイケア（サロン事業）、母子保健コーディネーターによる助産師の相談支援、ママの健康相談（訪問）、関係機関とのネットワーク会議を実施し、妊娠、出産、育児期における切れ目のない支援を行います。	<p>実施状況</p> <p><デイケア（サロン事業）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Helloママサロン 9回実施、189組 379名参加 ・のんびりサロン 12回実施、257組 57名参加 ・うさちゃんくらぶ 24回実施、148組 297名参加 <p><妊産婦の相談支援> 相談件数978件</p> <p><ネットワーク会議> 年1回実施 14施設参加</p>
養育困難家庭に対し養育状況を見極め、必要な支援を適切に行います。新たに令和2年度から食事支援を実施し、子どもの食に関する課題がある家庭の子どもに対し、無料で提供します。 産前産後家事・育児支援サービスは、利用状況の分析を踏まえ、周知方法や申込方法を工夫するなど、より効果的に支援を提供できるよう検討します。	家庭訪問を行い養育状況を見極め、必要な家庭に対し訪問支援者が家事・育児等支援を行いました。新たに子どもの食に関する課題がある家庭の子どもに対し、食事支援を実施しました。

目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

施策の方向

事業名

課題1 拠点施設リーブラの充実

1 区民に親しまれる施設としての機能の充実
責任項目8

139 幅広く区民から親しまれるリーブラの機能の充実
140 区民・団体の活動支援
141 区民・団体の活動との連携

2 男女平等参画センター(リーブラ)の事業の充実

142 学習機会の提供の充実
143 情報収集、整備、提供
144 相談事業の充実
92 図書館ネットワーク等を活用した男女平等参画関係資料の紹介(再掲)
65 女性のネットワークづくりの推進(再掲)

課題2 モデル事業所としての男女平等参画の推進

1 庁内における男女平等参画の推進

145 職務分担の男女平等の推進
146 職員の意識・実態調査の実施・検証
147 職員研修の充実
148 ハラスメントの予防と相談窓口での解決
149 管理監督者の育成
150 女性職員の活躍促進《新規》

2 区職員のワーク・ライフ・バランスの実現

151 男性職員の育児参加の推進《新規》
152 長時間労働改善の取組推進《新規》

課題3 計画推進体制の充実

1 男女平等参画に関する広報・啓発の充実

153 広報・情報誌の充実

2 組織の連携

154 港区男女平等参画行政推進会議の連携強化
155 男女平等参画の視点での施策の見直し
156 男女平等参画施策を進める行動計画の策定と年次報告の作成及び公表
157 在住・在勤者の意識・実態調査の実施・検証

課題4 区民・企業・教育機関等との連携

1 区民・企業・各種団体等との連携

158 男女平等参画推進会議の充実
159 区民・団体等への支援
160 NPO活動助成事業

		事業名	事業内容
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	1 拠点施設リーブラの充実 【責任項目8】	139 幅広く区民から親しまれるリーブラの機能の充実 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画の拠点施設として、若い世代や男性も気軽に立ち寄れるような工夫や機能を充実します。
		140 区民・団体の活動支援 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画のための区民及び団体の活動の拠点として、情報の提供や場の提供を行います。
		141 区民・団体の活動との連携 【人権・男女平等参画担当】	区が実施する事業等で連携を図り、より効果的に地域での男女平等参画を進めます。
	2 男女平等参画センター(リーブラ)の事業の充実	142 学習機会の提供の充実 【人権・男女平等参画担当】	男性向け講座や女性のための再就職セミナーなど男女平等参画に関わる基礎的知識を学ぶ多彩な講座を開催します。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
	様式「責任項目対応事業の各所管課評価一覧」のとおり
性別を問わず幅広い参加者層を呼べる「シアター・リーブラ」を事業として実施し、映像資料の上映を通じて、男女平等参画やジェンダー平等への理解促進につなげます。新規の受講者を他の主催講座へつなげるために、関連する図書コーナーを設けるなど、図書資料室との連動・利用促進もめざします。また、男性向け講座の充実やジェンダーに関わる新規の講座開催を図ります。	男性向け講座を充実して実施しました。また、若年層を対象にした「リーブラ・ユース部」、幅広い参加者を対象にした「シアター・リーブラ」を開催しました。また、多様なテーマを設定することで新規の受講者の増加を図るとともに、他の講座への参加に繋げました。 図書資料室では講座と連動したコーナーを作り、利用促進を目指しました。コロナ禍では「シアター・リーブラ」が実施できない月もあり、また、直接の来館者も減少する中で図書資料の利用促進も厳しい状況でしたが、オンラインで可能な講座については、オンライン実施に切り替え、大変な状況だからこそ、学びの機会や情報提供を行ふことに努めました。

		事業名	事業内容
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	1 拠点施設リーブラの充実	2 男女平等参画センター(リーブラ)の事業の充実	142 学習機会の提供の充実 【人権・男女平等参画担当】 男性向け講座や女性のための再就職セミナーなど男女平等参画に関わる基礎的知識を学ぶ多彩な講座を開催します。
		143 情報収集、整備、提供 【人権・男女平等参画担当】	特色ある図書資料の収集・整備を図るほか男女平等参画に関する内外の情報を収集し、区民・団体に適切に提供します。
		144 相談事業の充実 【人権・男女平等参画担当】	自分自身、家族、仕事、人間関係など、様々な問題について、有資格者のカウンセラーが専門的見地からサポートします。
		92 図書館ネットワーク等を活用した男女平等参画関係資料の紹介(再掲) 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画センターで実施する講座・講演会に関連する図書をホームページで紹介したり、特集コーナーを設定して、男女平等参画関係資料を広く紹介していきます。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
《女性の活躍推進に関する取組》	
<ul style="list-style-type: none"> ・学生を対象に「理系進学とジェンダーバイアス～思い込みから自由になろう～」という講座を開催し、女性参画が少ない理系分野のキャリア形成について、理科学系研究所の女性研究員の方々を講師に講座を開催しました。 ・女性管理職養成講座（連続2回）、再就職支援講座（連続5回・産業振興課との共催）、子育て女性向けセミナー（東京しごとセンターとの共催）等、キャリアアップや、再就職の後押しする講座を開催しました。また、企業向け出前講座では「ワーク・ライフ・バランスとキャリア・デザイン」をテーマに実施しました。 あわせて、人生100年時代とされる今日のテーマとして、セカンドライフの生き方・働き方に関する講座を実施しました。 ・「ワーク・ライフ・バランスシンポジウム」、男性学講座や、シングルファーザー応援講座、男性向け育児・介護講座、仕事と育児の両立の課題を明らかにする講座等を開催し、男性の意識と職場風土の変化を促しました。 ・「ワーク・ライフ・バランスシンポジウム」や多様な働き方における健康対策整備を促す講座において、多様な働き方時代の人事評価のあり方など、専門家からの助言や問題意識を盛り込んだ講義を実施しました。 ・企業向けSOGIハラ防止対策講座や、企業向け出前講座で職場のパワーハラスメント防止と対策を実施しました。 また、館内にセクハラ・マタハラ等のハラスメント防止・対策に関連する様々なリーフレットや労働法規の冊子等を配架しました。 	
男女平等参画専門図書資料室という専門性を深める選書に努めます。 一般に流通する図書だけではなく、全国の同種機関等の発行物や研究機関発行物などの収集と整理に努め、利用者の知的関心に応えられるようにレフアレンスサービスを充実させます。 AVブースの活用の実施を目指します。	男女平等参画専門図書資料室という特性を活かし、研究機関の専門資料やジェンダー平等やSOGIE理解促進についての最新資料収集に努めました。 また、講座と連動させた書籍コーナーや特集コーナー等を設置し、魅力ある資料室を目指しました。 AVブースについては、コロナ感染拡大防止の観点から活用を見送りました。
相談を受けた相談員が必要に応じて各機関と連携を取り、難しい案件や緊急時の相談者には、相談員が協力して寄り添える充実した相談体制をとどめています。 DVや児童虐待の被害者側の支援だけでなく、加害者への対応として、港区家庭相談センターが取り組む「DV加害者更生プログラム利用助成金」の周知と連携にも力を入れていきます。	令和2年度は緊急事態宣言下において面談相談の中止や夜間の相談時間の短縮があったにも関わらず、年間相談件数は1,964件と前年度1,563件の126%に上りました。 オンラインによる相談員研修を月1回実施し、相談員一人ひとりの柔軟な傾聴力と問題解決能力の向上を図り、必要に応じてタイムリーに適切な関係機関へつなげることができます。 情報の収集と共有を図りました。一般相談において、家庭問題を中心テーマとした専門相談を2月から各月1回開室し（2月女性4人、3月女性2人の利用）、それぞれの機能を連携させた相談体制に取り組みました。 なお、法律相談は12月から月2回開室とし相談者の高いニーズに応えました。 加えて、10月から面談相談における未就学児童の一時預かりを行い（8件・4人の利用）、相談者の利便性の向上を図りました。
《女性の活躍推進に関する取組》	
男女平等参画センター相談室では一般相談（電話・面談）を中心にあらゆる分野の相談に応じており、令和2年度の年間相談件数は1,964件と前年度1,563件大きく超えました。2月、相談内容の上位を占める家庭問題等をテーマとした「専門相談」を開室し、一般相談と法律相談の3つの相談の相互連携を図り、相談者の課題にタイムリーかつ適切な情報を提供。また相談者の状況を把握し、相談者のニーズを踏まえた適切な機関について情報提供を行いました。	
男女平等参画情報誌「オアシス」を発行します。時世のニーズに合わせた特集記事の掲載を心がけます。図書資料室では新たに心のサポートルームに関連したコーナーを設け、相談室との連携を図り、相談者や資料室利用者の課題解決にあった図書の選定を行います。レフアレンスや図書コーナーの分かりやすい表示等、より貸出につながる図書資料室をめざします。	男女平等参画センターで発行する男女平等参画情報誌「オアシス」（年4回+増刊号発行）では、40周年記念特集として男女平等参画センターにゆかりの深い方から寄稿いただきました。また、コロナ禍において、「新しい日常を男女平等参画の視点から考える」「家事=いえのこと」は手伝うではなく、一緒にやること～主夫12年生からのメッセージ～」「ありのままの自分を大事にしよう～お母さんの幸せから世の中は変わっていく～」「「思い込み」から抜け出してラクになろう」というテーマで特集を組みました。また、2021年度から第4次男女平等参画行動計画がスタートすることから、計画概要を紹介しました。 図書資料室には講座毎に関連書籍を紹介し、講座受講者以外にも広く啓発できるようなコーナーを設けました。

		事業名	事業内容
		65 女性のネットワークづくりの推進（再掲） 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画推進の拠点施設である男女平等参画センターに関わる様々な立場の女性が新たな「連携」をつくり上げるために必要な知識・視点、情報を提供します。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
<p>今年度も利用者懇談会を年2回開催し、リープラと各団体、そして団体間の交流を図ります。「学ぼう！男女平等」でも推進団体と学習団体の双方に学習機会を提供します。 協力体制構築を目指し、港区内の団体との連携強化を図ります。</p>	<p>2回開催を予定していた利用者懇談会は、新型コロナウイルスの感染拡大状況を鑑み、1回目は書面開催、2回目は参加者定員を減らし回数を増やして開催しました。団体紹介の時間を設け、1団体ずつ活動内容について話していただき、利用団体の交流を深めるとともに、ネットワークづくりの推進を図りました。</p>

			事業名	事業内容
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	1 拠点施設リーブラの充実	2 男女平等参画センター（リーブラ）の事業の充実	65 女性のネットワークづくりの推進（再掲） 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画推進の拠点施設である男女平等参画センターに関わる様々な立場の女性が新たな「連携」をつくり上げるために必要な知識・視点、情報を提供します。
	2 モデル事業所としての男女平等参画の推進	1 庁内における男女平等参画の推進	145 職務分担の男女平等の推進 【各課】	各課は職務の分担を性別により配分・決定することなく男女平等を推進します。人事課は各課の事務分担等が男女平等になるよう働きかけを行います。
			146 職員の意識・実態調査の実施・検証 【人権・男女平等参画担当】 【人事課】	担当課と連携をとりながら男女平等に関する区職員への意識・実態調査を実施し、その結果を啓発に反映させます。
			147 職員研修の充実 【人材育成推進担当】	男女平等参画についての認識を深め、人権感覚のさらなる高揚を図るための職員研修（区、特別区共同）を職層別など段階ごとに積極的に行います。
			148 ハラスメントの予防と相談窓口での解決 【人事課】	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの予防に向けて、啓発用のパンフレットやポスター等の配布及び啓発週間の実施により、意識の浸透を図ります。また、労使による苦情処理委員会を設置し、苦情相談窓口を中心とした適切な相談・苦情処理の体制を整備し、職員に周知します。
			149 管理監督者の育成 【人事課】 【人材育成推進担当】	職層別の研修で、男女平等についての正しい知識と管理監督者としての役割を認識できる研修を実施します。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
《女性の活躍推進に関する取組》 起業したい女性を対象に起業講座を開催し、具体化のためのノウハウを学ぶ講座を開催し、講座にお招きした港区内の先輩女性起業家（全国商工会議所連合会・女性起業家大賞受賞）の方々と新たなつながりを作ることができました。 また、助成事業への参加を通してつながりが生まれ、今年度の助成事業や活動につながる事例もありました。	
事務分担の平準化を推進し、職務分担の男女平等を推進します。	性別による職務分担はせず、男女平等を推進しました。
【人権・男女平等参画担当】 人権研修アンケート等の実施結果を反映させた啓発を進めます。	【人権・男女平等参画担当】 人権研修アンケート等の実施結果を反映させた啓発を進めました。
【人事課】 次期男女平等参画行動計画及び特定事業主行動計画である「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」の改定にあわせて、令和2年に調査を実施します。	【人事課】 「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」の策定に当たり、令和2年12月に職員向けの男性職員の子育て関係の休暇・休業に関する意識調査を実施しました。男性職員の育児関係の休暇・休業の取得に対して、「違和感はない」と回答した割合は62.8%であり、子育てに対する意識に男女の差が小さいという結果となりました。
引き続き、職層別研修の中で、男女平等参画についての認識を深め、人権感覚の高揚を図るために研修を実施します。また、人権・男女平等参画担当と連携し、性的マイノリティの人への理解を深める研修を監督職以下の職員を対象に実施します。	職層別研修の中で、男女平等参画についての認識を深め、人権感覚の高揚を図るために研修を実施しました。また、人権・男女平等参画担当と連携し、性的マイノリティの人への理解を深める研修を全職員及び指定管理者職員を対象に実施しました。
引き続き、ハラスメント防止週間の実施を通して、ハラスメント相談窓口の設置と相談方法を周知するとともに、啓発用のポスター及びパンフレットを掲出・配布して職員の認識を深めます。また、苦情処理相談窓口が職員に身近な存在となることで、ハラスメントの未然防止や事態発生時の重篤化を防ぎ、迅速かつ的確な問題解決を図ります。	苦情処理相談窓口について従来は係長級2名、職員団体より1名により対応していましたが、令和2年度において職員団体より1名、人事課長が指定する人事課職員複数名を追加で配置し、相談窓口の体制拡充を図り、相談しやすい環境を整備しました。
【人事課】 【人材育成推進担当】 引き続き、職層別研修の中で、男女平等参画について正しい知識を習得させるとともに、管理監督者としての役割を認識できる研修の実施に取り組みます。 引き続き、男女を問わず、職員個々の能力を十分に発揮できる組織風土づくりに管理監督者が取り組むために、人材育成部門の体制を整えます。また、人権・男女平等参画担当と連携し、性的マイノリティの人への理解を深める研修を監督職以下の職員を対象に実施します。	【人事課】 【人材育成推進担当】 職層研修において、男女平等についての正しい知識の浸透を図るとともに、管理監督者が自ら果たすべき役割の認識を深める研修を実施しました。 (※組織改正に伴い、目標及び実績は複数課をまとめて記載しています。)

		事業名	事業内容
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	2 モデル事業所としての男女平等参画の推進	1 庁内における男女平等参画の推進 150 女性職員の活躍促進 【人事課】 【人材育成推進担当】	女性職員の活躍促進をテーマとした講演会、キャリアアップガイダンス等を実施することで、昇任意欲の喚起を図ります。また、係長職昇任選考における指名制も活用し、女性職員の活躍を促進します。
	2 区職員のワーク・ライフ・バランスの実現	151 男性職員の育児参加の推進 【人事課】	港区職員子育て支援プログラムに基づき、男性職員の育児参加を積極的に進めます。
	3 計画推進体制の充実	1 男女平等参画に関する広報・啓発の充実 152 長時間労働改善の取組推進 【人事課】	ノー残業デーやエンジョイ・マイライフ週間の設定、職務配分の見直しなど長時間労働の解消に向けた取組を進め、ワーク・ライフ・バランスを推進します。
		153 広報・情報誌の充実 【区長室】 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画社会実現に向けた啓発番組を作成し、ケーブルテレビ網やYouTubeで放送します。男女平等参画情報誌「オアシス」を区民参加のもと制作します。

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
<p>【人事課】 【人材育成推進担当】 引き続き、「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」に掲げる女性職員の登用に向けた意識啓発や環境整備を進め、数値目標の達成に向けた取組を実施します。 また、人事評価制度における目標管理プロセスを効果的に運用し、女性職員一人ひとりのキャリアデザインを的確に把握した能力開発・成長支援に取り組むとともに、仕事と家庭との両立や出産等のライフイベントを控えた職員にあっても、個性と能力を発揮して、組織目標の実現や区民福祉の増進に貢献している実感と成長の実感が得られるよう取組を進めます。</p> <p>引き続き、主任昇任選考対策ガイドの中でも、女性管理職の活躍を紹介するほか、主任3年目研修を実施することで、管理監督職への昇任に対する意識の啓発や、職員一人ひとりの能力やライフイベントに応じたキャリア形成を支援します。</p>	<p>【人事課】 【人材育成推進担当】 監督職（課長補佐・係長級）に占める女性職員の割合については、約45%まで上昇しました。 しかし、管理職員に占める女性職員の割合が18.8%に留まっており、女性職員の活躍推進プログラムにおいて目標として掲げた30%には達しませんでした。</p>
<p>引き続き、男性職員の育児参加を一層推進するため、男性の育児休業取得率15%以上を目指すとともに、出産支援休暇及び育児参加休暇の取得が定着するよう、意識啓発と組織風土の醸成を進めます。</p>	<p>男性職員の育児休業取得率（令和元年度実績）は、54.5%で目標値（15%）を大幅に上回っています。また、過去4年間の同取得率の平均値は29.8%であり、男性職員の育児参加が定着してきました。</p>
<p>テレワーク及び時差出勤制度について、新型コロナウイルス感染症対策のため、特例的な運用をしたことを踏まえ、感染症の終息後、運用方法について改めて整理します。また、令和元年度の超過勤務が、前年度（30年度）実績を上回る実績となつたため、超過勤務の要因について分析し、縮減策について検討します。</p>	<p>令和2年度からテレワークを本格実施へと移行するとともに、テレワークと時差勤務との併用を可能とするなど、全ての職員について、テレワークを可能とすることで「勤務場所での勤務」という固定観念に捉われることなく働くことができる職場環境を整備しました。</p>
<p>【区長室】 広報みなどやミナトマンスリーといった広報紙や、ケーブルテレビの広報番組を活用し、男女平等参画社会の視点に立った表現を推進します。</p>	<p>【区長室】 広報みなどやミナトマンスリーといった広報紙や、ケーブルテレビの広報番組を活用し、男女平等参画社会の視点に立った表現を推進しました。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報みなどや、ケーブルテレビで放送している港区広報番組において、男女平等参画社会の視点に立った表現を行いました。 ・女性活躍推進法に基づく推進計画を定めた際、又は変更した際は、各種広報媒体等で公表する認識を持っています。したがって、速やかに遅滞なく公表いたします。 	

		事業名	事業内容
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	3 計画推進体制の充実	1 男女平等参画に関する広報・啓発の充実	153 広報・情報誌の充実 【区長室】 【人権・男女平等参画担当】 男女平等参画社会実現に向けた啓発番組を作成し、ケーブルテレビ網やYouTubeで放送します。男女平等参画情報誌「オアシス」を区民参加のもと制作します。
	2 組織の連携	154 港区男女平等参画行政推進会議の連携強化 【人権・男女平等参画担当】	区の男女平等参画施策の推進に関し協議します。
		155 男女平等参画の視点での施策の見直し 【人権・男女平等参画担当】	区の施策をすべて男女平等参画の視点で見直します。
		156 男女平等参画施策を進める行動計画の策定と年次報告の作成及び公表 【人権・男女平等参画担当】	条例に基づく男女平等参画行動計画を策定します。さらに目標達成の検証を含めた年次報告を作成し公表します。
		157 在住・在勤者の意識・実態調査の実施・検証 【人権・男女平等参画担当】	在住・在勤者の男女平等参画社会についての意識を把握し、各事業の評価として、定期的に意識調査を実施します。 (前回調査：平成25年度実施)

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
<p>【人権・男女平等参画担当】 男女平等参画情報誌「オアシス」を発行します。広く区民に読まれる紙面を目指し、時勢などに応じた男女平等参画に関するテーマ設定に努めます。 メーリングリスト「クラブL」やTwitter、Facebookなど各種SNSでの情報発信も積極的に実施します。 シアター・リープラも引き続き隔月で開催します。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 男女平等参画情報誌「オアシス」を5号発行しました。婦人会館設立から40年目を迎え、「オアシス」で40周年記念特集を行い男女平等参画センターにゆかりある方々からの寄稿をいただきました。また男女平等参画センター40周年記念誌を作成し、センターを利用してきた区民・団体の方々の活動を紹介しました。40周年記念イベントの模様はCATVで放送されるとともに、40周年記念動画も作成しました。 月3回送信しているメールマガジン「クラブL」は、緊急事態宣言下の休館中に、情報発信を強化し、DV相談窓口や各種制度、助成金等の内容を盛り込みました。 各種SNSはフォロワー数がそれぞれ約2~3倍に増えました。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 ・男女平等参画情報誌「オアシス」を発行し、女性活躍促進の前提である固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を行ったほか、コロナ禍において、「緊急事態宣言の女性就業への影響」や、ストレスマネジメント、メンタルヘルスケア等の内容を充実させた企画記事を掲載しました。 40周年記念特集号では、リープラにゆかりある方々からの寄稿をいただいたとともに、40周年記念イベント等も映像で発信しました。 ・推進計画策定時のみでなく、適宜、男女平等参画情報誌「オアシス」等を活用し、計画と進捗について公表する必要性を認識しました。</p>	
<p>男女平等参画行政推進会議の効果的な運営により、全庁的行動計画を推進します。</p>	令和2年度は男女平等参画行政推進会議を開催し、港区男女平等参画推進会議からの答申を共有し、男女平等参画行動計画を推進しました。
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 男女平等参画推進会議で、行動計画計上事業の責任項目に対して、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組についてを協議しました。令和2年度は男女平等参画行政推進会議を開催し、男女平等参画推進会議からの答申を共有し、全庁的に女性活躍推進法の取組を推進しました。</p>	
<p>すべての施策を男女平等参画の視点で実施するため、男女平等参画行動計画について、計上事業に係る事業実績調査等、積極的に取り組みます。</p>	全ての施策を男女平等参画の視点で実施するため、男女平等参画行動計画について、計上事業に係る事業実績調査等、積極的に取り組み、着実に実施しました。
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 男女平等参画行動計画について、各課に対し、計上事業に係る事業実績調査を行い、男女平等参画推進会議で調査審議を行いました。</p>	
<p>男女平等参画行動計画に基づき、男女平等参画施策が総合的、計画的に進捗するよう、人権・男女平等参画担当が中心的な役割を果たしました。年次報告書を翌年度予算編成に活かすため8月までに発行するとともに、区ホームページで公開します。</p>	男女平等参画行動計画に基づき、男女平等参画施策が総合的、計画的に進捗するよう、人権・男女平等参画担当が中心的な役割を果たしました。計画どおり年次報告書を発行しました。
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 年次報告は、行政内部の判断資料とするだけではなく、毎年ホームページで公表し、区民、事業者が男女平等参画への理解を深めました。</p>	
<p>今年度策定する港区男女平等参画行動計画に調査結果を反映します。</p>	今年度策定した港区男女平等参画行動計画に調査結果を反映しました。
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 今年度策定した港区男女平等参画行動計画に調査結果を反映しました。</p>	

		事業名	事業内容
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	4 区民・企業・教育機関等との連携	1 区民・企業・各種団体等との連携	158 男女平等参画推進会議の充実 【人権・男女平等参画担当】
	159 区民・団体等への支援 【人権・男女平等参画担当】		
	160 NPO活動助成事業 【地域振興課】		
	区長の付属機関として、学識経験者、団体、公募区民計15人の委員で構成する港区男女平等参画推進会議において、行動計画その他の重要事項を区長の諮問に応じ審議していきます。		

令和2年度目標	令和2年度実施・進捗状況
男女平等参画推進会議を開催し、男女平等参画行動計画、その他の重要事項を区長の諮問に応じ審議し、男女平等参画の実現に向けた取組を推進します。	男女平等参画推進会議を10回開催しました。「第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度）令和元年度事業実績の評価について」の諮問に対し、答申を受けました。
《女性の活躍推進に関する取組》 男女平等参画推進会議において、8つの責任項目に属する30事業の令和元年度における取組について評価しました。評価にあたっては、事業ごとに設定された目標に対する進捗度や男女平等参画の視点での実施状況を6段階（A：ほぼ達成 B：おおむね達成 C：達成半ば D：不十分で課題がある E：不十分で課題が多い -：未実施）で評価しました。	
引き続き、助成事業を実施します。6団体に団体育成助成金を助成し、事業実施を支援します。	5団体に団体育成金を助成し、事業実施を支援しました（審査通過は6団体、うち1団体がコロナ禍で実施見送り）。 子育てや自分自身を大切にするための気付きを促すワークショップ、女性起業家のための会計講座、防災講座、母親のためのコミュニケーション講座、女性のための、政治と経済から知る社会のしくみ入門講座の5事業を実施し、それぞれの観点からの男女平等参画の実現に向けた取り組みの推進を支援しました。
引き続き、公平な視点で団体ヒアリング等、審査段階から男女平等参画の視点をもって審査します。活動助成決定団体については、さらに男女平等参画に留意した事業運営を行うよう注意喚起を行うとともに団体活動を支援します。	令和2年度港区NPO活動助成審査会委員は、男女3人ずつバランスよく構成しており、助成申請団体については、審査の段階から男女平等参画の視点をもって審査しました。

責任項目対応事業の各所管課評価一覧

責任項目1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進		所管課
1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進	人権・男女平等参画担当	目標の9割程度以上達成 A ほぼ達成
2 区との契約事業者に対する運動実績の開拓	人権・男女平等参画担当	目標の7～8割程度達成 B おおむね達成
3 企業・事業者等に関する講座・講演会の開催	人権・男女平等参画担当	目標の5～6割程度達成 C 達成半ば
4 労働関係法規制度の周知	人権・男女平等参画担当	目標の3～4割程度達成 D 不十分で課題がある
5 ワーク・ライフ・バランスの普及・活用	人権・男女平等参画担当	目標の1～2割程度達成 E 未実施 —
6 ワニク・ワーク・バランスに関する取組充実	産業振興課	

【※所管課自己評価の目安】

A ほぼ達成	目標の9割程度以上達成
B おおむね達成	目標の7～8割程度達成
C 達成半ば	目標の5～6割程度達成
D 不十分で課題がある	目標の3～4割程度達成
E 未実施 —	目標の1～2割程度達成

※注1 次年度目標欄に斜線がある事業は、統合・廃止により、第4次行動計画に計上しない事業です。

責任項目2 男性の家庭・地域への参加のための支援	所管課
60 男性向け講座の充実	人権・男女平等参画担当
61 男性の育児休業・介護休業への取組の支援	人権・男女平等参画担当

責任項目3 審議会等委員の男女バランスへの配慮	所管課
62 審議会等委員の女性参画の推進	審議会担当課 [人権・男女平等参画担当]
63 性別にかかわりなく参加できる工夫	審議会担当課 [人権・男女平等参画担当]

責任項目4 女性の就労支援	所管課
67 女性の就職・再就職支援	人権・男女平等参画担当、産業振興課
68 女性の起業支援	人権・男女平等参画担当、産業振興課

責任項目5 幼少期からの男女平等参画の推進	所管課
84 乳幼児の保護者への男女平等参画の啓発	人権・男女平等参画担当
85 多様な価値観を育む保護者の充実	保育・政策課
86 学校教育における男女平等教育の推進	教育指導課
87 ふれあい体験の充実	教育指導課
88 性教育の推進	教育指導課
89 生活性力を身につける教育の実践	教育指導課
90 女子平等待教育の技術向上及び男女平等意識の醸成	人権・男女平等参画担当
91 私立学校への働きかけ	人権・男女平等参画担当、教育長室

責任項目6 暝力防止教育と啓発	所管課
106 ドレスティック・バイオレンスに関する意識啓発	人権・男女平等参画担当、各総合支所区民課
107 國際化に対応した多言語リーフレットの増刷	子ども家庭課
108 テーネットDVに関する意識啓発	子ども家庭課

責任項目7 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化	所管課
119 相談から自立までの一貫した支援	子ども家庭課
120 加害者更生プログラムの質取提供	子ども家庭課
121 相談員の体制と研修の充実	子ども家庭課
122 NPOと連携した他県との婦人相談員連携会議の活用	子ども家庭課

責任項目8 区民に親しまれる施設としての機能の充実	所管課
139 嘘たなく区民から親しまれるリーブラの機能の充実	人権・男女平等参画担当
140 区民・団体の活動支援	人権・男女平等参画担当
141 団体の活動との連携	人権・男女平等参画担当

第3次港区男女平等参画行動計画(H27~32)事業 責任項目令和2年度実施・進捗状況

掲載ページ	49	担当課	契約管財課
目標	1 ワーク・ライフ・バランスを推進する		
課題	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進		
施設の方向	1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進 [責任項目 1]	事業内容	価格以外の項目を評価する特別簡易型総合評価方式による工事の際、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業を評価する仕組みを検討します。また、プロポーザル方式による選考の際、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業を評価する仕組みを検討します。
令和2年度の事業目標	令和2年度の事業実績・推進状況	次年度の事業目標	引き続き、入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図ります。
自己評価	A ほぼ達成	自己評価理由	その他、事業の実績・推進にかかる参考情報
自己評価の推移	29 A	入札における優遇措置により、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業者の増につながるため。	新規コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業者の入札参加要件の緩和及び入札手続における負担軽減のため、工事請負契約について、特別簡易型総合評価方式の採用を、予定額89,000万円以上の案件に限定しました。そのため、令和2年度の実績は、令和元年度に比較し、18件減少しています。
○女性の職業生活の活躍の推進に関する取組	女性の職業生活における活躍の促進に関する取組を考慮し優良であると認定した一般事業主等に対して、区との契約における受注活躍推進	着点	令和2年度実施・進捗状況
公共調達を通じた女性の活躍推進	女性の職業生活における活躍の促進に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図りました。	入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行いました。	女性の職業生活における活躍の促進に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図りました。

活動ページ	49	担当課	入庫・男女平等参画担当
目標	1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	事業名	2 区との契約希望事業者に対する働きかけ
課題	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	事業内容	価格以外の項目を評価する特別簡易型総合評価方式による工事の入札の際、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業を評価する仕組みを検討します。
施策の方向	1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進(責任項目1)	次年度の事業目標	
			ハローワーク品川の協力を得て、区の入札参考資格をもつ事業者の中、区内の事業所に対し港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業専集パンフレットの送付のほか、広報紙や区ホームページでの周知もあわせて、男女平等参画推進に向けた働きかけを行いました。
令和2年度の事業目標	令和2年度の事業実績・推進状況		
<p>ハローワーク品川の協力を得て、区の入札参考資格をもつ事業者の中、区内の事業所に対し港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業専集パンフレットの送付のほか、広報紙や区ホームページでの周知もあわせて、男女平等参画推進に向けた働きかけを行いました。</p>			その他、事業の実績・推進にかかる参考情報
令和2年度の事業目標	<p>ハローワーク品川から提供いただいた企業2,197社、区登録業者へ203社、計2,200社へ、港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業のパンフレット等送付しました。</p>		
自己評価	A	ほぼ達成	自己評価理由
自己評価の推移	29 B	30 B	31/元 A

視点		令和2年度実績・進捗状況		
女性の職業生活における活躍の促進に通じた女性の機会の増大を図りましたか。		令和2年度実績・進捗状況		
		令和2年度の事業目標		
女性の職業生活における活躍の促進に通じた女性の機会の増大を図りましたか。		令和2年度の事業実績・推進状況		
目標	1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	担当課	産業振興課	事業名 3 企業・事業者向け講座・講演会の開催
課題	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	事業内容	女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスを推進するため、求職者や企業、事業主向けの講座・講演会を、効果的に開催します。	次年度の目標 港区ワーク・ライフ・バランス統合評価方式による入札の際には、工事事務委託契約でも加点対象とされています。また、プロポーザル方式による選考の一次審査も加点対象としています。このことをバーンフレットにわかりやすく掲載し、周知しました。
施策の方向	1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進【責任項目1】			その他、事業の実績・推進にかかる参考情報
自己評価	B おおむね達成	自己評価理由		【オンライン劳働契約等解説セミナー（厚生省委託事業）】参加者14名 【ワーク・ライフ・バランス普及啓発セミナー】 第1回（令和3年1月20日）参加者18名 個別相談会2名 第2回（令和3年2月1日）参加者19名 ※個別相談は緊急事態宣言のため中止 【出前相談】派遣回数1.5回（200回会員登録）

○女性の職業生活の活躍の推進に関する取組

視点		令和2年度実績・進捗状況	
非正規雇用における雇用環境等の整備		非正規雇用者がその働き方に見合った支援を受けられるよう、処遇改善を推進しましたか。また、正社員への転換を希望する非正規雇用者に対する支援を拡充しましたか。	
男性の意識と職場風土の改革		職業生活と家庭生活の両立や女性の活躍推進に向けた男性や企業トップへの意識改革のための働きかけを行いましたか。	
長時間労働の是正・休暇の取得促進		長時間労働の是正、年次有給休暇制度の促進等の取組を推進しましたか。	
柔軟な働き方の推進		区内企業に対して、テレワークやフレックスタイム制度の導入を支援するとともに、活用を促進しましたか。	
職場の風土改革に効果的な人事評価制度の検討		仕事と家庭生活の両立に向けて職場全体の風土や意識を変えるために効果的な人事評価制度について、好事例を研究するなどの検討を行いましたか。	
ハラスメントのない職場実現		職業生活における固定的な性別役割分担意識の改革に向けた取組、男性の意識改革、企業トップの意識改革のための取組を行いましたか。	
掲載ページ		令和2年度の事業実績・推進状況	
目標	49	担当課	人権・男女平等参画担当
	1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	事業名	3 企業・事業者向け講座・講演会の開催
課題	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	事業内容	女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスを推進するため、求職者や企業、事業主向けの講座・講演会を、効果的に開催します。
	1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進【責任項目1】		
施策の方向		令和2年度の事業目標	
令和2年度の事業目標		令和2年度の事業実績・推進状況	
内中小企業を対象に、「男女平等参画」について5件実施予定です。		区内中小企業を対象に、「男女平等参画」について5件実施予定です。	
テーマは以下のとおりです。		テーマは以下のとおりです。	
1.企業向け出前講座として5件実施予定です。		1.企業向け出前講座として5件実施予定です。	
2.女性の活躍とキャリア形成		2.女性の活躍とキャリア形成	
3.職場のハラスメント防止と対応		3.職場のハラスメント防止と対応	
4.介護離職を防ぐための介護と仕事の両立		4.介護離職を防ぐための介護と仕事の両立	
5.ワーク・ライフ・バランス講座		5.ワーク・ライフ・バランス講座	
6.職場におけるコミュニケーション講座		6.職場におけるコミュニケーション講座	
7.子育てしながら働き続けられる職場づくり		7.子育てしながら働き続けられる職場づくり	
また、ワーク・ライフ・バランス、シンポジウムでは、働き方改革に対応した職場の環境整備促進、ワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働は正規と対応して、主催講座においてハラスメントの予防と対策の講座を実施します。		また、ワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働は正規と対応して、主催講座においてハラスメントの予防と対策の講座を実施します。	
自己評価理由		その他、事業の実績・推進にかかる参考情報	
A 「ほぼ達成」		(1) 7/29(水) 15:00～17:00 「企業向け講座・多様性を活かす元気な会社を作ろう～企業における「SOGI」ハラ」防止対策～」 参加者9名、満足度92.3% (2) 12/14(月) 15:00～17:00 「ワーク・ライフ・バランスシンポジウム」 参加者54名、満足度94.4% (3) 3/16(火) 15:00～17:00 「企業向け講座：拡大するテレワーク、「多様な働き方」時代の健康対策」 参加者15名、満足度100% (4) 企業向け出前講座5社 参加者113名 ① 0/17(土) 10:00～12:00 職場のパロア防止と対策講座 参加者24名、満足度91.6% ② 1/16(金) 16:00～18:00 WLBとキャリアデザイナー講座 参加者18名、満足度100% ③ 1/12(木) 10:00～12:00 職場のパワハラ・性差別と対策講座 参加者13名、満足度100% ④ 2/24(水) 16:00～18:00 職場のコミュニケーション講座 参加者43名、満足度100% ⑤ 3/9(火) 10:30～12:30 「職場のコミュニケーション講座」 参加者15名、満足度75%	
自己評価		自己評価の推移	
29	30	31/万元	A A A

○女性の職業生活の活躍の推進に関する取組

視点		令和2年度実施・進捗状況	
非正規雇用における雇用環境等の整備	非正規雇用者がその働き方に対する支援を受けるよう、処遇改善を推進しましたか。	職場内での雇用形態の違いから生じるハラスメントについて、その防止対応の内容を組み込みました。対象者も正社員・非正社員の区別なく参加し、互いに個々のスキルアップを目指しました。	
男性の意識と職場風土の改革	職業生活と家庭生活の両立や女性の活躍推進に向けた男性や企業トップへの意識改革のための働きかけを行いましたか。	女性活躍やワーク・ライフ・バランスに資するテレワークを含む多様な働き方について、これまでのステレオタイプへの意識改革や整備すべき健康対策等の講座を開催しました。	
長時間労働の是正・休暇の取得促進	長時間労働の是正、年次有給休暇制度の促進等が女性の活躍推進に向けたための取組を推進しましたか。	「ワーク・ライフ・バランスシングボウル」や「ワーク・ライフ・バランス」と「キャリア・デザイン」等の講座を通じて、男女ともに職業生活と家庭生活を両立することを考えるよう推進しました。	
柔軟な働き方の推進	区内企業に対して、テレワークやフレックスタイム制度の導入を支援するとともに、活用を促進しましたか。	ワークや兼業・副業等、柔軟な働き方についての講座を開催しました。	
職場の風土改革に効果的な人事評価制度の検討	仕事と家庭生活の両立に向けて職場全体の風土や意識を変えたために効果的な人事評価制度について、好事例を研究するなどの検討を行いましたか。	「ワーク・ライフ・バランス シンボウル」では、ロールモデルとなる認定企業のハネルディスカッション、さらに健康対策についての講座を開催しました。	
ハラスメントのない職場の実現	職業生活における固定的な性別割り勘分担意識の改革に向けた取組、男性の意識改革、企業トップの意識改革のための取組を行いましたか。	「ハラスメント防止法」で「SOGIハラ」も対象となるなど法制度の動きから、企業が取り組まなければならない背景、基本的なハラスメント基礎知識の普及等を推進しました。	

○女性の職業生活の活躍の推進に関する取組

視点		令和2年度実施・進捗状況	
掲載ページ	49	担当課	産業振興課
目標	1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	事業名	4 労働関係法等関係法令、各種制度の周知
課題	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	事業内容	労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法など労働者の権利に関する関係法令を用いて、ワーク・ライフ・バランスによる理解促進を行います。
施策の方向	1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進【責任項目1】		
令和2年度の事業目標		令和2年度の事業実績・推進状況	次年度の事業目標
区民及び区内中小企業に対して労働者の権利に関する関係法規の周知を行い、ワーク・ライフ・バランスによる理解促進を行います。	労働法に関するルールを分かりやすくまとめた「ボケット労働法」を4,000部作成し、各区有施設やハローワーク品川等で配布しましたほか、区内の新成人にも郵送して労働に係る法規の周知を行いました。	区民及び区内中小企業に対して労働者の権利に関する関係法規の周知を行い、ワーク・ライフ・バランスによる理解促進を行います。	
自己評価	おおむね達成	自己評価理由	その他、事業の実績・推進にかかる参考情報
自己評価の推移	29 B	「ボケット労働法」を各区有施設等で配布するとともに、新成人に郵送し、幅広く周知することができました。また、産業振興課ホームページにて「ボケット労働法」データ版を掲載しました。 引き続き効果的に配布できるよう、努めてまいります。	「ボケット労働法」に関して、産業振興課ホームページでアンケートの回答ができるページを引き続き掲載しました。
令和2年度実施・進捗状況		令和2年度実施・進捗状況	
非正規雇用における雇用環境等の整備	非正規雇用者がその働き方に見合った待遇を受けられるよう、処遇改善を推進しましたか。	人材の定着と確保の面から、働き方と処遇の見直しが今後の企業経営に不可欠であることを、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーを通じて企業トップへ喚起しました。「ボケット労働法」を作成して各地区総合支所等で配布し、労働者の権利に関する関係法規、各制度について幅広く周知しました。	
柔軟な働き方の推進	区内企業に対して、テレワークやフレックスタイム制度の導入を支援するとともに、活用を促進しましたか。	女性の人生活動が企業活動に不可欠であるとの観点から、特に長期離職している女性にスポットを当て、女性が自信と持ち自身の持つスキルや経験を生かしながら、仕事と生活のバランスを保つて働けるよう、テレワークやフレックスタイム制度の推進について、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーを通じて企業トップに働きかけを行いました。	
職場の風土改革に効果的な人事評価制度の検討	仕事と家庭生活の両立に向けて職場全体の風土や意識を変えたために効果的な人事評価制度について、好事例を研究するなどの検討を行いましたか。	男女ともに、生活と仕事とのバランスを保ち生きがいのある働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスアップに対して働きかけを行いました。	

視点	令和2年度実施・進捗状況
非正規雇用における雇用環境等の整備	非正規雇用者がその働き方に見合った待遇を受けられるよう、処遇改善を推進しました。また、正社員への転換を希望する非正規雇用に対する支援を拡充しました。
労働環境等の整備	区内企業に対して、テレワークやフレックスタイム制度の導入を支援するとともに、活用を促進しました。
労働環境等の整備	労働環境等の整備

掲載ページ		49	担当課	産業振興課	事業名	5 ワーク・ライフ・バランスハンドブックの普及・活用	事業目標
目標	1 ワーク・ライフ・バランスを推進する			事業内容	ワーク・ライフ・バランスハンドブックを事業者に配布するなど普及啓発を行います。		
課題	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進			事業内容	ワーク・ライフ・バランスの導入マニュアルであるワーク・ライフ・バランスハンドブックを事業者に配布するなど普及啓発を行います。		
施策の方向	令和2年度の事業目標	令和2年度の事業実績・推進状況	令和2年度の事業目標	令和2年度の事業実績・推進状況	令和2年度の事業目標	令和2年度実施・進捗状況	令和2年度実施・進捗状況
自己評価	B おおむね達成	ワーク・ライフ・バランスの考え方を軸に、ハラスメントの撲滅、多様な働き方、女性活動推進など中小企業が人材を確保し、多くの相談企業が区のワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業のページを設け、概要と企業の取得事例を掲載し、人権・男女平等参画担当と連携を図りました。	自己評価理由	「中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック」1,000部印刷	その他、事業の実績・推進にかかる参考情報	「中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の申請につながるようガイドブック」の中でも概略を説明しました。	「中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の申請につながるようガイドブック」
自己評価の推移	29 B	30 B	31/元 B	重要なポイントを分かりやすくするよう各項目の色を統一して、各内容について簡潔な説明をするよう心がけました。	視点	男性の意識と職場風土の改革	男性の意識と職場風土の改革に向けた男性や企業トップへの意識改革のための働きかけを行いました。
長時間労働の是正・休暇の取得促進	長時間労働の是正・休暇の取得促進	長時間労働の是正、年次有給休暇取得の促進等の取組を推進しました。	自己評価	ワーク・ライフ・バランスへ取り組む企業への支援や、男女ともに職業生活と家庭生活を両立するなどを可能にするための取組を推進しました。	視点	女性の職業生活の活躍の推進に関する取組	女性の職業生活の活躍の推進に関する取組を実施しました。
掲載ページ	49	担当課	産業振興課	事業名	6 ワーク・ライフ・バランスに関する取組充実	事業目標	令和2年度実施・進捗状況
目標	1 ワーク・ライフ・バランスを推進する			事業内容	企業が生産性を高め、人材の確保と定着を図るため、ワーク・ライフ・バランスの導入を促進します。		
課題	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進			事業内容	多様な働き方、女性活躍推進など現在、中小企業が抱える重要な課題をテーマに講演会やセミナーを開催し、具体的な問題については専門家による相談を通じてアドバイスを行います。		
施策の方向	令和2年度の事業目標	令和2年度の事業実績・推進状況	令和2年度の事業目標	令和2年度の事業実績・推進状況	令和2年度の事業目標	令和2年度実施・進捗状況	令和2年度実施・進捗状況
自己評価	B おおむね達成	多様な働き方、女性活動推進など現在、中小企業が抱える重要な課題をテーマに講演会やセミナーを開催し、具体的な問題については専門家による相談を通じてアドバイスを行い、ワーク・ライフ・バランス推進の普及・啓発を行います。	自己評価理由	「ワーク・ライフ・バランス普及啓発セミナー」第1回(令和2年1月20日)出席者18名 第2回(令和3年2月10日)出席者19名 [出前相談]派遣回数15回(ZOOM会議む)	その他、事業の実績・推進にかかる参考情報	区内中小企業経営者が対象にコロナ禍におけるワーク・ライフ・バランスと経営向上をテーマとした専門家による講演会や出前相談業務を実施し、ワーク・ライフ・バランス推進の普及・啓発を行いました。	区内中小企業経営者が対象にコロナ禍におけるワーク・ライフ・バランスと経営向上をテーマとした専門家による講演会や出前相談業務を実施し、ワーク・ライフ・バランス推進の普及・啓発を行いました。
自己評価の推移	29 B	30 B	31/元 B	コロナ禍という状況の中、企業が抱える様々な課題を専門家による相談を通じてアドバイスを行い、ワーク・ライフ・バランス推進の普及・啓発を行いました。	視点	女性の職業生活の活躍の推進に関する取組	女性の職業生活の活躍の推進に関する取組を実施しました。
長時間労働の是正・休暇の取得促進	長時間労働の是正・休暇の取得促進	長時間労働の是正、年次有給休暇取扱いの促進等ワーク・ライフ・バランスへ取り組む企業への支援や、男女ともに職業生活と家庭生活を両立することを可能にするための取組を推進しました。	自己評価	ワーク・ライフ・バランスの導入がコロナ禍においても実現できるよう、アドバイスを行いました。	視点	男性の意識と職場風土の改革	ワーク・ライフ・バランスの導入がコロナ禍においても実現できるよう、アドバイスを行いました。

令和2年度の事業目標				次年度の事業目標												
令和2年度の事業実績・推進状況				令和2年度実施・進捗状況												
目標 1ワーク・ライフ・バランスを推進する 課題 5 男性の家庭・地域への参加促進 施策の方向 2 男性の家庭・地域への参加のための支援【責任項目2】				事業名 60 男性向け講座の充実 事業内容 男女平等参画センターで定年前の男性向けの地域参画や家事技術を学ぶ講座や育児中の父親向け講座、男性の生き方を考える講座などを充実させ、男性が人生を豊かにし自らしく生きしていくことを支援します。												
目標 A ほほ達成 自己評価 自己評価の推移 <table border="1"> <tr> <td>29</td><td>30</td><td>31/元</td><td>A</td></tr> <tr> <td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr> </table>				29	30	31/元	A	A	A	A	A	事業名 61 男性の育児休業・介護休業への取組の支援 事業内容 「仕事と子育て両立支援制度」を再構築し、男性の子育て支援要助金や介護支援要助金を創設し、中小企業における男性従業員の育児参加を促進し、介護による離職の防止を図ります。				
29	30	31/元	A													
A	A	A	A													
○女性の職業生活の活躍の推進に関する取組				○女性の職業生活の活躍の推進に関する取組												
目標 1ワーク・ライフ・バランスを推進する 課題 5 男性の家庭・地域への参加促進 施策の方向 2 男性の家庭・地域への参加のための支援【責任項目2】				事業名 62 男女の介護休業制度の実現 事業内容 ワーク・ライフ・バランスのない職場職業生活における固定的な性別役割分担意識の改革に向けた取組、男性の意識改革、企業トップの意識改革のための取組を行いました。												
目標 A ほほ達成 自己評価 自己評価の推移 <table border="1"> <tr> <td>29</td><td>30</td><td>31/元</td><td>B</td></tr> <tr> <td>B</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr> </table>				29	30	31/元	B	B	A	A	A	事業名 63 男女の育児休業・介護休業への取組の支援 事業内容 「仕事と子育て両立支援制度」を同封して周知しました。また、人権・男女平等参画担当で実施するイベント会場にも配布するなど、広く周知を行いました。				
29	30	31/元	B													
B	A	A	A													

○女性の職業生活の活躍の推進に関する取組

視点				令和2年度実施・進捗状況	
男性の意識と職場風土の改革 職業生活と家庭生活の両立や女性の活躍推進に向けた男性や企業トップへの意識改革のための働きかけを行いました。				人権・男女平等参画担当で実施するイベントでの周知とあわせて、リーブラで開催する「男性と育児」「男性と介護」講座において、男性のワーク・ライフ・バランスに対する理解促進を行いました。また、「ワーク・ライフ・バランスシンポジウム」では、新型コロナワイルス感染拡大による影響の男女差をデータで示し、職場風土の改革に向けた情報提供を行いました。	
掲載ページ	76	担当課	人権・男女平等参画担当 (審議会担当課)	事業名	62 審議会等委員の女性参画の推進
目標	2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	事業内容	これまで取組を進めてきた結果、徐々に女性委員が向上しているものの、いまだ女性委員が全くいない審議会等が存在するなど方針決定への女性の意見の反映は十分ではありません。男女が対等な立場で責任を分からち合い意見が平等に反映されるることは大変重要です。審議会等の女性委員比率を向上させるよう取組を進めます。	令和2年度の事業目標	審議会等における女性委員比率を50%にします。 女性委員がいない審議会等の数を0にします。
課題	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	責任項目	女性委員比率 34.4% 女性委員がいない審議会などの数 4	令和2年度の事業実績・推進状況	その他、事業の実績・推進にかかる参考情報
施策の方向	1 審議会等委員の男女バランスへの配慮 [責任項目 3]	自己評価理由	新たな取組みとして、庁内の関係課長で組織する会議において、女性委員比率向上の取組みの強化について依頼しました。さらに、本会議の答申を受け、より強制力を持った女性委員比率の向上方法についての検討を始めています。	令和2年度の事業目標	平成30年度 34.4% 女性委員がいない審議会等の数 5 令和元年度 34.1% 女性委員がいない審議会等の数 6 令和2年度 34.1% 女性委員がいない審議会などの数 4
審議会等における女性委員比率を38%にします。女性委員がいない審議会等の数を2にします。				4月に各課に対して調査を行い、審議会等の女性委員比率の把握するとともに、目標数値になるよう協力をお願いしました。 また、女性委員比率の目標値を下回っている場合には、担当課から理由等の報告を求めました。	
自己評価	C 達成半ば	自己評価の推移	29 30 31/元 C C C	令和2年度の事業目標	委員募集時から性別にかかわりなく参加できる工夫をします。
掲載ページ	76	担当課	人権・男女平等参画担当 (審議会担当課)	令和2年度の事業実績・推進状況	その他、事業の実績・推進にかかる参考情報
目標	2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	事業名	63 性別にかかわりなく参加できる工夫	令和2年度の事業目標	委員募集時から性別にかかわりなく参加できる工夫をします。
課題	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	事業内容	審議会等に子育て世代が参加を妨げられないよう、開催にあたり保育をつけることや、昼間働いている人が参加できるよう夜間開催するなど、性別によって参加を妨げる要因を取り除く工夫をします。	令和2年度の事業目標	
施策の方向	1 審議会等委員の男女バランスへの配慮 [責任項目 3]	自己評価理由	委員募集時から性別にかかわりなく参加できる工夫をします。	令和2年度の事業実績・推進状況	
自己評価	B おおむね達成	自己評価の推移	29 30 31/元 B B B	事業実績調査を担当課に依頼し、取り組みの進捗状況を確認しました。	

掲載ページ			80	担当課	人権・男女平等参画担当	
目標	2 あらゆる場における男女平等参画を推進する			事業名	68 女性の起業支援	
課題	2 勤く場における男女平等参画の推進			事業内容	女性の経済力を向上する一環としてノウハウを学ぶ講座から資金助成まで総合的に支援します。	
施策の方向	1 女性の就労支援【責任項目4】			令和2年度の事業目標	令和2年度の事業実績・推進状況	
自己評価	A (ほぼ)達成			自己評価理由	起業に興味がある方に向けて、起業の基本を学ぶ機会を提供しました。継続可能なビジネスプランの作り方、ウェブマーケティングについて等、充実した内容を講座最終日には、港区内で活躍する先輩起業家にそぞぞれの起業ストーリーを紹介していただき、不明瞭な起業のイメージへ昇華する機会を提供しました。また、企業を検討している方々等に向け、助成金講座を開催し助成事業全般について講義いたきました。	
自己評価の推移	29	30	31/万元		(1) 9/20 (木) 18:30～20:30 助成金活用術～あなたやあなたの組織はもつと伸びる～ 参加者9名 満足度100%	これまで、女性のための起業講座については入門編を多く開催してきたので、次年度はレベルアップして、中級編を開催します。
施策の方向	1 女性の就労支援【責任項目4】				(2) 3/6 (土)～3/27 (土) 各回10:00～12:00 「女性のための起業講座～入門編～今学びたい起業の「き」」(全3回) 第回参加者13名、満足度100%、第2回参加者14名、満足度100%、第3回参加者12名、満足度100%	
○女性の職業生活の活躍に関する取組			視点		令和2年度実施・進捗状況	
掲載ページ	87	担当課	人権・男女平等参画担当		女性のための起業講座（全3回）では、企業に向けた具体的なノウハウを学ぶ機会を提供しました。企業を目指す方々に向け、助成金活用術の講座を開催し様々な助成金等についての情報提供を行いました。また、関係機関が作成するリーフレット等の配架や情報提供を行いました。	
目標	2 あらゆる場における男女平等参画を推進する			事業名	84 乳幼児の保護者への男女平等参画啓発	
課題	4 教育の場における男女平等参画の推進			事業内容	幼少期からの価値観の形成が成長後の性別偏分意識に大きく影響するといわれています。乳幼児の母親、父親向けに、性別にとらわれず子どもの個性を尊重しが可能な取組の情報を収集し、それを発信しました。	
施策の方向	1 幼少期からの男女平等参画の推進【責任項目5】			令和2年度の事業目標	令和2年度の事業実績・推進状況	
自己評価	A (ほぼ)達成			自己評価理由	区内保育園への出前講座を2件実施しました。「性に関する研修」「今日におけるジェンダーの基礎知識」や「子どもの人権を守るために保育士として出来る事」「児童虐待予防の視点」等の学びを提供しました。保育園とのヒアリングや講師との事前調整も丁寧に行い、高い満足度（評価）でいただきました。コロナ禍で外出できず家庭にこもりがちの方に向けてYouTubeにて読み聞かせ動画を配信し、男女平等参画を身近に感じられるような絵本を取り上げ、幼少期から性別偏分意識を育む手遊び等の動画を配信しました。手遊び、手遊び、読み聞かせ、子どもが共用で楽しめるよう努力しました。	
自己評価の推移	29	30	31/万元		(1) 9/28 (月) 飯倉保育園「幼児期こそ育みたい“からだ觸”」、ジェンダーと刷り込みの見直しと予防の実践！ 参加者24名（女性18名、男性6名）、満足度95.8%	区内保育園・幼稚園・学校向けの出前講座を実施します。
施策の方向	1 幼少期からの男女平等参画の推進【責任項目5】				(2) 3/19 (金) 神明保育園「子どもの人権を守るために、保育士としてできること」 参加者11名（女性6名、男性5名）、満足度90.9%	1.保育園・幼稚園向け「親子で学ぶ『性』のこと」とショート
掲載ページ	87	担当課	人権・男女平等参画担当		(3) 11/30 (金) 「絵本の森」①9/27～8/2、②9/28～10/5、③11/30～12/7、④1/25～2/1、⑤3/22～3/29、総計延べ113名、満足度89.7%	2.保育園・幼稚園向け「幼少期からジェンダーショット」
目標	2 あらゆる場における男女平等参画を推進する				(4) 「みんなであそぼう！」⑥6/29～7/6、⑦8/31～9/7、⑧10/26～11/2、⑨12/21～12/28、⑩2/22～3/1、総計延べ67名、満足度95%	3.保育園・幼稚園向け「子どもの暴力防止ワークショップ」
課題	4 教育の場における男女平等参画の推進			事業名	84 乳幼児の保護者への男女平等参画啓発	
施策の方向	1 幼少期からの男女平等参画の推進【責任項目5】			事業内容	幼少期からの価値観の形成が成長後の性別偏分意識に大きく影響するといわれています。乳幼児の母親、父親向けに、性別にとらわれず子どもの個性を尊重しが可能な取組の情報を収集し、それを発信します。	
令和2年度の事業目標	令和2年度の事業実績・推進状況			令和2年度の事業目標	令和2年度実施・進捗状況	
自己評価	A (ほぼ)達成			自己評価理由	区内保育園・幼稚園・学校向けの出前講座を実施します。区内の保育園・幼稚園保護者、職員に向けた講座を提供します。区内の保育園・幼稚園は以下を想定しています。1.小学校向け『気持手帳』によるワークショップ 2.小学校向け『気持手帳』への暴力防止ワークショップ 3.中学校以上「デートDV予防講座・SOGI理解促進講座・性を考える講座」 4.高等学校以上「キャリアデザイン講座」	
自己評価の推移	29	30	31/万元		(1) 9/28 (月) 飯倉保育園「幼児期こそ育みたい“からだ触”」、ジェンダーと刷り込みの見直しと予防の実践！ 参加者24名（女性18名、男性6名）、満足度95.8%	区内保育園では、教育者自身が気づき向き合うことができることで成果を感じた。
施策の方向	1 幼少期からの男女平等参画の推進【責任項目5】				(2) 3/19 (金) 神明保育園「子どもの人権を守るために、保育士としてできること」 参加者11名（女性6名、男性5名）、満足度90.9%	絵本の読み聞かせや手遊びだけ。絵本の選定も男女平等参画を身近なものとして感じられるよう父親が育児をしているもの等取り上げ楽しんでいただけた。

掲載ページ		87	担当課	保育政策課	事業名	85 多様な価値観を育む保育の充実	次年度の事業目標
目標	2 あらゆる場における男女平等参画を推進する						
課題	4 教育の場における男女平等参画の推進						
施策の方向	1 女少期からの男女平等参画の推進【責任項目5】						
	令和2年度の事業目標					令和2年度の事業実績・推進状況	
自己評価	B おおむね達成						
	自己評価の推移	29	30	31/元	B B B	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修は動画配信研修を実施しました。また、令和2年度から認可外保育施設の職員も研修に参加できるようになりました。研修アンケートでは「子どもの人権」を意識した取り組みの必要性を感じる回答が多數ありました。	令和3年度もオンライン研修で人権研修を行います。配信により保育施設の職員がより研修が受けやすくなるので、通常通り園長会等で具体的な説明を行う予定です。保健士の子どもに対する人権を意識する研修を実施します。
	掲載ページ	87	担当課	教育指導担当	事業名	85 多様な価値観を育む保育の充実	その他、事業の実績・推進にかかる参考情報
目標	2 あらゆる場における男女平等参画を推進する						
課題	4 教育の場における男女平等参画の推進						
施策の方向	1 女少期からの男女平等参画の推進【責任項目5】						
	令和2年度の事業目標					令和2年度の事業実績・推進状況	
自己評価	B おおむね達成						
	自己評価の推移	29	30	31/元	B B B	動画配信により受講者が増えました。研修講師から人権や虐待について法律的な観点や具体的な事例内容の研修を受け、職員の「子どもの人権」になりました。	参加者は74名で前年度より20名参加が増えました。アンケートの結果では、人権に関する関心は100%であり、69%がわかりやすい研修だったという回答でした。具体的な事例により、日頃の保育について、子どもにとつて望ましい取り組みをしていないかといった等、保育を振り返り子どもの人権について課題意識をもつきっかけとなる感想が多く寄せられました。
	掲載ページ	87	担当課	教育指導担当	事業名	85 多様な価値観を育む保育の充実	その他、事業の実績・推進にかかる参考情報
目標	2 あらゆる場における男女平等参画を推進する						
課題	4 教育の場における男女平等参画の推進						
施策の方向	1 女少期からの男女平等参画の推進【責任項目5】						
	令和2年度の事業目標					令和2年度の事業実績・推進状況	
自己評価	B おおむね達成						
	自己評価の推移	29	30	31/元	B B B	女少期からの男女平等参画の推進【責任項目5】により、教員の指導力向上を図ったほか、研究獎勵園(にじのはし幼稚園)が人権教育に関する研究発表を行ない、研究内容を全園で共有しました。各幼稚園においては、幼稚園教育要領・人権教育プログラム等に基づき、指導内容や指導法について改善、充実を図りました。	引き続き、教員の指導力や意識を向上させることにより、個性と能力を伸長させるなど男女、平等を進める教育のさらなる充実を図ります。
	掲載ページ	87	担当課	教育指導担当	事業名	85 多様な価値観を育む保育の充実	その他、事業の実績・推進にかかる参考情報
目標	2 あらゆる場における男女平等参画を推進する						
課題	4 教育の場における男女平等参画の推進						
施策の方向	1 女少期からの男女平等参画の推進【責任項目5】						
	令和2年度の事業目標					令和2年度の事業実績・推進状況	
自己評価	B おおむね達成						
	自己評価の推移	29	30	31/元	B B B	計画通り、研修等を実施しているため。	幼児教育研修会の実施(1回) 保育小会同研修会の実施(1回) 人権教育研修会の実施(3回) 今後も、区立幼稚園において、保育の質の向上や職員の意識向上に向けた研修、講演会を行うとともに、研修に参加しやすい体制づくりを行います。また、園内研修等で人権教育プログラムを活用し、幼児一人ひとりを大切にした教育を進めます。
	掲載ページ	87	担当課	教育指導担当	事業名	86 学校教育における男女平等教育の推進	その他、事業の実績・推進にかかる参考情報
目標	2 あらゆる場における男女平等参画を推進する						
課題	4 教育の場における男女平等参画の推進						
施策の方向	1 女少期からの男女平等参画の推進【責任項目5】						
	令和2年度の事業目標					令和2年度の事業実績・推進状況	
自己評価	B おおむね達成						
	自己評価の推移	29	30	31/元	B B B	継続して、各幼稚園・小中学校における男女平等教育の充実を図り、児童・生徒が男女平等感覚を身に付けられるよう指導の充実を図ります。	引き続き男女平等教育の方針を図り、互いに相手を尊重し認め合い、子どもたちが個性と能力を発揮できるように、男女平等教育の趣旨を踏まえた教育を推進します。
	掲載ページ	87	担当課	教育指導担当	事業名	86 学校教育における男女平等教育の推進	その他、事業の実績・推進にかかる参考情報
目標	2 あらゆる場における男女平等参画を推進する						
課題	4 教育の場における男女平等参画の推進						
施策の方向	1 女少期からの男女平等参画の推進【責任項目5】						
	令和2年度の事業目標					令和2年度の事業実績・推進状況	
自己評価	B おおむね達成						
	自己評価の推移	29	30	31/元	B B B	道徳や総合的な学習の時間、学級活動等をはじめ、日常生活において、互いに相手を尊重し合い、道徳や総合的な学習の時間、学級活動等をはじめ、日常生活において、互いに相手を尊重し合う充実を図ります。	引き続き男女平等教育の方針を図り、互いに相手を尊重し認め合い、子どもたちが個性と能力を発揮できるよう指導の充実を図ります。

掲載ページ			88	担当課	教育指導担当			
目標	2 あらゆる場における男女平等参画を推進する							
課題	4 教育の場における男女平等参画の推進			事業名	87 ふれあい体験の充実			
施策の方向	1 女少期からの男女平等参画の推進【責任項目5】			事業内容	総合的な学習時間等を利用し、区内保育園・幼稚園と区立学校との連携により児童と触れ合う機会をつくったり、高齢者とのふれあい給食、特別支援学校との交流など、様々な人と触れ合う機会を区立幼稚園、学校の児童、児童生徒に提供します。			
令和2年度の事業目標				令和2年度の事業実績・推進状況				
継続して、各幼稚園・小中学校が年間指導計画に基づいた連携教育を推進し、ふれあい体験活動を充実させます。				新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、直接交流の機会は減少したものとの、各幼稚園・小中学校が年間指導計画に基き、窓を避けた取組や手紙等の交流などを実施しました。				
自己評価			B おおむね達成	自己評価理由				
自己評価の推移			29 B	30 B	31/元 B			
令和2年度の事業目標				その他、事業の実績・推進にかかる参考情報				
教育課程にふれあい体験活動を位置付け、年間指導計画に基いた取組を各幼稚園、小中学校が推進しているため。				港区教育委員会作成人権リーフレット「見直そら人権感覚」を教職員へ配布し、各校の研修で活用しました。				
掲載ページ			88	担当課	教育指導担当			
目標	2 あらゆる場における男女平等参画を推進する			事業名	88 性教育の推進			
課題	4 教育の場における男女平等参画の推進			事業内容	すべての児童・生徒に対し、人権尊重・男女平等の精神の徹底を図り、性に関する基礎的・基本的な内容を児童・生徒の発達段階に応じて正しく理解させることとともに、直面する性に関する様々な課題に対する適切な意思決定や行動選択ができるよう性教育を充実していきます。			
施策の方向	1 女少期からの男女平等参画の推進【責任項目5】			令和2年度の事業目標				
令和2年度の事業目標				引き続き、学習指導要領に基づいて、体育や保健体育をはじめとする全教科活動において、性に関する基礎的・基本的な内容を取り上げ、相手を思いやる心を育みます。教育課程の改訂に、各学年の年間指導計画に、授業実践的基本的な内容を位置付けるよう指導するとともに、授業実践の充実を図っていきます。				
自己評価			B おおむね達成	自己評価理由				
自己評価の推移			29 B	30 B	31/元 B			
令和2年度の事業目標				その他、事業の実績・推進にかかる参考情報				
小学校では今年度、新しい学習指導要領が本格実施となりました。引き続き、体育や保健体育をはじめとする全教科活動において、性に関する基礎的・基本的な内容を取り上げ、多様性を認識するとともに、相手を思いやる心を育みます。				すべての小中学校において、体育や保健体育をはじめとする全教科活動において、性に関する基礎的・基本的な内容を取り上げ、多様性を認識する指導を行いました。				
自己評価			B おおむね達成	自己評価理由				
自己評価の推移			29 B	30 B	31/元 B			
令和2年度の事業目標				令和2年度の事業目標				
区立の全ての小中学校において、学習指導要領に基づき、各学校の体育や保健体育の授業において、性に関する基礎的・基本的な内容について指導することができます。				コロナ禍においても、総合的な学習の時間や生活科、家庭科等の授業を通して、基本的生活習慣が身に付くような学習に取り組みました。				
自己評価			B おおむね達成	自己評価理由				
自己評価の推移			29 B	30 B	31/元 B			
令和2年度の事業目標				令和2年度の事業目標				
継続して、自分のことは自分でできる生活力が身につく教育を推進します。				各教科の年間指導計画に基づき、基本的生活習慣を身に付ける学習に取り組み、生きる力の醸成に努めることができます。				

掲載ページ			88	担当課	教育指導担当	
目標	2 あらゆる場における男女平等参画を推進する			事業名	90 男女平等教育の技術向上及び男女平等意識の醸成	
課題	4 教育の場における男女平等参画の推進			事業内容	区立幼稚園、学校の教員を対象に人権尊重教育研修会を実施し、男女平等意識を醸成します。	
施策の方向	1 幼少期からの男女平等参画の推進【責任項目5】			事業名	91 私立幼稚園、学校の教員を対象に人権尊重教育研修会を実施し、男女平等意識を醸成します。	
令和2年度の事業目標			令和2年度の事業実績・推進状況			次年度の事業目標
継続して、区立幼稚園・小中学校の職員が正しい人権感覚を身に付けるとともに、男女平等の大切さを理解し、互いに相手を尊重し認め合い、子どもたちが個性と個性を向上させることで、男女平等参画ができるよう研修会を開催します。			令和2年度は、人権教育研修会を3回実施（書面1回、集合2回）しました。			新型コロナウイルス感染症に起因する偏見や差別等に伴ういじめが発生しないよう、各学校での指導を徹底してまいります。
自己評価			その他、事業の実績・推進にかかる参考情報			
B おおむね達成			自己評価理由			
自己評価の推移			令和2年度の事業目標			次年度の事業目標
29	30	31/元	令和2年度の事業実績・推進状況			
B	B	B	その他、事業の実績・推進にかかる参考情報			
掲載ページ			令和2年度の事業目標			次年度の事業目標
目標	2 あらゆる場における男女平等参画を推進する			事業名	91 私立学校への働きかけ	
課題	4 教育の場における男女平等参画の推進			事業内容	男女平等教育を推進するための参考資料となる啓発冊子やポスター等を送付するなど、啓発・周知を図っていきます。	
施策の方向	1 幼少期からの男女平等参画の推進【責任項目5】			事業名	91 私立学校への働きかけ	
令和2年度の事業目標			令和2年度の事業実績・推進状況			次年度の事業目標
継続して、区立幼稚園・小中学校の職員が正しい人権感覚を身に付けるとともに、男女平等の大切さを理解し、互いに相手を尊重し認め合い、子どもたちが個性と個性を向上させることで、男女平等参画ができるよう研修会を開催します。			令和2年度は、「東京都人権プライバシーについて」「新型コロナウイルス感染症に起因する偏見や差別等の未然防止に向けて」「食肉市場の歴史的背景」			教育委員会と連携を図りながら機会を捉えて、啓発用冊子やポスター等を送付する等の働きかけを行います。
自己評価			その他、事業の実績・推進にかかる参考情報			
B おおむね達成			自己評価理由			
自己評価の推移			令和2年度の事業目標			次年度の事業目標
29	30	31/元	令和2年度の事業実績・推進状況			
B	B	B	その他、事業の実績・推進にかかる参考情報			
掲載ページ			令和2年度の事業目標			次年度の事業目標
目標	2 あらゆる場における男女平等参画を推進する			事業名	91 私立学校への働きかけ	
課題	4 教育の場における男女平等参画の推進			事業内容	男女平等教育を推進するための参考資料となる啓発冊子やポスター等を送付するなど、啓発・周知を図っていきます。	
施策の方向	1 幼少期からの男女平等参画の推進【責任項目5】			事業名	91 私立学校への働きかけ	
令和2年度の事業目標			令和2年度の事業実績・推進状況			次年度の事業目標
継続して、区立幼稚園・小中学校の職員が正しい人権感覚を身に付けるとともに、男女平等の大切さを理解し、互いに相手を尊重し認め合い、子どもたちが個性と個性を向上させることで、男女平等参画ができるよう研修会を開催します。			令和2年度は、区内の私立学校に対して、東京都生活文化局私学行政課から依頼された人権教育にかかる通知や、啓発冊子やポスターを送付			男女平等教育の推進のため、区内の私立学校に男女平等参画に連携する情報を提供しています。
自己評価			その他、事業の実績・推進にかかる参考情報			
自己評価の推移			令和2年度の事業目標			次年度の事業目標
29	30	31/元	令和2年度の事業実績・推進状況			
B	B	B	その他、事業の実績・推進にかかる参考情報			

掲載ページ	104	担当課	人権・男女平等参画担当	
目標	3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	事業名	106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発	
課題	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	事業内容	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間のパネル展、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」等を通じての啓発や情報提供を促進します。	
施策の方向	1 暴力防止教育と啓発【責任項目6】			
令和2年度の事業目標		令和2年度の事業実績・推進状況		次年度の事業目標
<p>コロナ禍でドメスティック・バイオレンスの被害者が深刻化する状況を考慮し、主催講座は、「身近に潜むドメスティック・バイオレンス」「早期介入の重要性」「性暴力被害者への支援」「新しい日常」のアサーティブ・コミュニケーション等を開催しました。具体的な相談窓口など体のケアなども含めた相談室等が主催している11月12日（木）～25日（水）の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、展示を行いました。</p>				
自己評価	A (ほぼ達成)	自己評価理由	その他、事業の実績・推進にかかる参考情報	
自己評価の推移			(1) 7/31（金）14:00～16:00 これってDV? 身近に潜むドメスティック・バイオレンス 参加者11名 満足度88.9% (2) 8/26（水）14:00～16:00 「なんとなく…」が「どうしよう！」となる前に～予期しない妊娠を防ぐために～参加者6名、満足度100% (3) 12/20（日）1/17（日）14:00～16:00 性暴力被害者を孤立させないために - 私にできること - 参加者54名、満足度100% (4) 2/24（水）14:00～16:00 「新しい日常」のアサーティブ・コミュニケーション 参加者43名、満足度100% (5) 11/12（木）～25（水） 「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展（アンケートなし）	
掲載ページ	104	担当課	芝地区総合支所区民課	
目標	3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	事業名	106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発	
課題	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	事業内容	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間のパネル展、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」等を通じての啓発や情報提供を促進します。	
施策の方向	1 暴力防止教育と啓発【責任項目6】			
令和2年度の事業目標		令和2年度の事業実績・推進状況		次年度の事業目標
<p>人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。</p>				
自己評価	A (ほぼ達成)	自己評価理由	その他、事業の実績・推進にかかる参考情報	
自己評価の推移			(ケースにより、家庭相談センター、子ども家庭支援センター、区民課と連携を図り対応しました。)	
	29 A	30 A	31/元 A	

掲載ページ	104	担当課	芝浦港南地区総合支所区民課	事業名	106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発	事業目標	
目標	3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	事業内容	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間のパネル展、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」等を通じての啓発や情報提供を促進します。				
課題	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶						
施策の方向	1 暴力防止教育と啓発【責任項目 6】						
自己評価	B おおむね達成	自己評価の推移	29 30 31/元 B B B	令和2年度の事業目標	日本語を母国語としない方を対象に、プロア案内業務の通訳や他国言語タブレットを用いて適切に業務案内を行うと共に、日本と同様に区の男女平等・人権施策を理解し協力してもらうよう、支所の区民課から発信に努めました。	次年度の事業目標	人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供に努めます。
掲載ページ	104	担当課	子ども家庭支援センター	事業名	106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発	事業目標	
目標	3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	事業内容	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間のパネル展、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」等を通じての啓発や情報提供を促進します。				
課題	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶						
施策の方向	1 暴力防止教育と啓発【責任項目 6】						
自己評価	B おおむね達成	自己評価の推移	29 30 31/元 B B B	令和2年度の事業目標	6月の男女共同参画週間や11月の女性に対する暴力をなくす運動にあわせて啓発活動を行いました。また、手に取りやすく、かつ持ち歩いても目立たないリーフレットを作成し、若年者を中心とした啓発活動の強化を図りました。	次年度の事業目標	6月の男女共同参画週間や11月の女性に対する暴力をなくす運動にあわせて啓発活動を行います。また、手に取りやすく、かつ持ち歩いても目立たないリーフレットを作成し、若年者を中心とした啓発活動の強化を図ります。
掲載ページ	104	担当課	子ども家庭支援センター	事業名	107 國際化に対応した多言語リーフレットの増刷	事業目標	
目標	3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	事業内容	外国人のために家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）のリーフレットを適宜増刷します。				
課題	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶						
施策の方向	1 暴力防止教育と啓発【責任項目 6】						
自己評価	C 達成半ば	自己評価の推移	29 30 31/元 C B B	令和2年度の事業目標	引き続き、外国語を母国語とする相談者のために、日本語のほか、英語、中国語、韓国語のリーフレットの内容を精査しよりわかりやすく整備します。	次年度の事業目標	タブレットやポケットトークを利用した相談体制を整備します。
自己評価	C 達成半ば	自己評価の推移	29 30 31/元 C B B	令和2年度の事業目標	タブレットやポケットトークを利用した相談体制を整備したことにより、多言語の相談に対応することが出来ました。リーフレットの見直しが年度末になり、作成が間に合いませんでした。	次年度の事業目標	その他、事業の実績・推進にかかる参考情報 外國語を母国語とする相談者のためにタブレットやポケットトークを利用した相談体制を整備しました。

事業全般		事業内	
目標	課題	担当課	人権・男女平等参画担当
人権の尊重と生涯を通じた健廻を支援する	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶		
掲載ページ 104	施策の方向 1 暴力防止教育と啓発【責任項目6】		
令和2年度の事業目標			主催講座は若年層（キヤン）向け以前の教養機関向け前半を実施しました。内閣府等が主導した。今年度はまいこと

A	ほぼ達成	自己評価の推移		
自己評価	29	30	31/元	

↑

学生や学校関係者向けの講座を開催することがで
A A A A

掲載ページ	104	担当課	子ども家庭支援センター
目標	3 人権の尊重と生涯をを通じた健康を支援する		事業企画 事業内
課題	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶		
施策の方向	1 暴力防止教育と啓発【責任項目6】		
令和2年度の事業目標			
自己評価	B	おおむね達成	自己評価の推移 29 30 31/元 B B B

卷之三

令和2年度の事業実績・推進状況		次年度の事業目標	その他、事業の実績・推進にかかる参考情報
1 108 デートDVに関する意識啓発	ストーカー行為や婚姻後のDVについて、若い世代を中心広く広報誌や講座等で啓発を進めます。	引き継ぎ、若年者向けデートDVに関する手のひらサイズのリーフレットやDV啓発冊子として、「DVから一步踏み出すために」等の冊子を用いて、意識啓発を行います。	
自己評価理由	DVに関する手のひらサイズのリーフレットを成人式の案内に同封するなど啓発に努めました。DV啓発冊子を用いて、意識啓発を行いました。	その他、事業の実績・推進にかかる参考情報	
	DVに関する手のひらサイズのリーフレットを成入式の案内に同封するなど啓発に努めることができました。	DV啓発冊子として、「DVから一步踏み出すために」等の冊子を用いて、積極的な意識啓発を行いました。	

- 191 -

掲載ページ				108	担当課	子ども家庭支援センター		
目標	3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する			事業名	119 相談から自立までの一貫した支援			
課題	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶			事業内容	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において専門の相談員への相談及び自立までの一貫した支援を実施します。			
施策の方向	6 化【責任項目6】			令和2年度の事業目標				
自己評価	B おおむね達成			令和2年度の事業実績・推進状況				
引き続き、臨床心理士の有資格者を相談員に配置し、安定した相談体制を構築し、ドメスティック・バイオレンス被害者の相談から自立までの相談から自立まで一貫した支援を行いました。				臨床心理士の有資格者を相談員に配置し、安定した相談体制を構築し、ドメスティック・バイオレンス被害者の相談から自立まで一貫した支援を行いました。				
自己評価	B おおむね達成			令和2年度の事業目標				
引き続き、臨床心理士の有資格者を相談員に配置し、安定した相談体制を構築し、ドメスティック・バイオレンス被害者の相談から自立まで一貫した支援を行いました。				臨床心理士の有資格者を相談員に配置することで、安定した相談体制を構築しています。				
掲載ページ	108	担当課	子ども家庭支援センター	事業名	令和2年度の事業実績・推進状況			
目標	3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する			事業名	120 加害者更生プログラムの情報提供			
課題	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶			事業内容	加害者更生プログラムを実施している団体から情報を収集し広報誌等で情報提供します。			
施策の方向	6 化【責任項目6】			令和2年度の事業目標				
自己評価	B おおむね達成			令和2年度の事業実績・推進状況				
広報のみなどを活用して、DV加害者更生プログラムを利用助成事業の周知を行ったことで、広く問い合わせを受けました。				広報のみなどを活用して、DV加害者更生プログラムを利用助成事業の周知を行ったことで、広く問い合わせを受けました。				
自己評価	B おおむね達成			令和2年度の事業目標				
広報のみなどを活用して、DV加害者更生プログラムを利用助成事業の周知を行ったことで、広く問い合わせを受け、事業を周知することができました。				広報のみなどを活用して、DV加害者更生プログラムを利用助成事業の周知を行ったことで、広く問い合わせを受けました。男性からの問い合わせが増加しました。				
掲載ページ	108	担当課	子ども家庭支援センター	事業名	令和2年度の事業実績・推進状況			
目標	3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する			事業名	121 相談員の体制と研修の充実			
課題	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶			事業内容	相談員は、内閣府及び東京都をはじめとする自治体実施の研修会へ積極的に参加します。専門相談員による勉強会を毎月1回実施し、専門知識のスキルアップを行います。			
施策の方向	6 化【責任項目6】			令和2年度の事業目標				
自己評価	A ほぼ達成			令和2年度の事業実績・推進状況				
会計年度任用職員による相談体制を整える事により、相談の継続性の強化、スキル、知識の蓄積を強化します。				会計年度任用職員による相談体制を整える事により、相談の継続性の強化、スキル、知識の蓄積を強化します。				
自己評価	A ほぼ達成			令和2年度の事業目標				
会計年度任用職員による相談体制を整える事により、相談の継続性の強化、スキル、知識の蓄積が強化できました。				会計年度任用職員による相談体制を整える事により、相談の継続性の強化、スキル、知識の蓄積が強化することでの迅速な対応が可能となりました。				
自己評価	B 30 31/元			自己評価	その他、事業の実績・推進にかかる参考情報			
自己評価	B A B			自己評価	その他、事業の実績・推進にかかる参考情報			

掲載ページ		108	担当課	子ども家庭支援センター		
目標	3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する			事業名	122 NPOと連携した他県との婦人相談員連携会議の活用	
課題	2 酷暑者等に対するあらゆる暴力の根絶			事業内容	都道府県及び民間の関係団体等との連携を図ります。	
施策の方向	6 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化	官・民連携促進ワーキングショッフル化	責任者(目6)	令和2年度の事業目標	令和2年度の事業実績・推進状況	次年度の事業目標
自己評価	A (ほぼ)達成			配偶者暴力相談支援センター連携会等都道府県及び各関係団体等との連携を図りました。また、リモート会議などをを行い、官・民連携促進ワーキングショッフル化への参加や他府県と連携し、情報共有に努めました。	自己評価理由 配偶者暴力相談支援センター連携会等都道府県及び各関係団体等との連携を図りました。また、リモート会議などをを行い、官・民連携促進ワーキングショッフル化への参加や他府県と連携し、情報共有に努めました。	その他、事業の実績・推進にかかる参考情報 配偶者暴力相談支援センター連携会等都道府県及び各関係団体等との連携を図りました。また、リモート会議などをを行い、官・民連携促進ワーキングショッフル化への参加や他府県と連携し、情報共有に努めました。
掲載ページ	120	担当課	人権・男女平等参画担当	事業名	139 幅広く区民から親しまれるリーフラの機能の充実	次年度の事業目標
目標	4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する			事業名	139 幅広く区民から親しまれるリーフラの機能の充実	
課題	1 勾点施設リーフラの充実			事業内容	男女平等参画の拠点施設として、若い世代や男性も気軽に立ち寄れるような工夫や機能を充実します。	
施策の方向	1 区民に親しまれる施設としての機能の充実【責任項目】				令和2年度の事業目標	令和2年度の事業実績・推進状況
自己評価	A (ほぼ)達成			男女平等参画フェスタ2020inリーフラは、当初例年どおり6月に実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から延期され、令和2年2月21日（日）、27日（土）、28日（日）に実施しました。来館者は、21日が160人、27日が250人、28日が230人と主講演オンライン参加114人、ヒアリング会場参加6人で合計390人でした。3日間の合計は800人でした。コロナ禍においても感染対策を十分に行い、開催したことにより、来館者は少なくとも子氏の主講演と成果に、40年を振り返ることによる動画演説などと参加団体から高く評価されました。40周年記念イベントとして上野千鶴子氏の主講演と成果に、40年を振り返ることによる動画演説などと参加団体から高く評価されました。10月の区民まつりは、新型コロナウイルス感染拡大防止により、リーフラは参加しませんでした。メールマガジン「グラブ」では、休館中でも情報誌を発信する等、情報発信を充実させました。	自己評価理由 男女平等参画フェスタ2020inリーフラは、当初例年どおり6月に実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から延期され、令和2年2月21日（日）、27日（土）、28日（日）に実施しました。来館者は、21日が160人、27日が250人、28日が230人と主講演オンライン参加114人、ヒアリング会場参加6人で合計390人でした。3日間の合計は800人でした。コロナ禍においても感染対策を十分に行い、開催したことにより、来館者は少なくとも子氏の主講演と成果に、40年を振り返ることによる動画演説などと参加団体から高く評価されました。40周年記念イベントとして上野千鶴子氏の主講演と成果に、40年を振り返ることによる動画演説などと参加団体から高く評価されました。10月の区民まつりは、新型コロナウイルス感染拡大防止により、リーフラは参加しませんでした。メールマガジン「グラブ」では、休館中でも情報誌を発信する等、情報発信を充実させました。	リーフラホールがワークチーン接種会場となつたことから、6月開催を見送り2022年3月5日（土）、6日（日）に男女平等参画センター事業を実施します。10月の区民まつりへの出展を通じて、広く区民に男女平等参画センター事業を紹介します。区民のためのコワーキングスペース「港バース」運営講座を全5回で行い、コロナ禍においても満席で安心なコミュニケーションイベントとして、オンラインでのイベントに参加できるよう、デジタル技術を基盤からして、リーフラの認知度を高めます。講座をきっかけにして、リーフラの利用者の増加につながるよう、SNSの差しを広く行います。掲示板を使用して男女平等参画に関心を持つていただき、内容の掲示を行います。
掲載ページ	120	担当課	人権・男女平等参画担当	事業名	139 幅広く区民から親しまれるリーフラの機能の充実	次年度の事業目標
目標	4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する			事業名	139 幅広く区民から親しまれるリーフラの機能の充実	
課題	1 勾点施設リーフラの充実			事業内容	男女平等参画の拠点施設として、若い世代や男性も気軽に立ち寄れるような工夫や機能を充実します。	
施策の方向	1 区民に親しまれる施設としての機能の充実【責任項目】				令和2年度の事業目標	令和2年度の事業実績・推進状況
自己評価	A (ほぼ)達成			男女平等参画フェスタ2020inリーフラは、4月、5月の休館中、コロナ禍におけるDVや性暴力、虐待が報告される中、積極的に相談窓口の案内をメールマガジン「グラブ」で行いました。フェスタは、例年より規模を縮小してお開催するという参加団体の思いを受け、感染対策を十分に行い、会場開催できることは高い評価をうけましたが、会場開催できませんでした。	自己評価理由 男女平等参画フェスタ2020inリーフラは、4月、5月の休館中、コロナ禍におけるDVや性暴力、虐待が報告される中、積極的に相談窓口の案内をメールマガジン「グラブ」で行いました。フェスタは、例年より規模を縮小してお開催するという参加団体の思いを受け、感染対策を十分に行い、会場開催できることは高い評価をうけましたが、会場開催できませんでした。	リーフラ図書室の蔵書の貸し出しや、講座への参加につながるよう図書資料を充実させます。図書資料は少なくとも子氏の主講演と成果に、40年を振り返ることによる動画演説などと参加団体から高く評価されました。40周年記念イベントとしてオンラインでのイヴェントに参加できるよう、デジタル技術を基盤からして、リーフラの認知度を高めます。講座をきっかけにして、リーフラの利用者の増加につながるよう、SNSの差しを広く行います。掲示板を使用して男女平等参画に関心を持つていただき、内容の掲示を行います。
掲載ページ	120	担当課	人権・男女平等参画担当	事業名	139 幅広く区民から親しまれるリーフラの機能の充実	次年度の事業目標
目標	4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する			事業名	139 幅広く区民から親しまれるリーフラの機能の充実	
課題	1 勾点施設リーフラの充実			事業内容	男女平等参画の拠点施設として、若い世代や男性も気軽に立ち寄れるような工夫や機能を充実します。	
施策の方向	1 区民に親しまれる施設としての機能の充実【責任項目】				令和2年度の事業目標	令和2年度の事業実績・推進状況
自己評価	A (ほぼ)達成			4月、5月の休館中、コロナ禍におけるDVや性暴力、虐待が報告される中、積極的に相談窓口の案内をメールマガジン「グラブ」で行いました。フェスタは、例年より規模を縮小してお開催するという参加団体の思いを受け、感染対策を十分に行い、会場開催できることは高い評価をうけましたが、会場開催できませんでした。	自己評価理由 4月、5月の休館中、コロナ禍におけるDVや性暴力、虐待が報告される中、積極的に相談窓口の案内をメールマガジン「グラブ」で行いました。フェスタは、例年より規模を縮小してお開催するという参加団体の思いを受け、感染対策を十分に行い、会場開催できることは高い評価をうけましたが、会場開催できませんでした。	リーフラ図書室の蔵書について、最新の改訂版を配布するなど事業開拓に努めています。

掲載ページ	120	担当課	人権・男女平等参画担当
目標	4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	事業名	140 区民・団体の活動支援
課題	1 地点施設リーフラの充実	事業内容	男女平等参画のための区民及び団体の活動の拠点として、情報の提供や場の提供を行います。
施策の方向	1 区民に親しまれる施設としての機能の充実【責任項目 8】	事業目標	助成事業による団体登録を行います。助成事業、フェスタ企画部も新規の団体に応募していただけます。また、助成事業実施団体には、学習活動を実施し助成金の活用について情報を提供を行いました。当日の講座満足度では高い評価を得ました。
令和2年度の事業目標	令和2年度の事業実績・推進状況	次年度の事業目標	助成事業による団体登録を行います。助成事業、フェスタ企画部も新規の団体に応募していただけます。また、助成事業実施団体登録を促し、男女平等参画センター(リーフラ)の機能的な利用を目指します。新たな取組である「香港区でつながりたい 区民のためのコワーキングスペース」を主催し、参加者の団体登録促進を目指します。
自己評価 A (ほぼ達成)	自己評価理由 SNSでの情報提供を行いました。助成事業審査会時（令和元年12月）ではZoomによるオンライン講座は想定していない、そのため、YouTube、ポケットWi-Fi、Webカメラ等を助成団体にもお伝えし、運営に生かしていただきました。	その他、事業の実績・推進にかかる参考情報 (1) 令和2年9月20日(日) 14:00～16:00 「助成金活用術～あなたやあなたの組織はもっと伸びる！」 参加者9名、満足度100% (2) 令和2年度助成事業：ホップ（10万円）2件、ステップ（7万円）2件、ジャンプ（10万円）1件 ※ () 内は最大助成額 (3) 令和3年度助成事業：応募総数13件、採用6件（ホップ2件、ステップ1件、ジャンプ3件）	令和2年度実施・進捗状況
○女性の職業生活の活躍の推進に関する取組 基点	キヤリア教育等の推進	学生向け連続講座の第3回目として12月9日（水）に「理系進学とジエンダーバイアス～思い込みから自由になろう～」を開催しました。大学の理系学部の男女比の世界と日本における現状や、実際に理系分野で活躍している女性の先輩の進学やキャリアについて知って、中高生や保護者に進学やキャリアについて、広い視野を持つかけとすることができました。	令和2年度実施・進捗状況

掲載ページ		120	担当課	人権・男女平等参画担当																									
目標	4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する				事業名 141 区民・団体の活動との連携																								
課題	1 勾点施設リーフラの充実				事業内容 区が実施する事業等で連携を図り、より効果的に地域での男女平等参画を進めます。																								
令和2年度の事業目標					令和2年度の事業実績・推進状況																								
<p>港区産業振興課との共催で「女性のための車両融資セミナー＆就職面接会 With コロナ時代の働き方女性のキャリア支援のプロが、あなたの就職を応援します！」（全5回）を開催し、最終日には品川ハーフォークとの共催で、求人企業との面接会を実施しました。港区の中・小企業と連携が深い産業振興課との連携により、リーフラの認知度を向上することができました。</p> <p>愛育して隔離心を持ついただけました。「女性の健康講座」（全2回）を実施しました。著名な地域の医療機関と連携することで、より身近な課題とともに開催されました。</p> <p>また、東京しごとセンターとの共催で、「子育て女性向けセミナー」を開催し、働き始める上で必要な準備や家事・育児の家庭内分担や、支援制度等を紹介しては、様々なかが大学や学生団体と連携し、若い世代向けに性的同意やデートDV防止等の啓発、ジェンダー平等に開かれる様々な講座を行いました。</p> <p>運営協議会を開催し、利用者懇談会を開催、前期（定期開催）、後期（会場開催）開催し、いただいた意見等を運営に反映するよう努めました。団体育成、活動助成事業は5回実施しました。</p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">自己評価</th> <th colspan="2">自己評価理由</th> <th colspan="2">その他、事業の実績・推進にかかる参考情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">B おおむね達成</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">自己評価の推移</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>29</td><td>30</td><td>31/元</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>						自己評価		自己評価理由		その他、事業の実績・推進にかかる参考情報		B おおむね達成						自己評価の推移						29	30	31/元			
自己評価		自己評価理由		その他、事業の実績・推進にかかる参考情報																									
B おおむね達成																													
自己評価の推移																													
29	30	31/元																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">自己評価</th> <th colspan="2">自己評価理由</th> <th colspan="2">その他、事業の実績・推進にかかる参考情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">A おおむね達成</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">自己評価の推移</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>29</td><td>30</td><td>31/元</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>						自己評価		自己評価理由		その他、事業の実績・推進にかかる参考情報		A おおむね達成						自己評価の推移						29	30	31/元			
自己評価		自己評価理由		その他、事業の実績・推進にかかる参考情報																									
A おおむね達成																													
自己評価の推移																													
29	30	31/元																											
<p>主催講座では、様々な団体と連携し、リーフラの認知度向上に努めました。リーフラの活動内容を詳しく周知し、男女平等参画事業の重要性について大きくアピールすることができるようになりました。新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために運営協議会では、団体での参加ができないようににしました。利用者懇談会では、団体での会場で団体の自己紹介をしながら、工夫をしながら運営協議会をしながら運営協議会を深めました。協力事業はコロナウィルスの感染対策をしながら運営協議会を深めました。協力事業はコロナウィルスの感染拡大で実施が制限された為、実施できなかったので、令和3年度は実施できません。</p>																													

Ⅲ 港区男女平等参画推進会議
答申

第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～
32年度）令和2年度事業実績の評価について

答 申

令和3年7月8日
港区男女平等参画推進会議

1 令和2年度事業実績評価の実施について

(1) 事業評価の意義

平成16年4月1日に施行された港区男女平等参画条例（以下「条例」という。）は、次の7つの基本理念を掲げています（条例第3条）。

- 1 人権尊重と性別等による差別の解消
- 2 性的指向、性自認及び性別表現の尊重と干渉、侵害の禁止
- 3 社会制度や慣行の中立性及び個性と能力の発揮の確保
- 4 意思決定過程での男女の平等参画
- 5 男女の家庭生活と社会生活の両立
- 6 生涯を通じての健康と妊娠・出産等に関する権利の尊重
- 7 教育の場での男女平等参画推進

この基本理念を実現していくために、区は港区男女平等参画行動計画を策定し（条例第12条）、それに基づいた事業を平成17年度から実施してきました。

事業評価は、平成27年3月に策定された第3次港区男女平等参画行動計画—広げよう 男女平等—（以下「行動計画」という。）に盛り込まれた事業を第三者の立場で評価するものであり、条例第15条に基づいて設置された港区男女平等参画推進会議が区長の諮問に応じ、調査審議を行いました（条例第16条）。

港区男女平等参画推進会議委員は、学識経験者・区内の男女平等参画関係団体に属する者・公募区民から構成されており、この事業評価は区民目線で客観的に行なったものです。第三者による事業評価を行うことによって、様々な視点から事業の実施状況の課題が明らかになり、区は、それを今後の事業展開に生かしていくことができます。

(2) 事業評価の対象

平成27年3月に策定された行動計画には、条例の基本理念に基づき、次の4つの目標が設定されています。

- 1 ワーク・ライフ・バランスを推進する
- 2 あらゆる場における男女平等参画を推進する
- 3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する
- 4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

そのなかで、区が重点的に取り組むべき「施策の方向」を「責任項目」と位置

付け、第三者評価の対象としています。

今年度の事業評価は、8つの責任項目に属する30事業の令和2年度における取組について評価しました。

【責任項目】

- 1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進
- 2 男性の家庭・地域への参加のための支援
- 3 審議会等委員の男女バランスへの配慮
- 4 女性の就労支援
- 5 幼少期からの男女平等参画の推進
- 6 暴力防止教育と啓発
- 7 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化
- 8 区民に親しまれる施設としての機能の充実

(3) 事業評価の方法

今回の事業評価は、それぞれの事業について、担当課が事前に行った自己評価結果や事業に関する資料・データをもとに、港区男女平等参画推進会議が第三者の立場で取組を検証したものです。

評価に当たっては、事業ごとに設定された目標に対する進捗度や男女平等参画の視点での実施状況から、「ほぼ達成」「おおむね達成」「達成半ば」「不十分で課題がある」「不十分で課題が多い」「未実施」の6段階で評価しました。なお、評価については、責任項目毎に設定した評価基準を踏まえています。

具体的な作業は、港区男女平等参画推進会議を2つの作業部会に分け、第一作業部会は安中委員が部会長に、第二作業部会は藤間委員が部会長となり、各事業の評価を全委員がそれぞれ検討しました。

なお、本年度は新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止の観点から、全委員が集合して議論する方式ではなく、全委員が評価案を書面で提出し、その内容を基に作業部会としての最終的な評価を決定しました。

(4) 事業評価の結果

今回の事業評価結果は、責任項目8項目のうち「ほぼ達成」が1項目、「おおむね達成」が5項目、「達成半ば」が2項目であり、「不十分で課題がある」「不十分で課題が多い」「未実施」はありませんでした。第3次行動計画の最終年度において「おおむね達成」が前回より1項目増えたことは、第3次行動計画が着実に推進されたことを示すものであると考えます。今回、「達成半ば」であった2項目は、引き続き第4次行動計画においても、責任項目に位置付けられていることから、「ほぼ達成」「おおむね達成」を目指すことが必要です。

責任項目下の30事業の今回の事業評価結果は、「ほぼ達成」が5事業、「おおむね達成」が19事業、「達成半ば」が6事業となっており、8割の事業が「ほぼ達成」もしくは「おおむね達成」の状態にあります。「ほぼ達成」もしくは「おおむね達成」の事業数（24事業）は、前回の事業評価結果と同様であり、第3次行動計画に計上した各事業が順調に実行されたことを示すものであると考えます。今回、「達成半ば」であった6事業のうち5事業は、第4次行動計画においても、責任項目下の個別事業に位置付けられていることから、引き続き取組の充実を図り、「ほぼ達成」「おおむね達成」を目指すことが必要です。

第4次行動計画の取組を進める上では、港区男女平等参画推進会議各委員が事業評価に際して提示した意見をまとめた「評価理由等」を参考にしていただき、可能な限り次年度の取組に反映させていただきたいと考えます。

港区男女平等参画推進会議は、第3次行動計画を継承し発展させた第4次行動計画が掲げる目標の実現に向け、積極的な取組が展開されることを期待します。

責任項目 1	目標 1 ワーク・ライフ・バランスを推進する 課題 1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進 施策の方向1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進
-------------------	--

○ 評価基準

1. ワーク・ライフ・バランスに取り組むことの必要性・重要性をアピールできましたか。
2. 最新の情報提供に努めていますか。
3. 資料の配布方法、関係機関との連携など、より効果的・効率的な情報提供にむけて工夫しましたか。
4. 事業の効果をデータその他を用いて検証しましたか。

● 総合評価

評価	評価理由等
B おおむね達成	コロナ禍においても、事業を継続して実施し、ワーク・ライフ・バランスの重要性について広く周知を図っており、評価できます。また、オンラインを活用するなどの工夫も見られます。今後は、「新しい日常」や「働き方改革関連法」の本格施行に伴う動向に注視しつつ、ワーク・ライフ・バランスの理解促進のために効果的に取り組んでください。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進	A ほぼ達成	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍ということもあり、令和2年度目標には届いていませんが、行動計画に掲げた6か年目標を達成したことは評価します。 ・区広報紙やホームページ等で認定企業を紹介する際、認定を取得したことによるメリット等を発信することを期待します。
2 区との契約希望事業者に対する働きかけ【拡充】	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で制約がある中で、長期継続契約・工事請負契約について、着実に契約につなげていることは評価できます。 ・今後も区との契約希望事業者に対してワーク・ライフ・バランスに取り組む企業は加点対象となる旨を広く広報し、認定企業の増加を図ってください。

事業名	評価	評価理由等
3 企業・事業者向け講座・講演会の開催	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・企業向け出前講座については、個々のテーマを設定し、きめ細かな工夫をした結果、参加者からの高い満足度が得られていることを評価します。また、オンライン開催もあわせて実施するなどの工夫がされており、評価できます。 ・働き方改革をテーマに加えるとともに、普段女性と接する機会の多い中間管理職の参加を促す等、参加者数増に向けた取組を期待します。
4 労働関係法等関係法令、各種制度の周知	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・「ポケット労働法」について、新成人への郵送、区有施設やハローワークでの配布、ホームページへのデータ掲載の他、ホームページ上でアンケートを実施したことについて評価します。今後は、アンケート結果を分析し、一層の推進に期待します。 ・引き続き、広報紙などを活用し、区の制度を含め、様々な相談窓口の周知に努めてください。
5 ワーク・ライフ・バランスハンドブックの普及・活用	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブックについて、配布方法や記載内容に工夫と改善がみられることを評価します。 ・今後はハンドブックがさらに活用されるよう、配布先から意見や感想を聞くなど、より一層の取組を期待します。
6 ワーク・ライフ・バランスに関する取組充実	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍においても、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーが2回、出前相談が実施されており、工夫がうかがえます。 ・今後はさらに参加者が増えるよう、事業周知の時期も含め検討することを期待します。

責任項目 2	目標 1 ワーク・ライフ・バランスを推進する 課題 5 男性の家庭・地域への参加促進 施策の方向2 男性の家庭・地域への参加のための支援
-------------------	--

○ 評価基準

1. 男性向け講座や男性の子育て支援制度等について、広報・周知できましたか。
2. 男性向け講座や男性の子育て支援制度等を利用しやすくするための工夫を行いましたか。
3. 事業の効果をデータその他を用いて検証しましたか。

● 総合評価

評価	評価理由等
B おおむね達成	<p>男性向け講座や仕事と家庭の両立支援制度等について、幅広く周知に取り組み、満足度の高い講座を実施していることがわかります。区広報紙やホームページに加え、大学にも周知を行っており、評価できます。今後も、区内企業への働きかけを促進し、講座に参加した男性や仕事と家庭の両立支援制度を利用した企業からの意見を参考にするなど、より多くの男性の参加に努めてください。</p>

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
60 男性向け講座の充実 《新規》	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において、男性向けの講座が6回開催されており、講座内容はユニークで魅力的であり、大学へのアプローチなど、幅広い年齢層に対応できる形で行っている点について評価できます。各講座とも満足度も高く、今後もさらなる内容の充実を期待します。 ・関係機関との連携や、より一層男性参加者の増加を図るなどの工夫を期待します。また、講座受講後の家庭での実践についての検証も視野に入れることを提案します。
61 男性の育児休業・介護休業への取組の支援 《新規》	A ほぼ達成	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育て支援奨励金」をはじめとした各種奨励金制度が、変動はあるものの一定の実績があり、継続的な周知活動を評価します。 ・令和2年度は実績が減少してしまいましたが、その理由を把握し、今後の取組に生かしてください。また、制度周知とあわせて、最新の法改正の周知に期待します。

責任項目 3	目標 2 あらゆる場における男女平等参画を推進する 課題 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進 施策の方向1 審議会等委員の男女バランスへの配慮
-------------------	--

○ 評価基準

1. 区の政策・方針決定過程に男女がともに参加できるための工夫をしましたか。
2. 審議会担当課と関係課が連携して、女性の参加率向上のための取組を進めましたか。
3. 女性の参画状況について、データを収集して検証しましたか。

● 総合評価

評価	評価理由等
C 達成半ば	<p>各審議会の女性委員比率や選任方法を定期的に把握し、審議会所管課に対して働きかけを行ったり、一時保育の実施や会議の夜間開催など、男女ともに参加しやすくなるための工夫がされています。しかし、目標に掲げた数値は達成できておりません。工夫に対する結果が伴っていない状況です。強制力のある仕組みを設け、各審議会所管課へより強く働きかける必要があると考えます。</p>

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
62 審議会等委員の女性参画の推進	C 達成半ば	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・男女平等参画担当が各審議会所管課に対して女性委員比率の向上や選任方法を働きかけていますが、女性委員比率及び女性がいない審議会の数とともに目標を達成できていません。 ・強制力のある仕組みを設け、各審議会所管課へより強く働きかける必要があると考えます。
63 性別にかかわりなく参加できる工夫	C 達成半ば	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会の開催に際して、一時保育を積極的に実施している点や、開催時間を夜間に設定していることなど、区として性別にかかわりなく参加できるための工夫を行っており、評価できます。 ・平成30年度事業評価で指摘した介護中の委員に対する支援の状況が判然としません。引き続き、介護に直面する委員に対するサポートを期待します。

責任項目 4	目標 2 あらゆる場における男女平等参画を推進する 課題 2 働く場における男女平等参画の推進 施策の方向1 女性の就労支援
-------------------------	---

○ 評価基準

1. 女性の就職・再就職・起業支援事業の内容と意義について、広報・周知に努めましたか。
2. 講座等への参加のしやすさを高める努力を行いましたか。
3. 事業の効果をデータ等によって検証しましたか。

● 総合評価

評価	評価理由等
B おおむね達成	<p>女性向けの就労支援講座は参加者の満足度も高く、ニーズに合った内容で実施されているものと見受けられます。起業支援については、講師を中心としたネットワークづくりや先輩起業家による経験談の紹介、助成金の活用等、年々工夫がされています。今後は、参加者からの意見を生かして、よりきめ細やかな支援の充実に期待します。</p>

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
67 女性の就職・再就職支援	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において効果的な広報のもと、切実なニーズを捉えた再就職支援の5回連続講座をオンラインで開催したことを評価します。 ・今後も多様な切り口や時流に即した関心の高いテーマで、就職や再就職につながるような支援を継続的に取り組むことを期待します。
68 女性の起業支援《新規》	A ほぼ達成	<ul style="list-style-type: none"> ・女性向けの起業講座について、参加者の満足度が高いことから、参加者のニーズに応えた事業実施であることを評価します。講師の選定や講座内容の検証により、他の事業にも好影響を与えると考えます。 ・起業講座にとどまらず、起業の実現に向けた継続的な支援に期待します。 ・起業した人、これから起業しようとしている人の交流会も効果的と考えます。

責任項目	目標 2 あらゆる場における男女平等参画を推進する 課題 4 教育の場における男女平等参画の推進
5	施策の方向1 幼少期からの男女平等参画の推進

○ 評価基準

1. 男女平等の視点に立った保育・教育を推進するため、関係機関同士が連携して取り組むなど工夫をしていますか。
2. 研修や講座への参加のしやすさを高める努力を行いましたか。
3. 啓発冊子やポスター等で男女平等教育に対する啓発・周知を行っていますか。

● 総合評価

評価	評価理由等
B おおむね達成	教育課程や年間指導計画に基づき、各事業を安定的に実施したことを評価します。各研修毎の参加者数の変化や参加者アンケートから事業の進捗状況を把握し、さらなる工夫に努めてください。なお、事業報告書については、記載内容の充実を図り、工夫や改善点がより分かりやすくなるようにすることを期待します。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
84 乳幼児の保護者への男女平等参画の啓発《新規》	B おおむね達成	・絵本を使ったワークショップ形式の参加型出前講座が行われており、受講者から高い評価が得られている点について、評価できます。今後は講座を増やすとともに、保護者への啓発の推進を期待します。 ・また、YouTubeでの絵本の読み聞かせや手遊び動画の公開はコロナ禍において効果的と考えます。引き続き、乳幼児の保護者に対する啓発として、より多くの保護者が参加できるような取組に期待します。
85 多様な価値観を育む保育の充実《新規》	B おおむね達成	・コロナ禍において、動画配信による研修を実施し、前年度の参加者数を上回ったことを評価します。受講者のアンケートでは肯定的な意見が多数を占めており、効果的な研修が行われていることがわかります。 ・今後は、研修毎のアンケート実施や研修内容の共有化などさらなる工夫に期待します。

事業名	評価	評価理由等
86 学校教育における男女平等教育の推進	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・年間指導計画に基づき、計画的な取組や人権教育研修会の実施を評価します。 ・事業報告書からは具体的な内容、成果、課題が読み取れず、男女平等を進める教育への効果が判然としません。 ・研修ごとのアンケート実施など、職員の意識変容の把握に期待します。
87 ふれあい体験の充実	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程や年間指導計画に基づき、研修で人権リーフレットが活用されていることを評価します。 ・コロナ禍において、直接的なふれあいか難しい中、手紙による交流などの工夫がみられます。引き続き、多様な人々との交流による、男女平等参画意識の向上に期待します。
88 性教育の推進	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校で学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた性教育が適切に実施されていると評価します。 ・児童・生徒が直面する様々な課題に対し、適切な意思決定ができるような性教育に期待します。
89 生活力を身につける教育の実践	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園や小中学校において、基本的な生活習慣を身につける教育が実践されていることを評価します。 ・引き続き、家庭と連携しながら、自分のことは自分でできる生活力を身に付ける取組を実践することを期待します。なお、事業実績・推進状況欄には具体的な実績や成果などの記載をお願いします。
90 男女平等教育の技術向上及び男女平等意識の醸成	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育研修会の継続した実施を評価します。教員が、男女平等意識を確立していることが不可欠であることから、引き続き意識向上への取組を期待します。 ・テーマの一つに新型コロナウイルスに関するものがあり、今後も時節を捉えたテーマの設定に努めてください。
91 私立学校への働きかけ	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発冊子「大切なこと」に加えて「SOGIガイド」の配布や男女平等参画センターの活用について、広報を行った点を評価します。 ・今後、私立学校における活用状況を把握し、公立・私立の境目なく男女平等教育に関する情報提供がなされることを期待します。

責任項目 6	目標 3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する 課題 2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶 施策の方向1 暴力防止教育と啓発
-------------------	--

○ 評価基準

1. 教育・啓発の対象を明確にしつつ、より広く多くの人が「教育・啓発」を受けるための工夫をしていますか。
2. 関心の低い人も含めて区民に向けて配布物などや必要な情報を届けるための工夫をしていますか。
3. 実施された教育・啓発事業、配布されたパンフレットなどに関する区民からの問い合わせや意見を収集・対応するために庁内が連携していますか。

● 総合評価

評価	評価理由等
C 達成半ば	パンフレット、リーフレットの配布に加え、講座の開催やパネル展示など、様々な事業が実施されており、評価できます。各世代に対して、きめ細やかな情報発信に努めるとともに、SNSを活用した発信に期待します。これまでの区で対応したケースや関連するデータを分析し、今後の施策に活用されることを期待します。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発	C 達成半ば	・視野を広げた講座の開催、パネル展の実施、パンフレット等の各種イベントでの配布、相談体制の充実など、様々な工夫が行われている点は評価します。また、情報提供意識が関係各所で共有されています。 ・紙媒体での広報に加え、SNSをはじめとするメディアを活用した啓発など、気軽に情報を得られる仕組づくりに取り組む必要があります。
107 國際化に対応した多言語リーフレットの増刷	C 達成半ば	・多言語リーフレットの配布及び電子データの区ホームページへの掲載に加え、タブレットやポケトークを利用した相談体制の整備は評価できます。 ・今後は他の言語への対応や、やさしい日本語での各種案内など、さらなる国際化への対応がなされることを期待します。また、外国人居住者が多いことを念頭に、大使館への広報を行うなどの取組に期待します。

事業名	評価	評価理由等
108 デートDVに関する意識啓発『新規』	C 達成半ば	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層世代向けの講座やワークショップ、リーフレットの配布などを実施しており、評価できます。 ・SNSなどによる情報発信についても検討し、引き続き、若年層に対する働きかけを行ってください。 ・また、中学生・高校生・大学生など世代別のアプローチや保護者への働きかけにも期待します。

責任項目 7	目標 3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する 課題 2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶 施策の方向6 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化
-------------------	---

○ 評価基準

1. DV被害者の心身の回復をサポートするために、様々な関係機関や民間の専門機関との連携を活かした支援が行われていますか。
2. 相談から自立まで必要な情報を当事者に届けるための工夫がされていますか。

● 総合評価

評価	評価理由等
B おおむね達成	相談員や支援の体制は質・量ともに充実しており、被害者に寄り添った支援が行われていると評価します。今後は、現状の支援体制について被害者にとって最適な状態であるかどうかについてのアンケートを実施するなど、検証や見直しが行われることを期待します。また、コロナ禍で得たりモートという手段も工夫しながら有効利用に努めてください。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
119 相談から自立までの一貫した支援	B おおむね達成	・様々な部署・機関が連携し、臨床心理士を配置するなど、相談体制を整備している点について、評価できます。 ・コロナ禍において、DVの増加が懸念されています。経済面のアドバイスなどを含め、関連部署や地域、民間団体との連携・協力によりきめ細かく迅速な対応がなされることを期待します。
120 加害者更生プログラムの情報提供	C 達成半ば	・広報みなど等を通じて、加害者更生プログラムについて情報提供を行っていることは評価します。 ・情報提供が難しい面はありますが、無自覚の加害者に気づきを与える工夫をするなど、引き続き加害者更生プログラムの周知を図ることが必要です。他の部署や関連機関との協力を進めてください。

事業名	評価	評価理由等
121 相談員の体制と研修の充実	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の整備により、相談の継続性、スキル、知識の蓄積の強化が実施されており、評価できます。 ・引き続き、専門知識のスキルアップなどを図り、また、相談者にアンケート調査等を実施して成果を測定し、さらなる資質向上に努めることを期待します。
122 NPOと連携した他県との婦人相談員連携会議の活用	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センター連絡会等の都道府県及び関係機関との連携も継続して実施されています。また、コロナ禍においてリモート会議の開催など、情報共有及び連携をしたことは評価できます。 ・今後もさらなる連携を図り、積極的な取組を期待する。的確な評価を実施する観点から、事業報告書には参考となる具体的情報を記載するようしてください。

責任項目 8	目標 4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する 課題 1 拠点施設リーブラの充実 施策の方向1 区民に親しまれる施設としての機能の充実
-------------------	---

○ 評価基準

1. 男女平等推進の拠点施設としてのリーブラ（及びリーブラで行われている事業）をより多くの人に知らせる工夫をしていますか。
2. 利用者の意識向上、活動団体の育成などに効果的な支援を行っていますか。
3. 行政と連携し、区内の企業・大学・NPOなどと連携し地域づくりに寄与していますか。

● 総合評価

評価	評価理由等
A ほぼ達成	コロナ禍においても、男女平等に関する講座やイベントが多数実施されており、区民に親しまれる施設として取組の充実が図られています。WEBを活用した講座の開催や情報提供は、より一層の参加者の増加につながっています。今後も、男女平等参画センターの機能の充実を図るとともに、相談から見えてくる地域性や課題を踏まえ、効果的な男女平等参画の推進に期待します。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
139 傅広く区民から親しまれるリーブラの機能の充実	A ほぼ達成	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍においても、イベントの開催やオンライン実施など、工夫がみられ高く評価します。今後は対面とオンラインを合わせたハイブリットでの開催も期待します。 ・利用者増や知名度の向上には、幼稚園などの行事利用を促すことで保護者と合わせて周知することができ、効果的と考えます。 ・引き続きリーブラ図書室の蔵書は、最新の法改正等に対応した蔵書構成に努めてください。
140 区民・団体の活動支援	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSによる積極的な情報発信をはじめ、オンライン実施に伴うハード面の支援など、高く評価します。 ・助成事業において、活動団体への支援を積極的に行っていますが、今後はさらに団体間の連携強化に期待します。
141 区民・団体の活動との連携	A ほぼ達成	<ul style="list-style-type: none"> ・外部団体や学生団体との連携により、若年層に向けた講座が実施されており、リーブラの認知度が向上できたことを評価します。 ・今後も区民・団体の活動との連携強化を進め、地域での男女平等参画推進を図ることを期待します。

参考資料1

審議経緯

開 催 日	内 容
令和3年5月13日	諮問 第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度）令和2年度事業実績の評価について検討 (書面会議)
令和3年6月7日	第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度）令和2年度事業実績の評価について検討 (書面会議)
令和3年6月28日	第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度）令和2年度事業実績の評価について検討 (書面会議)
令和3年7月8日	答申 第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度）令和2年度事業実績の評価について

港区男女平等参画推進会議委員名簿

(任期：令和2年7月16日～令和4年7月15日)

氏名	所属など		備考
学識経験者			
◎大槻 奈巳	聖心女子大学教授		
藤間 公太	国立社会保障・人口問題研究所 第2室長		
○安中 繁	特定社会保険労務士		
区内の男女平等参画関係団体に属する者			
谷 孝子	地域社会	港区民生委員・児童委員協議会	
尾崎 直美	教育	NPO法人 みなど授業鍊成アカデミー	
門脇 瞳美	生涯学習	一般財団法人 女性労働協会専務理事	
野中 寿彦	人権啓発	公益財団法人 人権教育啓発推進センター 統括部長兼調査研究室長	
長尾 哲治	雇用	港区商店街連合会	
三須 明子	メディア	株式会社 TBSテレビ 人事労政局 人事部 部次長	
公募区民			
伊藤 光子	公募区民		
上田 祐子	公募区民		
小泉 友香	公募区民		
中澤 清志	公募区民		
福島 正純	公募区民		
牧田 真由美	公募区民		

◎は会長、○は副会長

資料

港区男女平等参画条例

平成 16 年 3 月 19 日

条例第 3 号

目 次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 性別による権利侵害の禁止等（第7条・第8条）

第3章 基本的施策等（第9条—第14条）

第4章 港区男女平等参画推進会議（第15条—第18条）

第5章 苦情等の申出（第19条—第22条）

第6章 雜則（第23条）

付則

私たちは、全ての人が人権を保障され、性別等により差別されずに、一人一人の人権がかけがえのないものとして尊ばれる社会の実現を願っている。

港区は、昭和五十三年に女性問題の担当部門を設けたのをはじめ、婦人会館の開設、婦人総合計画の策定など、先駆的に男女平等参画に取り組み、性別による差別の解消に努めてきた。

こうした取組によって、男女平等は前進してきているものの、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行は、今なお存在している。これらを解消し、男女平等を実現するには一層の努力が不可欠である。

港区は、世界に情報発信する国際性豊かな都市であり、基本構想に人間性の尊重を掲げ、性別等や国籍の違いをこえて、人権が守られる地域社会の実現を目指している。

私たちは、港区の歴史に誇りを持ち、未来に希望を抱き、同時に全ての人が性別等にとらわれず自分らしく豊かに生きることのできる男女平等参画社会を実現する固い決意を込めて、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等参画社会の形成に関し、基本理念を定め、港区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定め、男女平等参画の推進に関する施策（以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等参画社会を実現することを目的とす

る。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女平等参画 男女が、性別等にかかわりなく個人として尊重され、その個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で家庭、学校、職場、地域等の活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。
- 二 性別等 性別、性的指向及び性自認をいう。
- 三 性的指向 恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- 四 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- 五 性別表現 外面に表れる性別についての自己表現をいう。
- 六 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。
- 七 区民 区内に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。
- 八 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女平等参画社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- 一 全ての人の人権を尊重し、性別等による差別的取扱いの解消を図ること。
- 二 全ての人の性的指向、性自認及び性別表現が尊重され、誰からも干渉されず、侵害を受けないようにすること。
- 三 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度及び慣行を解消するよう努め、国籍にかかわりなく、全ての人がその個性と能力を発揮できるようにすること。
- 四 男女が、家庭、学校、職場、地域等において意思決定の過程に平等に参画すること。
- 五 男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭における生活（以下「家庭生活」という。）の責任を分かち合うとともに、家庭生活と、職場、地域等における生活（以下「社会生活」という。）とを両立させることができるようにすること。
- 六 男女が、対等な関係の下に、互いの生涯を通じての健康と女性の妊娠、出産等に関する権利を尊重すること。
- 七 学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において男女平等参画の推進に取り組むこと。

(区の責務)

第4条 区は、基本理念にのっとり、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進する

ものとする。

- 2 区は、男女平等参画施策を推進するに当たり、区民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力するものとする。
- 3 区は、男女平等参画施策を推進するため、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

(区民の責務)

第5条 区民は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会について理解を深め、家庭、学校、職場、地域等において主体的に男女平等参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 区民は、区が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会について理解を深め、その事業活動に関し、男女平等参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、区が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、家庭、学校、職場、地域等において、性別、性的指向又は性自認による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、家庭、学校、職場、地域等において、セクシュアル・ハラスメント、配偶者等への暴力、児童虐待（児童買春、児童ポルノに係る行為等を含む。）その他の暴力的行為（精神的なものを含む。以下「暴力的行為」という。）をしてはならない。
- 3 何人も、他人の性的指向又は性自認に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。
- 4 何人も、正当な理由がない限り、他人の性別表現を妨げてはならない。

(公衆に表示する情報についての留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、女性に対する暴力的行為を助長する表現その他の性別による差別を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策等

(基本的施策)

第9条 区は、男女平等参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- 一 男女平等参画に関する学習機会の提供及び意識啓発を行う施策
- 二 多様な情報伝達媒体からの情報を各人が能動的に解釈し、自ら発信する能力を育成する施策
- 三 暴力的行為その他の人権侵害の根絶を図るとともに、これらの被害を受けた者に

対し必要な支援を行う施策

四 男女が共に家庭生活と社会生活とを両立し、自立して豊かに暮らすことができるようとする施策

五 生涯を通じた健康づくりを支援し、妊娠、出産等に関する権利を尊重する施策

六 性的指向、性自認又は性別表現に起因する偏見、嘲笑、いじめ、嫌がらせその他の人権侵害の根絶を図り、全ての人の尊厳を守るための施策

七 性的指向又は性自認にかかわらず、誰もが人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重する施策

八 男女平等参画の推進に関する調査研究、情報の収集及び分析並びに情報の提供を行う施策

(みなとマリアージュ制度)

第9条の2 区は、性的指向又は性自認にかかわらず、誰もが人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重する施策を推進するための制度（以下「みなとマリアージュ制度」という。）を設けるものとする。

2 みなとマリアージュ制度の利用に関し必要な事項は、区規則で定める。

(付属機関等への男女平等参画の機会確保)

第10条 区長は、男女平等参画を推進するため、区の付属機関等の委員の男女構成について、第12条第1項に規定する行動計画に数値目標を定めるものとする。

(雇用の分野における男女平等参画の推進)

第11条 区は、事業者に対し、雇用の分野における男女平等参画を推進するため、情報の提供その他必要な支援に努めるものとする。

2 区は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女平等参画に関する調査及び広報についての協力を求めることができる。

3 区は、必要があると認めるときは、区との契約を希望する事業者に対し、男女平等参画の推進に関する報告を求め、適切な措置を講ずるように協力を求めることができる。

4 区は、男女平等参画の推進に関して積極的な取組を行っている事業者を表彰することができる。

(行動計画)

第12条 区長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 区長は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

3 区長は、行動計画を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるとともに、あらかじめ第15条に規定する港区男女平等参画推進会議の意見を聴かなければならない。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第 13 条 区長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について、年一回報告書を作成し、これを公表するものとする。

(拠点施設)

第 14 条 区は、港区立男女平等参画センターを拠点として、区民及び団体による男女平等参画に関する活動への支援その他の男女平等参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

第 4 章 港区男女平等参画推進会議

(設置)

第 15 条 男女平等参画の推進を図るため、区長の付属機関として、港区男女平等参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 16 条 推進会議は、行動計画その他男女平等参画の推進に関する重要事項について、区長の諮問に応じ、調査審議し、答申するものとする。

2 推進会議は、行動計画に基づいた施策の実施状況について調査審議し、必要に応じて区長に意見を述べることができる。

(組織)

第 17 条 推進会議は、区長が委嘱する委員十五人以内をもって組織する。

2 区長は、前項の委嘱に当たっては、委員の男女構成が均衡するよう努めなければならない。

(任期)

第 18 条 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第 5 章 苦情等の申出

(苦情等の申出)

第 19 条 区民及び事業者は、区長に対し、次に掲げる事項について苦情及び相談の申出（以下「苦情等の申出」という。）をすることができる。

一 区が実施する男女平等参画施策又は男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項

二 性別による差別等男女平等参画を阻害する要因により人権が侵害されたと認められる事案に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については苦情等の申出をすることができない。

一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項

二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決等のあった事項

三 苦情等の申出の処理に関する事項

(苦情等の処理)

第 20 条 区長は、苦情等の申出を受けた場合は、男女平等参画社会の形成に資するよう適切に対応するものとする。

2 区長は、苦情等の申出について適切かつ迅速に処理するため、港区男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

(苦情処理委員の所掌事項)

第 21 条 苦情処理委員は、苦情等の申出について、必要があると認めるときは、次に掲げる事務を行う。

一 苦情等の申出に係る調査を行うこと。

二 第 19 条第 1 項第一号に規定する事項に関し、是正の勧告又は改善意見の表明をし、その内容を公表すること。

三 第 19 条第 1 項第二号に規定する事項に関し、関係者に対し助言、指導、是正の要請及び意見の表明をすること。

(定数等)

第 22 条 苦情処理委員は、三人以内とし、男女平等参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

2 苦情処理委員の任期は、二年とし、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第 6 章 雜則

(委任)

第 23 条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 5 章の規定は、施行日から起算して 6 月を超えない範囲内において区規則で定める日から施行する。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

港区男女平等参画条例施行規則

平成 16 年 3 月 31 日
規則第 13 号

(趣旨)

第1条 この規則は、港区男女平等参画条例（平成 16 年港区条例第 3 号。以下「条例」という。）第 9 条の 2 第 2 項及び第 23 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(みなとマリアージュカードの交付)

第2条の2 区長は、みなとマリアージュ制度を利用する者をみなとマリアージュ制度利用登録簿に登録し、みなとマリアージュカード（第 1 号様式）を交付するものとする。

(男女平等参画推進会議)

第3条 条例第 17 条に規定する港区男女平等参画推進会議（以下「推進会議」という。）の委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に掲げる員数以内を区長が委嘱する。

- 一 学識経験者 三人
 - 二 区内の男女平等参画関係団体に属する者 六人
 - 三 区民のうちから公募により選定した者 六人
- 2 推進会議に、会長及び副会長を置く。
 - 3 会長は、委員の互選により選出し、会務を総理し、推進会議を代表する。
 - 4 副会長は、委員のうちから会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員（会長及び副会長を含む。次項及び第 4 項において同じ。）の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
- 5 推進会議の会議は、公開とする。ただし、推進会議が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。
- 6 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(苦情処理委員)

第5条 区長は、条例第22条第1項の規定に基づく港区男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）の委嘱に当たっては、女性及び男性をそれぞれ一人以上選任するものとする。

2 区長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

3 苦情処理委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（申出の方法）

第6条 条例第19条第1項の規定による苦情及び相談の申出（以下「苦情等の申出」という。）は、苦情等処理申出書（第1号様式の2）により行わなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、口頭で苦情等の申出をすることができる。

2 前項ただし書の規定により口頭で苦情等の申出をする場合は、区長は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

（調査及び処理）

第7条 区長は、前条の苦情等の申出があったときは、苦情処理委員に対し、苦情等の申出の調査及び処理（以下「調査等」という。）を依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた苦情処理委員は、必要があると認めるときは、速やかに当該苦情等の申出の調査等をするものとする。この場合において、苦情等の申出の内容により必要と認めるときは、合議体を構成して調査等をすることができる。

3 区長は、調査等を依頼した苦情等の申出が、条例第19条第2項第1号又は第2号に該当するに至ったときは、苦情処理委員に調査等の中止を依頼するとともに、調査中止通知書（第2号様式）により申出をした者（以下「申出者」という。）に通知するものとする。

（調査開始の通知等）

第8条 苦情処理委員は、調査を開始するときは、当該苦情等の申出に係る区の機関又は関係者に対し、調査開始通知書（第3号様式）により通知するものとする。ただし、条例第19条第1項第2号に係る苦情等の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、口頭で通知することができる。

2 苦情処理委員は、区の機関又は関係者に対し、当該苦情等の申出に係る説明又は資料の提出を求めることができる。

3 苦情処理委員は、職務を行う場合には、身分証明書（第4号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の通知を受けた関係者は、当該申出者に対し、苦情等の申出を理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（是正の勧告等）

第9条 苦情処理委員は、条例第21条第2号に規定する是正の勧告又は改善意見の表明(以下「是正の勧告等」という。)をする場合には、是正勧告等通知書(第五号様式)により区の機関に通知するものとする。

2 苦情処理委員は、条例第21条第3号に規定する助言、指導、是正の要請又は意見の表明(以下「助言等」という。)をする場合には、助言等通知書(第六号様式)により関係者に通知するものとする。ただし、相当な理由があると認めるときは、口頭で通知することができる。

3 苦情処理委員は、是正の勧告等又は助言等をする必要のない場合は、その旨を速やかに、区の機関又は関係者に通知するものとする。

(調査結果等の通知)

第10条 苦情処理委員は、苦情等の申出について調査等が終了したときは、速やかに調査結果報告書(第七号様式)により区長にその結果を報告するものとする。

2 区長は、前項の報告があったときは、速やかに調査等の結果を、当該申出者に対し調査結果等通知書(第八号様式)により通知するものとする。

(是正その他の措置の報告)

第11条 区の機関は、是正の勧告等を受けた場合は、当該是正の勧告等に係る措置結果を是正措置報告書(第九号様式)により区長に報告しなければならない。

(庶務)

第12条 推進会議及び苦情処理委員の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成16年9月30日規則第85号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年3月31日規則第54号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成22年3月29日規則第31号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

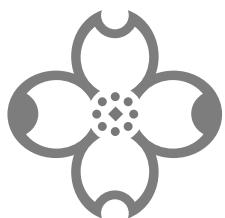
付 則(平成31年3月29日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

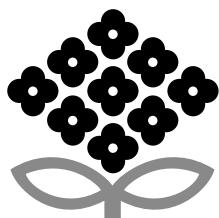
付 則(令和2年3月31日規則第19号)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

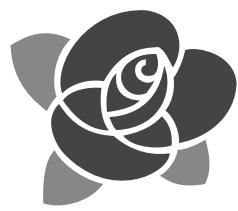
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の港区男女平等参画条例施行規則第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。



ハナミズキ



アジサイ



バラ

発行番号 2021108-6421

港区の平和・人権・男女平等参画

令和3年度（2021年度）版 事業概要

令和3年（2021年）8月発行

発 行 港区総務部人権・男女平等参画担当
港区芝公園一丁目5番25号
電話 3578-2111代表



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。